

第3期苫小牧市地域福祉計画

(令和3年度～令和8年度)

中間見直し版



令和6年3月
苫小牧市

第 3 期 苫小牧市地域福祉計画の中間見直しにあたって

本市では、令和 3 年に「支えあい、助けあいながら共に暮らせるまちづくり」を基本理念に掲げ「第 3 期 苫小牧市地域福祉計画」を策定し、3 年が経過しました。



この間、8050 問題や育児と介護のダブルケアなど、一つの世帯において複合的な課題を抱え、地域から孤立し、一つの支援機関だけでは解決が困難な事例が顕在化していることから、積極的なアウトリーチや支援機関と連携し、解決していくための仕組み、包括的な支援を行う体制整備など、誰もが住み慣れた地域の中で、心豊かに安心して暮らしていけるような地域づくりに向け、施策を進めてきました。

このたびの中間見直しでは、令和 3 年 4 月に施行された改正社会福祉法や同 4 年 3 月に閣議決定された第二期成年後見制度利用促進基本計画などの内容を、本市の実情に合わせ、本計画に盛り込みました。

改正社会福祉法を受け、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の実施を、また、第二期成年後見制度利用促進基本計画を受け、尊厳ある本人らしい生活の継続に向けた取組みを加えています。

これらの見直しにより、現状に即した福祉課題に市民、地域団体、福祉関係者、民間企業及び行政機関が重層的に役割を担いながら連携・協力して、取り組んでまいりたいと考えております。

結びに、今回の計画の見直しにあたり、御尽力をいただきました「苫小牧市地域福祉計画推進委員会」の委員の皆様、日頃から地域福祉活動に取り組まれている市民の皆様や関係機関・団体の皆様に、心からお礼申し上げます。

令和 6 年 3 月

苫小牧市長 岩 倉 博 文

第3期苫小牧市地域福祉計画中間見直しについて

1 見直しの基本方針について

計画策定後3年が経過した段階での中間見直しであることや、計画策定以降大規模な法改正が無かったことなどを踏まえ、計画の根本となる部分については継承をしつつ、現状等を踏まえた上で、主に以下の観点から見直しを行っています。

2 見直しについて

(1) 評価指標について

令和4年度までに目標を達成できたもののうち、更に高い目標設定が可能なものについて変更しています。

それ以外は目標を変更せず、計画期間が終了する令和8年度までの目標達成を目指しています。

(2) 施策の内容、主な事業の見直しについて

新規

・重層的支援体制整備事業の新規追加

令和3年4月施行の改正社会福祉法（令和2年6月公布）により「重層的支援体制整備事業」が創設されたことに伴い、令和7年度における本市での実施を検討しているため、新規追加しています。

⇒ 事業概要のほか、実施に向けた取組方針等について記載しています。

・子ども・若者支援地域協議会の新規追加

子ども・若者育成支援推進法に基づき、令和5年6月に協議会を設立したため、新規追加しています。

変更

・成年後見制度利用促進基本計画の改定

国は令和4年3月に第二期成年後見制度利用促進基本計画を策定しており、本市では令和4年4月から成年後見支援センターを広域化し、厚真町、安平町及びむかわ町を支援対象に加え、中核機関に移行したことを踏まえ、記載内容を見直しています。

目 次

■市長挨拶

■第3期苫小牧市地域福祉計画中間見直しについて

第1章 計画の策定にあたって 1

1	計画策定の趣旨	3
2	計画の位置付け・関連計画との関係	4
3	計画の期間	7

第2章 現状と課題 9

1	地域福祉計画を取り巻く動向	11
2	苫小牧市の現況	12
3	ニーズの把握	23
	【1】市民意識調査結果	23
	【2】共生社会を考える地域福祉セミナーの実施結果	34
	【3】共生社会を考えるシンポジウムの実施結果	35
	【4】地域懇談会の実施結果	37
4	課題及び施策検討	39
5	地域福祉計画推進委員会からの意見	43
6	新たな基本目標	45

第3章 基本方針 47

1	基本理念	49
2	基本目標	50
3	計画の体系	51
4	圏域の設定	52

第4章 施策の推進 55

1	施策の推進に対する考え方	57
2	施策の体系	58
3	評価指標	59

基本目標1 自分らしく生きるための仕組みづくり 62

施策1	包括的な相談支援体制の構築	62
施策2	権利擁護の推進	71

基本目標2	共に支えあう地域づくり	78
施策3	地域を担う人づくり	78
施策4	地域福祉活動の推進	82
基本目標3	誰もが安心して暮らせる環境づくり	88
施策5	安心して暮らせる地域づくり	88
施策6	福祉のまちづくりの推進	92
施策7	地域丸ごとのつながり	96

第5章 地域福祉活動を推進する基盤づくり 99

1	社会福祉協議会「第6期地域福祉実践計画」との連携	101
2	計画の進行管理と検証体制	103

資料編 105

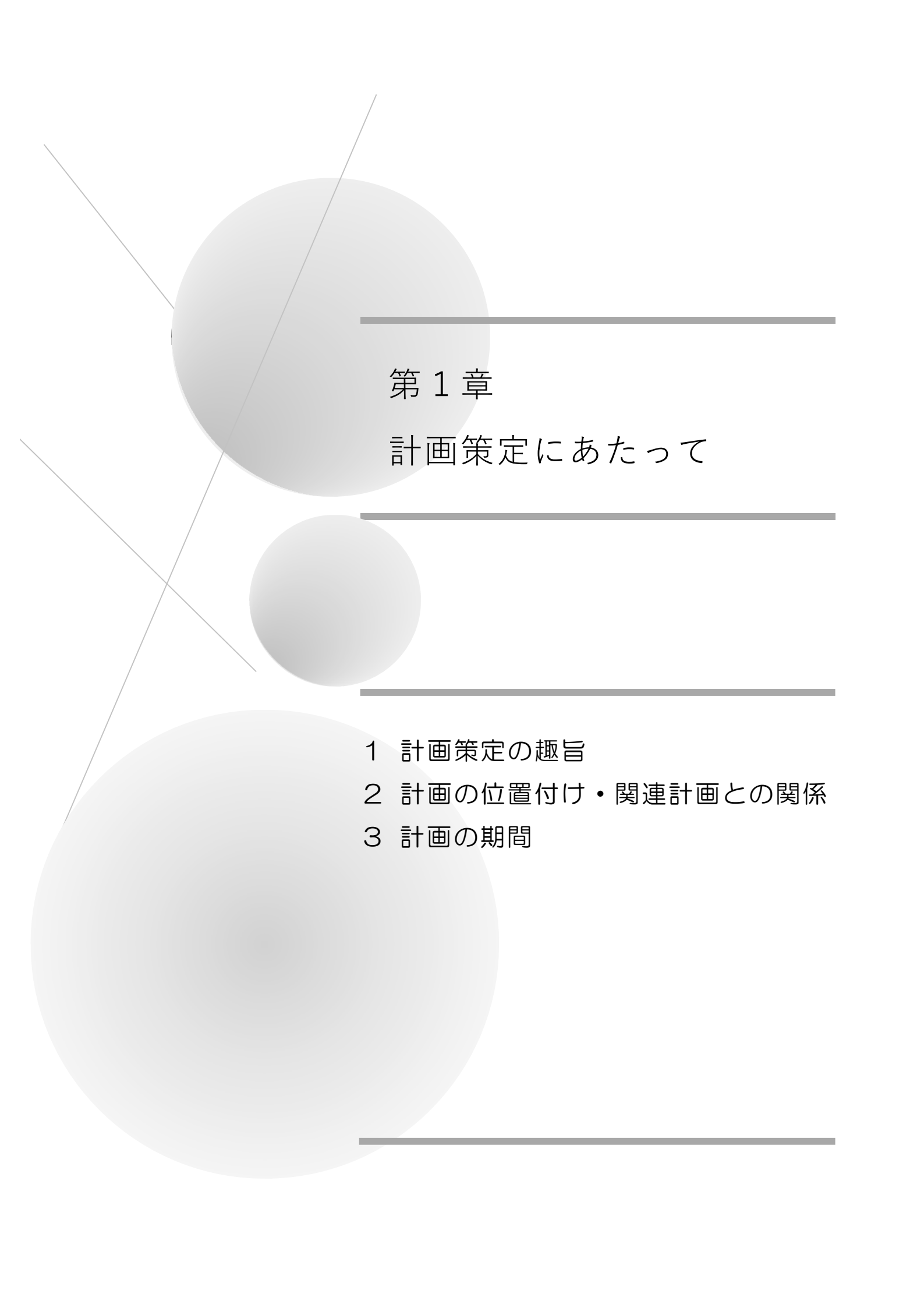
1	計画作成過程	106
2	苫小牧市地域福祉計画推進委員会設置要綱	109
3	苫小牧市地域福祉計画推進委員会委員名簿	111
4	苫小牧市地域福祉計画庁内推進会議設置要綱	112
5	とまこまい成年後見支援センター運営協議会設置要綱	113
6	とまこまい成年後見支援センター運営協議会委員名簿	116
7	持続可能な開発目標（SDGs エス・ディー・ジーズ）	117

コラム①	性はグラデーション 一人ひとりが持っている性	44
コラム②	コミュニティソーシャルワーカー	57
コラム③	生活困窮者自立支援制度	70
コラム④	民生委員・児童委員	85
コラム⑤	基幹相談支援センター	87
コラム⑥	あいサポート運動	95
コラム⑦	生活支援コーディネーター	97

■ 「障がい」のひらがな表記について ■

この計画書では、次の場合を除いて、「障がい」とひらがな表記をしています。

- ① 法令等で定義され、又は法令等から引用している用語
- ② 制度や事業の名称のほか、団体、施設名等の固有名詞
- ③ 学術用語や医学等の専門用語として漢字表記が通例である用語



第 1 章

計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け・関連計画との関係
- 3 計画の期間

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

少子高齢化や人口減少、それに伴う核家族化の進展、地域住民のつながりの希薄化はますます加速するとともに、価値観の多様化、格差の拡大などにより、社会を取り巻く環境は大きく変化し続けています。

そのような状況の中で、ひきこもり、ダブルケアや8050問題、また、就職氷河期世代の就職困難者など雇用を通じた生活保障の低下により、様々な社会問題が顕在化しています。これらの多様で複雑化した課題は行政だけで対応することは難しくなっており、多様性のある人々が地域で助けあい、支えあい、共に生きる福祉コミュニティの重要性が問われています。

地域福祉とは、制度による公的なサービスを利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりする関係を築きながら、共に支えあい、生きがいと思いやりのある地域社会を実現しようとするものです。

誰もが住みなれた地域の中で、心豊かに安心して暮らしていけるような地域づくりは、行政の取組はもとより、市民一人ひとりの積極的な福祉活動への参加や住民一人ひとりの努力（自助）、住民同士の相互扶助（互助）、介護保険などの制度（共助）、公的なサービス（公助）の連携によって市民主体の地域福祉活動を展開し、取り組むことが必要となります。

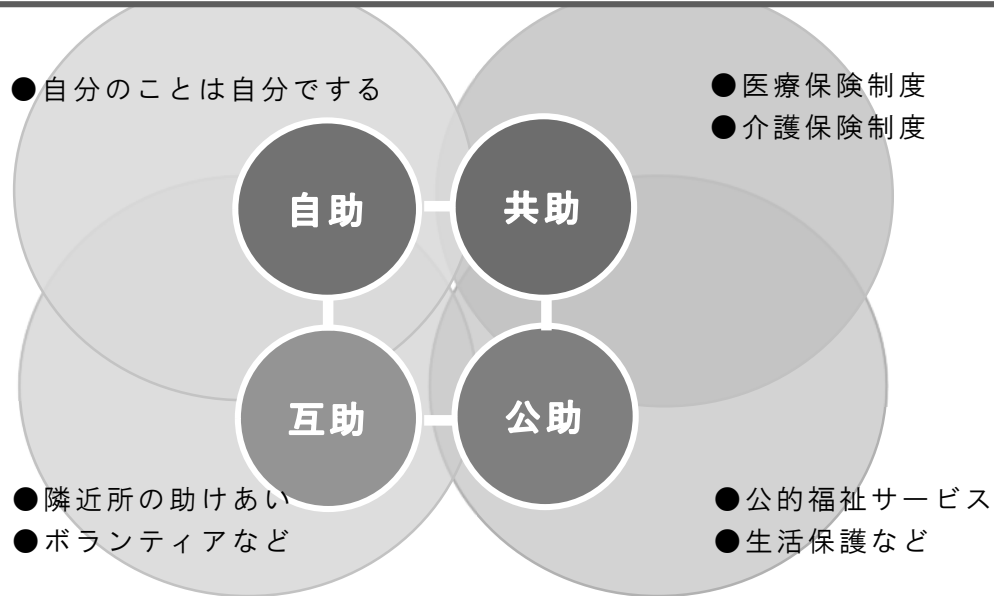
また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって、地域での活動が制限され、顔の見えるつながりが薄れており、収束後の新たな日常に対応した地域福祉活動、生活支援のための取組も重要です。

本計画は、社会環境の変化や法改正等の動向を踏まえ、地域社会における新たな課題に対応していくための計画として改定します。

ダブルケア・・・子育てと介護が同時期に発生する状態のことで、近年の晩婚化・出産年齢の高齢化を背景に、仕事と子育て、仕事と介護の両立だけでなく、子育て・介護・仕事の両立に直面する世帯が増加すると予測されている。

8050問題・・・8050とは、「80代の親と50代の子」という意味で、高齢の親と働いていない独身の中年の子とが同居している世帯をさす。ひきこもりの長期化などにより、本人と親が高齢化し、収入が途絶えたり、病気や介護などで支援につながらないまま孤立、困窮してしまうことが大きな問題となっている。

地域福祉の推進の4つの連携（自助・互助・共助・公助）



2 計画の位置付け・関連計画との関係

本計画は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定にもとづく市町村地域福祉計画として、福祉分野の上位計画に位置付けられており、地域福祉推進のための理念や基本的な方向を明らかにし、福祉に関連する各種の具体的な施策や事業等を示しています。本市における地域福祉推進の基本的指針となるものです。

（市町村地域福祉計画）《社会福祉法における位置付け（抜粋）》

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

高齢者、障がい者、子どもなどの各分野における具体的な取組については、それぞれの施策、目標を掲げて計画を策定し、取組を推進します。

なお、苫小牧市社会福祉協議会が策定する地域福祉実践計画とは車の両輪の関係にあり、相互に補完・補強しあうことにより地域福祉のさらなる推進を目指していきます。

また、社会福祉法（平成 30（2018）年 4 月 1 日施行）の改正により、地域住民、福祉関係者による地域生活課題の把握、関係機関との連携等による解決が図られることを目指す理念が明記され、この理念のために包括的な支援体制づくりに努める旨が規定されました。

改定 1 包括的な支援体制の整備

福祉サービスについては、分野ごとに整備されていますが、近年 8050 問題やダブルケアなど複合的な課題を抱え、誰にも相談できずに孤立し、一つの支援機関だけでは解決困難な事例が顕在化しています。また、ひきこもりなど、表面化せずに問題を抱えたままになっているケースもあります。

こうしたことから、地域住民の相談を包括的に受け止め、関係機関と連携し、支援につなげていく環境づくりが求められています。

【第 3 期計画における施策検討のポイント】

○包括的支援の体制づくり

介護分野の「地域ケア推進会議」、障がい分野の「地域自立支援協議会」、子ども分野の「要保護児童対策地域協議会」、生活困窮分野の「生活困窮者自立支援ネットワーク会議」等を活用しながら、包括的支援体制づくりを推進する

改定 2 地域丸ごとのつながりの強化

地域は、住民同士が日々の変化に気づき、寄り添いながら支えあうことができます。また、地域は、高齢者、障がい者、子どもといった世代や背景が異なる人々が集い、参加できる場、社会経済活動の基盤であり、多様な社会資源が存在しています。

昨今、社会経済の担い手の減少を背景に、耕作放棄地の再生や森林などの環境保全、空き家の利活用、商店街の活性化など、様々な課題が顕在化しています。しかし、これらは同時に、高齢者や障がい者、生活困窮者などの就労・活躍の機会を提供する資源でもあります。地域において、社会保障などの分野を超えて、人と資源がつながることで、様々な可能性を拓くことができます。

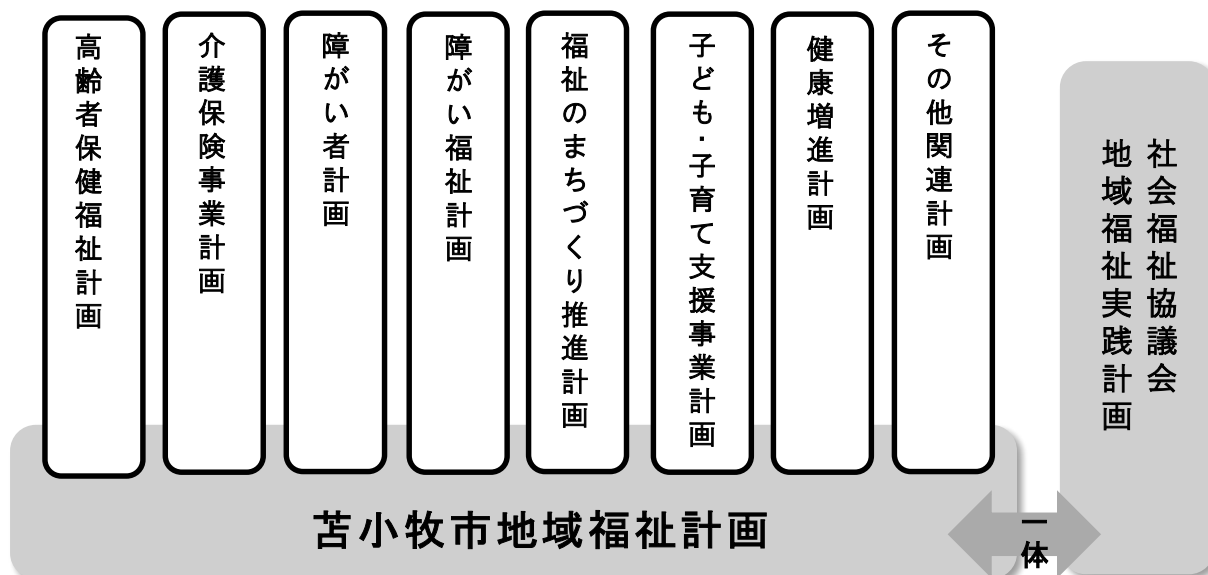
このように、地域に「循環」を生み出していくことにより、高齢化や人口減少といった社会変化を乗り越え、福祉と経済の双方を支えていくことが求められています。

【第3期計画における施策検討のポイント】

○地域における人と資源の循環

福祉分野、雇用分野の既存事業において、農福連携、空き家や空き店舗などの活用による就労・社会参加や健康づくりの推進

地域福祉計画の位置付け及び関連計画との関係

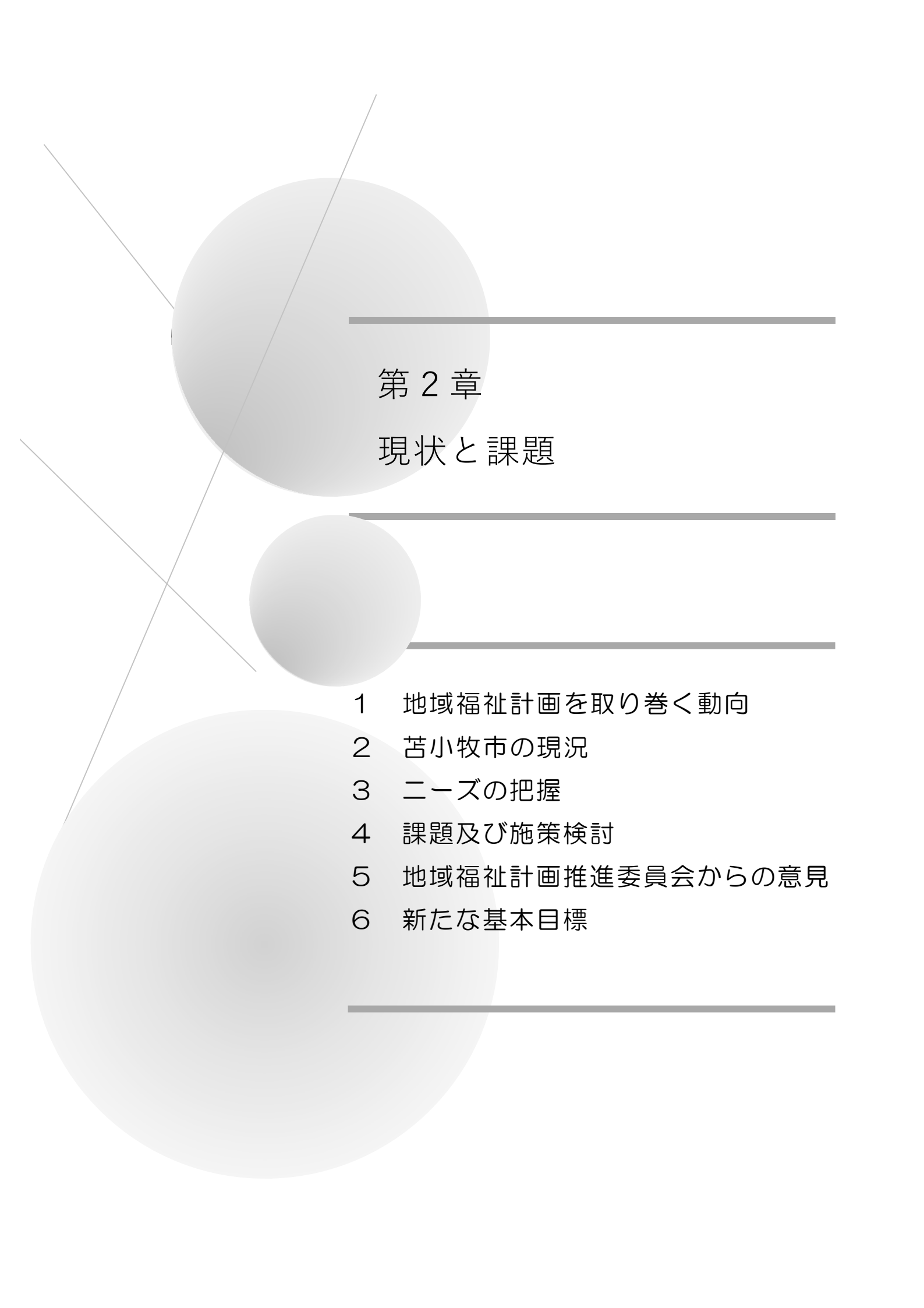


計画名	法令上の名称	根拠規定
苦小牧市高齢者保健福祉計画	老人福祉計画	老人福祉法
苦小牧市介護保険事業計画	介護保険事業計画	介護保険法
苦小牧市障がい者計画	障害者計画	障害者基本法
苦小牧市障がい福祉計画	障害福祉計画	障害者総合支援法
苦小牧市福祉のまちづくり推進計画	福祉のまちづくり推進計画	福祉のまちづくり条例
苦小牧市子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法
苦小牧市健康増進計画	健康増進計画	健康増進法

3 計画の期間

計画の期間は、令和 3（2021）年度から令和 8（2026）年度までの 6 年間とします。なお、計画期間の中間年にあたる令和 5（2023）年度で、一部見直します。

平成 30 (2018)	令和元 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)
総合計画 第 6 次基本計画					総合計画 第 7 次基本計画				
			第 3 期地域福祉計画						
			高齢者保健福祉計画 第 8 期介護保険事業計画			高齢者保健福祉計画 第 9 期介護保険事業計画			
			第 6 期障がい 福祉計画			第 7 期障がい 福祉計画			
第 2 期福祉のまちづくり 推進計画									
		第 2 期子ども・子育て支援事業計画							
健康増進計画 「健やか とまこまい step2」					健康増進計画				
自殺対策推進計画					自殺対策推進計画				



第2章

現状と課題

- 1 地域福祉計画を取り巻く動向
- 2 苫小牧市の現況
- 3 ニーズの把握
- 4 課題及び施策検討
- 5 地域福祉計画推進委員会からの意見
- 6 新たな基本目標

第2章 現状と課題

1 地域福祉計画を取り巻く動向

(1) 地域包括ケアシステムと包括的支援体制との関係

我が国では、急速に高齢化が進行しており、令和2年版高齢社会白書によると、65歳以上人口は3,589万人、総人口に占める割合（高齢化率）は28.4%であり、「超高齢社会」となっています。地域包括ケアシステムは、超高齢化社会の到来を前に、病気となっても、介護が必要となっても、住み慣れた地域で最期まで自分らしく暮らすための体制づくりとして高齢者分野で掲げられたものです。保健・医療・介護（福祉）にまたがる高齢者支援のための理念であり、引き続き推進していかなければなりません。

一方、地域共生社会の実現に向けては、地域包括ケアの「必要な支援を包括的に提供する」という理念を普遍化し、高齢者のみならず、障がい者、子どもや生活困窮者など生活上の困難を抱える方が、地域において自立した生活を送ることができるよう、地域住民による支えあいと公的支援が連動し、地域を「丸ごと」支える包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援を実現していく必要があります。

(2) 地域共生社会の実現に向けた動き

地域づくりの取組を横断的に進めるものとして、平成28（2016）年6月に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」において、子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に作り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が提示されました。このプランの中では、「支え手側と受け手側が常に固定しているのではなく、皆が役割を持ち、支えあいながら、自分らしく活躍できる地域社会の実現を目指す」ことが示されました。

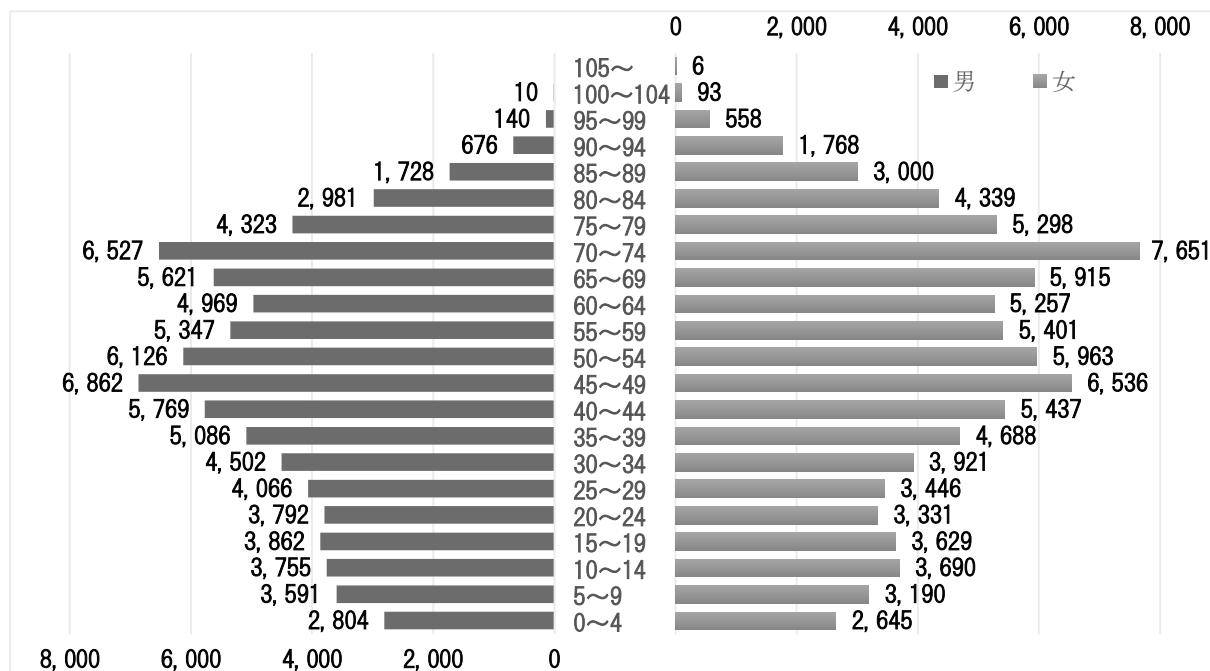
また、令和2年6月5日に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、同月12日に公布されました。このことにより、包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業が令和3（2021）年4月から施行されました。また、新事業における相談支援及び地域づくりにおいては、介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮分野の既存の各事業を一体的に実施することができるとされています。

2 苦小牧市の現況

■人口の状況

人口ピラミッドを見ると、男性は 45 歳～49 歳代、女性は 70 歳～74 歳代が一番多く、49 歳以下の人口は、年齢が低くなるにつれて減少傾向にあります。

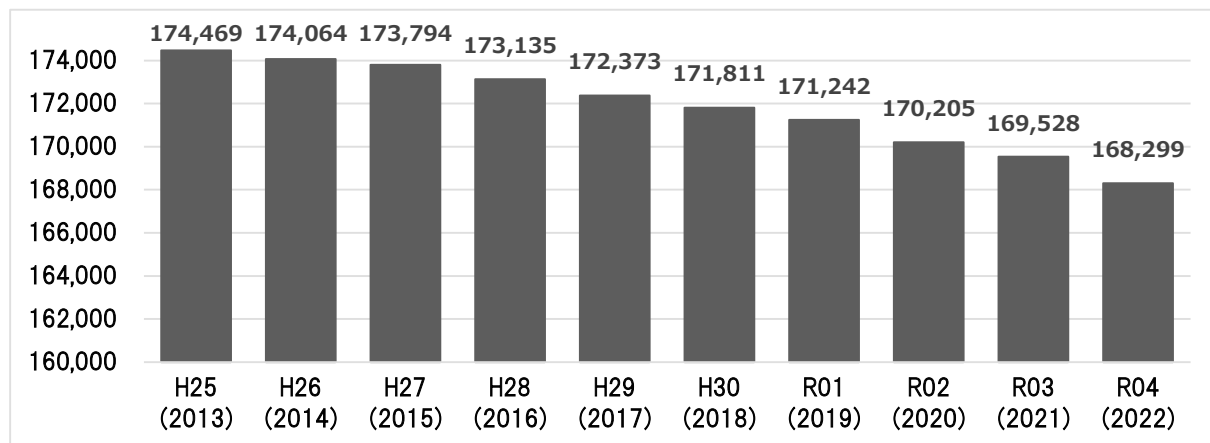
人口ピラミッド（人）



出典：住民基本台帳人口 令和 4 年 12 月末日

人口は平成 25（2013）年をピークに減少しつつあります。今後も高齢化により死亡数が出生数を大きく上回って推移することが予想されることから、人口は漸減していくと見られます。

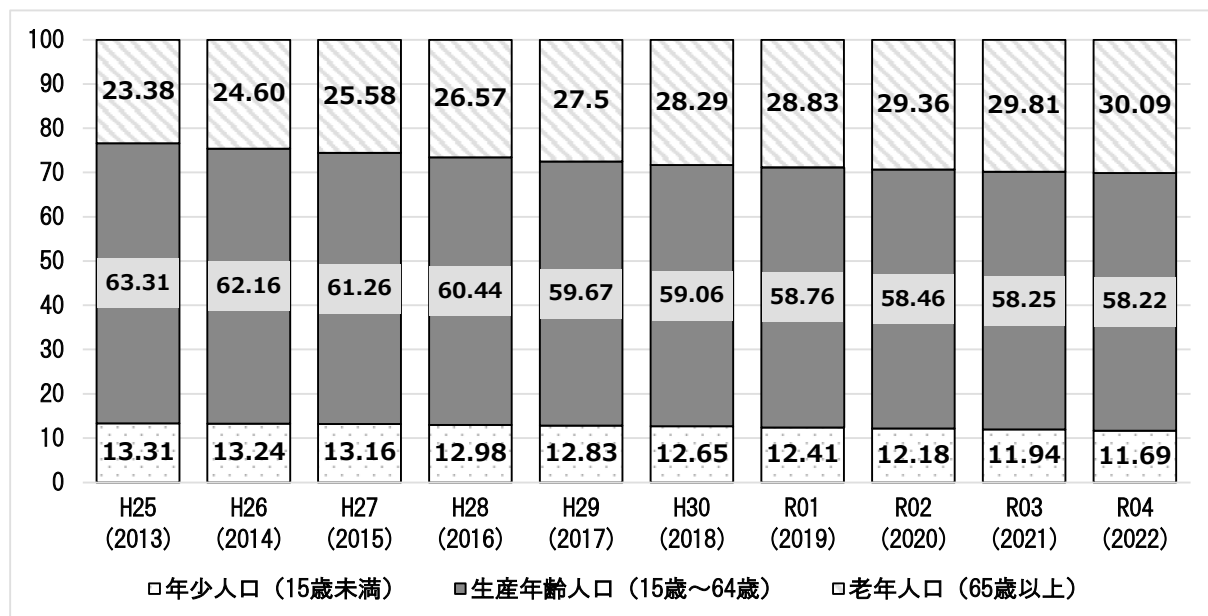
苦小牧市の人口の推移（人）



出典：住民基本台帳人口 各年 12 月末日

高齢化率は令和 4 (2022) 年度で 30. 09%、生産年齢人口及び年少人口の比率はそれぞれ 58. 22%と 11. 69%であり、減少傾向が続いています。

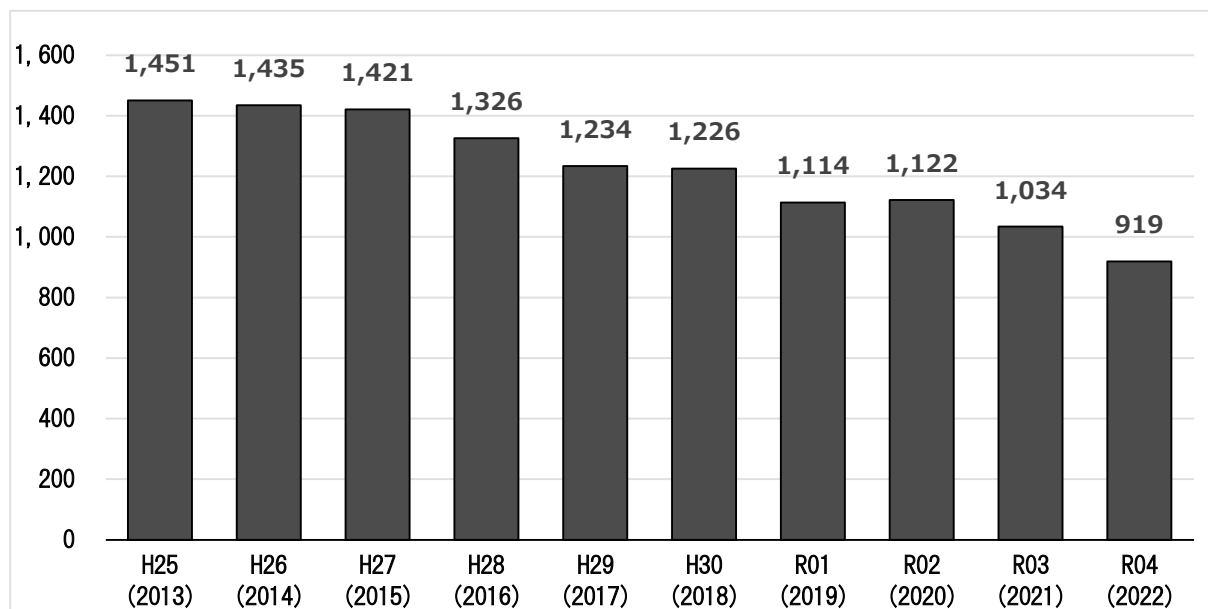
年齢別人口の推移 (%)



出典：住民基本台帳人口 各年 12 月末日

苫小牧市の令和 4 (2022) 年の出生数は 919 人で、前年の 1, 034 人より 115 人減少しており、少子化の進行が深刻です。

出生数の推移 (人)

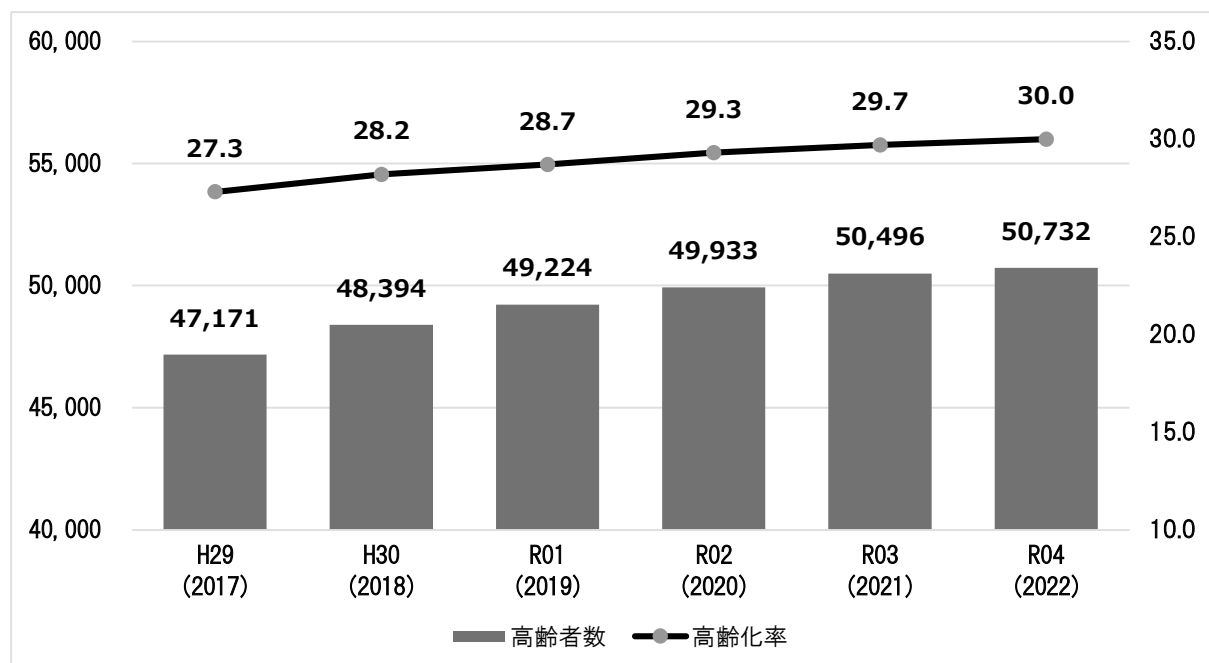


出典：住民基本台帳人口 各年 12 月末日

■高齢者の状況

苫小牧市の人口は減少傾向にある一方で、高齢者人口（65 歳以上）は平成 29(2017)年度と比べ令和 4(2022)年度には 3,561 人、高齢化率は 2.7 ポイント増加しています。少子高齢化に伴い、今後さらに高齢化が進むことが予想されています。

高齢化率の推移

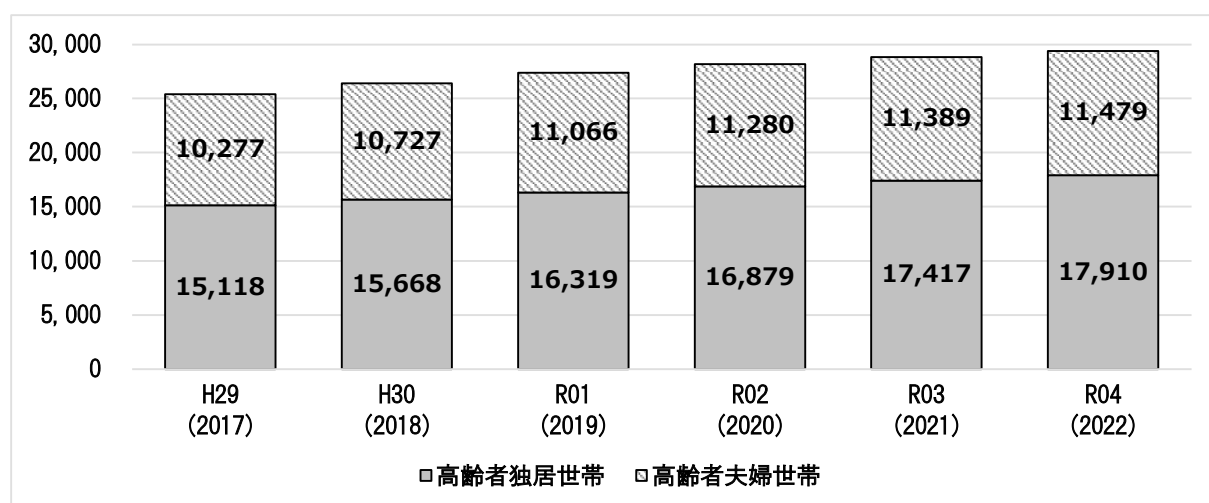


出典：住民基本台帳人口 各年 9 月末日

■高齢者の状況/高齢者独居世帯・高齢者夫婦世帯

6 年間で高齢者独居世帯は 1,202 世帯、高齢者夫婦世帯については 2,792 世帯増加しており、孤立・孤独への対応が必要です。

高齢者独居世帯・高齢者夫婦世帯（世帯）



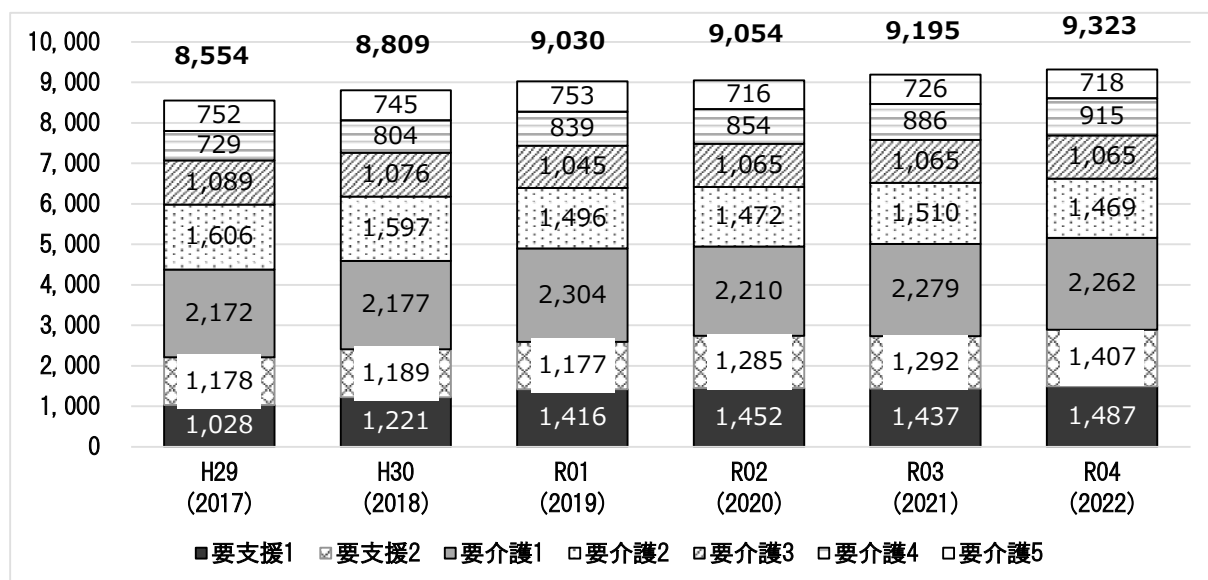
出典：市介護福祉課 各年 4 月 1 日

■高齢者の状況/要介護認定者数

第1号被保険者（65歳以上）の要介護認定者は、平成29（2017）年の8,554人から令和4（2022）年の9,323人と769人増加しています。

高齢者数の増加に伴い、要介護認定者数は増加し、その中でも要支援1と要介護1の軽度層の人数が特に増えています。

要介護認定者数（人）

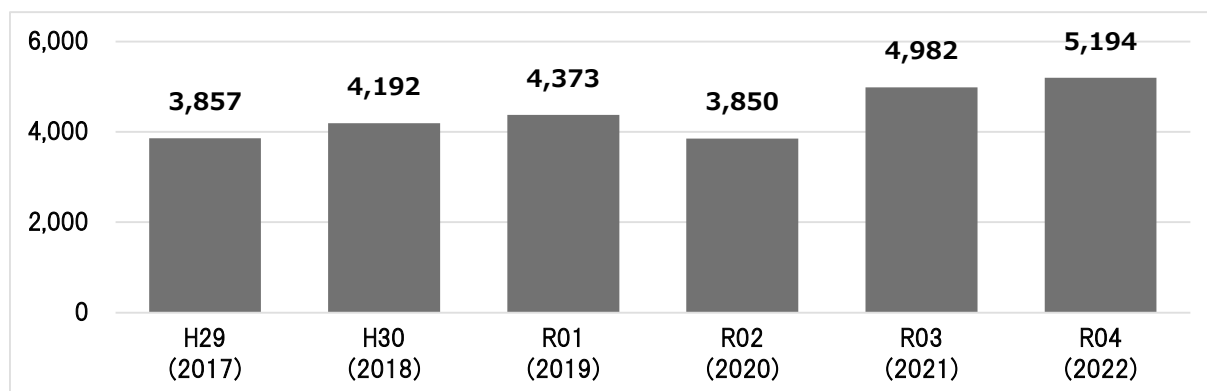


出典：介護保険事業状況報告（月報）各年9月末現在

■高齢者の状況/認知症高齢者数

要介護（要支援）認定者のうち、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa以上（認知症機能の低下）の認定者数は、令和4（2022）年で5,194人となっており、平成29（2017）年に比べて1,337人増加しています。認知症を支える体制づくり、介護者への支援が今後ますます必要になってきます。

認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa以上と判定される高齢者数（人）

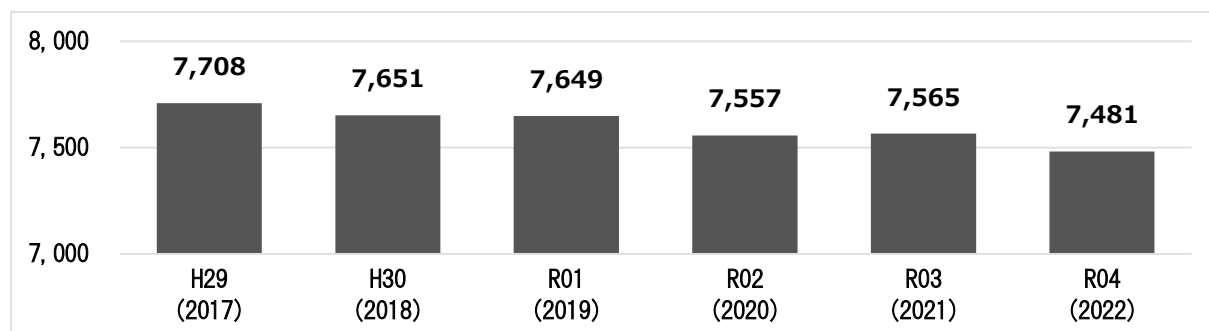


出典：市介護福祉課 各年4月1日

■障がいのある人の状況

本市の身体障害者手帳交付者数は、平成 29（2017）年度から減少していますが、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付者は増加傾向にあります。平成 25（2013）年 4 月の障害者総合支援法の施行により、障がい者の範囲に難病の方が加わり、障がいの内容が多様化・複雑化しています。

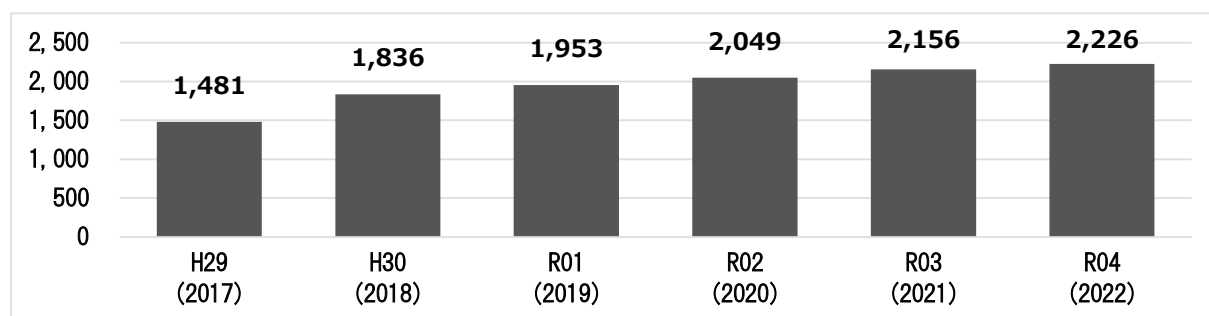
身体障がい者数（身体障害者手帳交付者数）



（身体の各機能に永続する障がいがあり、身体障害者福祉法別表に掲げる障がいに該当する方が対象：障がいの程度 1 ～ 6 級）

出典：市障がい福祉課 各年度末

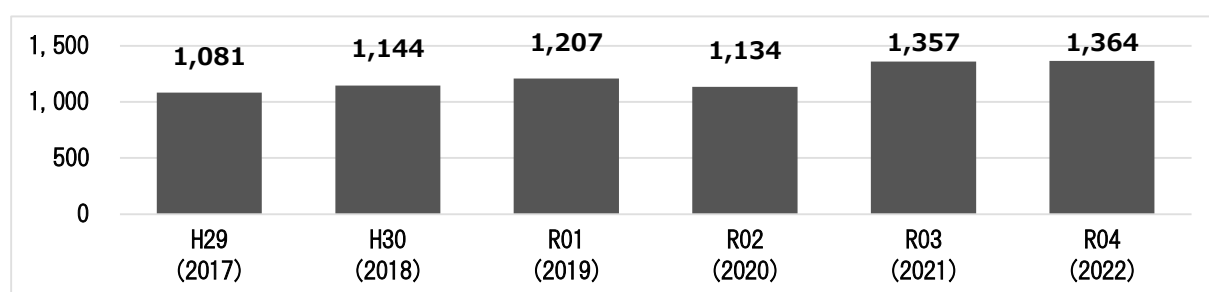
知的障がい者数（療育手帳交付者数）



（知能指数が判定の結果一定の基準を下回る方が対象：障がいの程度 A ・ B）

出典：市障がい福祉課 各年度末

精神障がい者数（精神障害者保健福祉手帳交付者数）

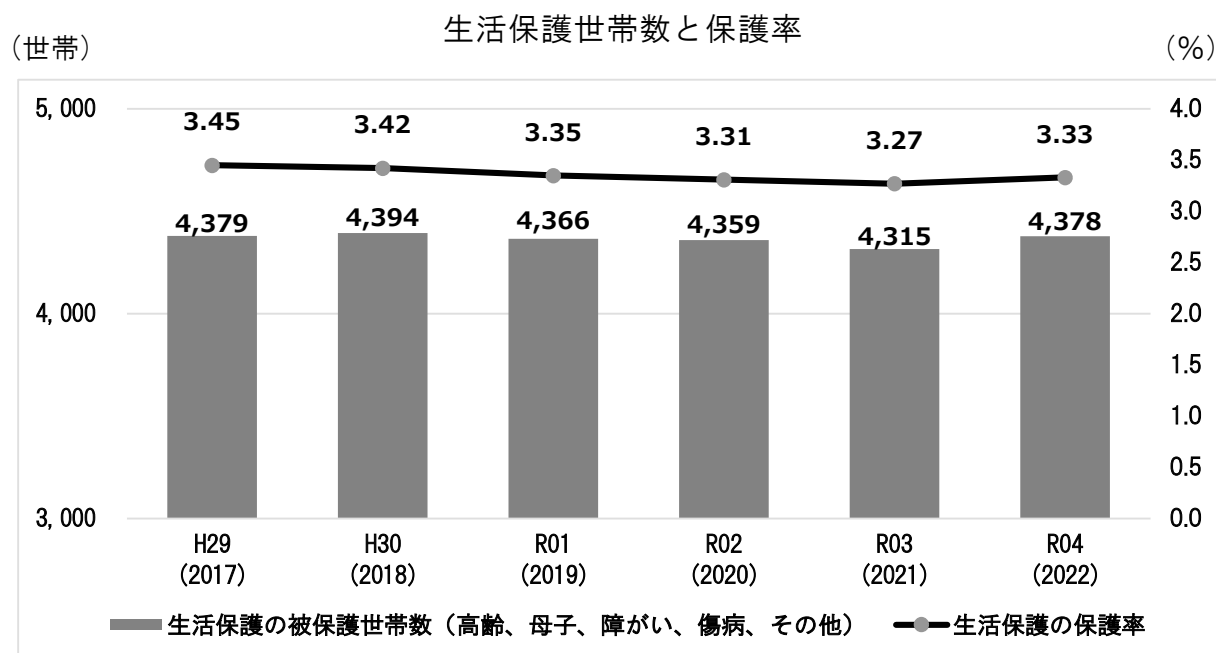


（精神疾患を有する方のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活に制約のある方が対象：障がいの程度 1 ～ 3 級）

出典：市障がい福祉課 各年度末

■生活保護の状況

本市の生活保護受給世帯数及び保護率は、微減の傾向ですが、依然高い水準で推移しています。

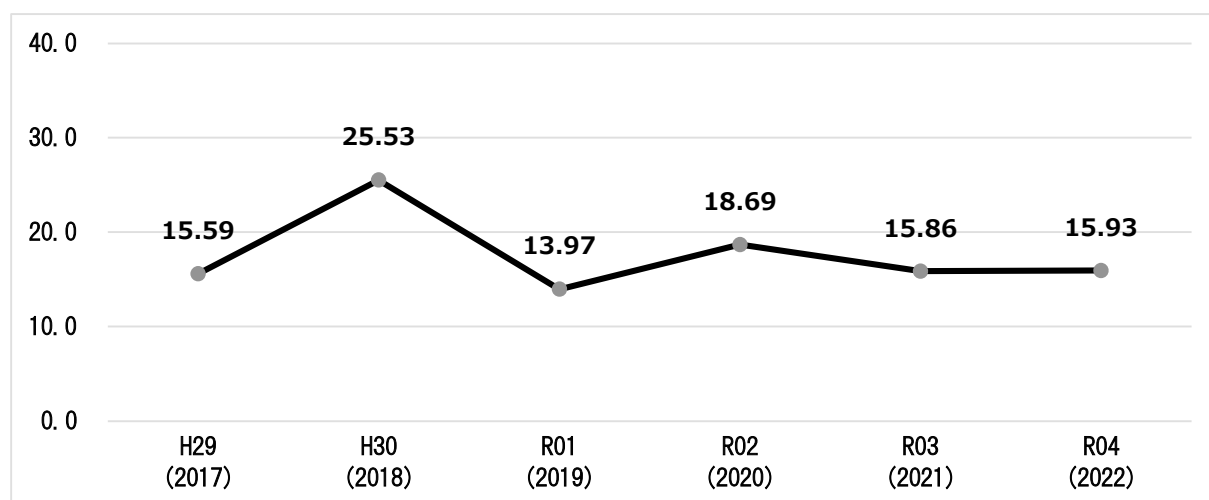


出典：市生活支援室 各年度末

■健康／自殺死亡率

人口 10 万人当たりの自殺者数を示す自殺死亡率は、年によって増減を繰り返していますが、減少傾向にあります。身近な市民一人ひとりが、早期に気づき、話を聴き、適切な対応をとることだけではなく、保健医療、福祉、教育、労働等の関係機関との生きることの包括的支援を行う必要があります。

自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺者数）

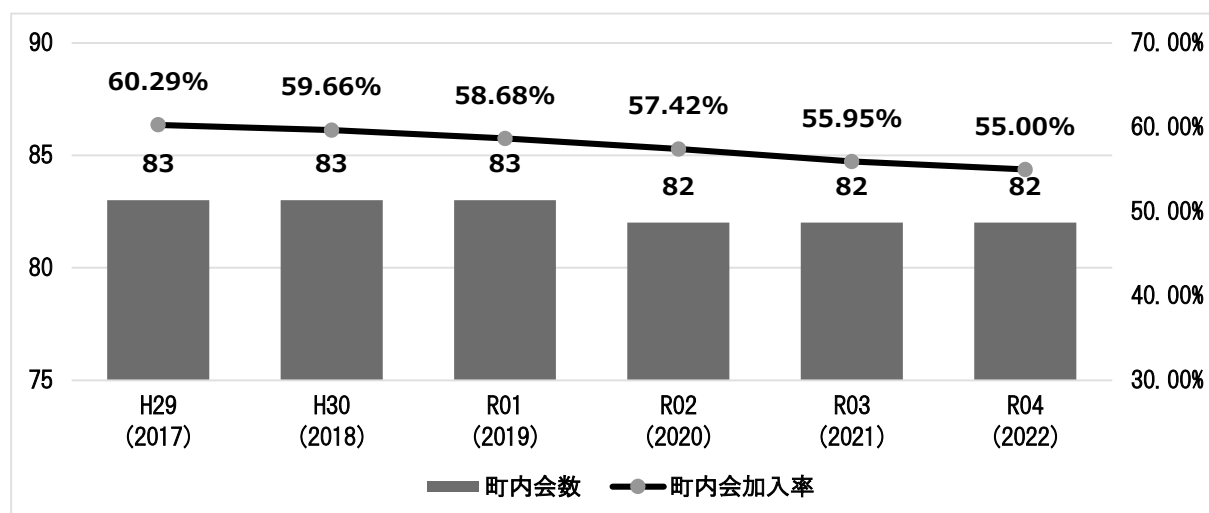


出典：市健康支援課 各年 12 月末

■ 地域／町内会加入率

町内会の加入率は減少傾向にあり、市民意識調査においても地域のつながりが希薄になったとの意見があることから、地域の様々な人との交流を通じて、地域で支えあうネットワークづくりを進めていく必要があります。

町内会の加入率



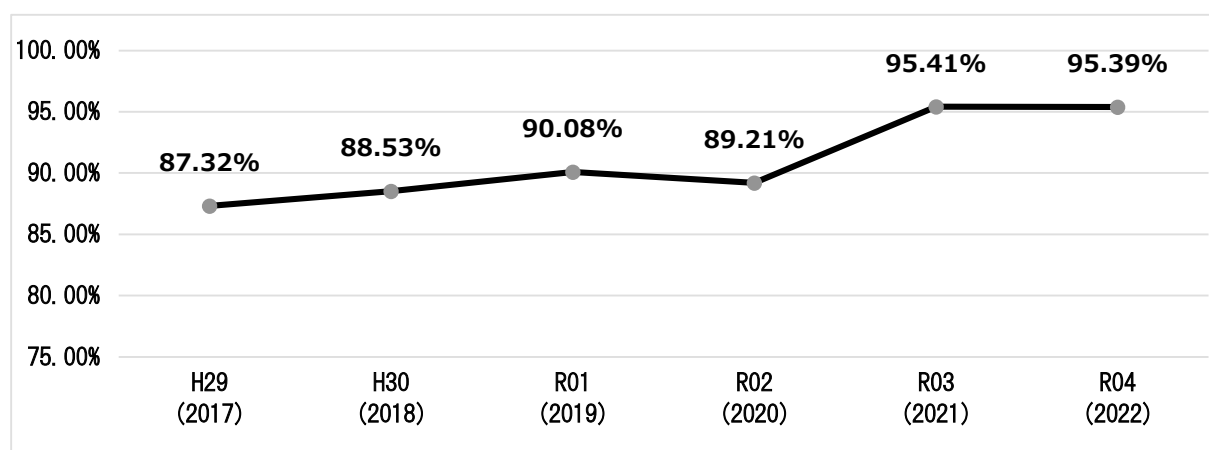
出典：市市民生活課 各年 4 月 1 日

■ 地域／自主防災組織世帯カバー率

自主防災組織とは、地域住民が協力して「自分たちの地域は自分たちで守る」ため立ち上げる組織のことです。この組織は、地域の防災活動の拠点となるとともに、地域が協力し合うため、防災効果がより一層向上します。

苫小牧市では、平成 7（1995）年から町内会の協力を得て組織を立ち上げ、令和 4（2022）年時点では、82 町内会中 71 町内会が自主防災組織を設立し、自主防災組織世帯カバー率は 9 割を超え、自助の取組が進められています。

自主防災組織世帯カバー率

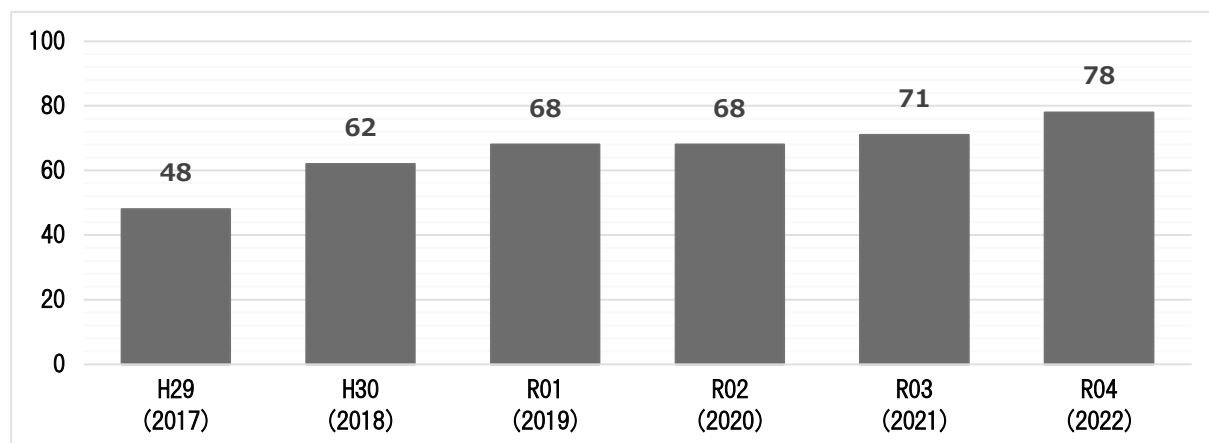


出典：市危機管理室 各年 6 月 1 日

■ 地域／ふれあいサロン

苫小牧市社会福祉協議会で進めている「ふれあいサロン」は、年々増加傾向にあります。今後も誰もがいつでも気軽に立ち寄ることができ、地域活動を生み出す拠点整備を進めていく必要があります。

ふれあいサロン数



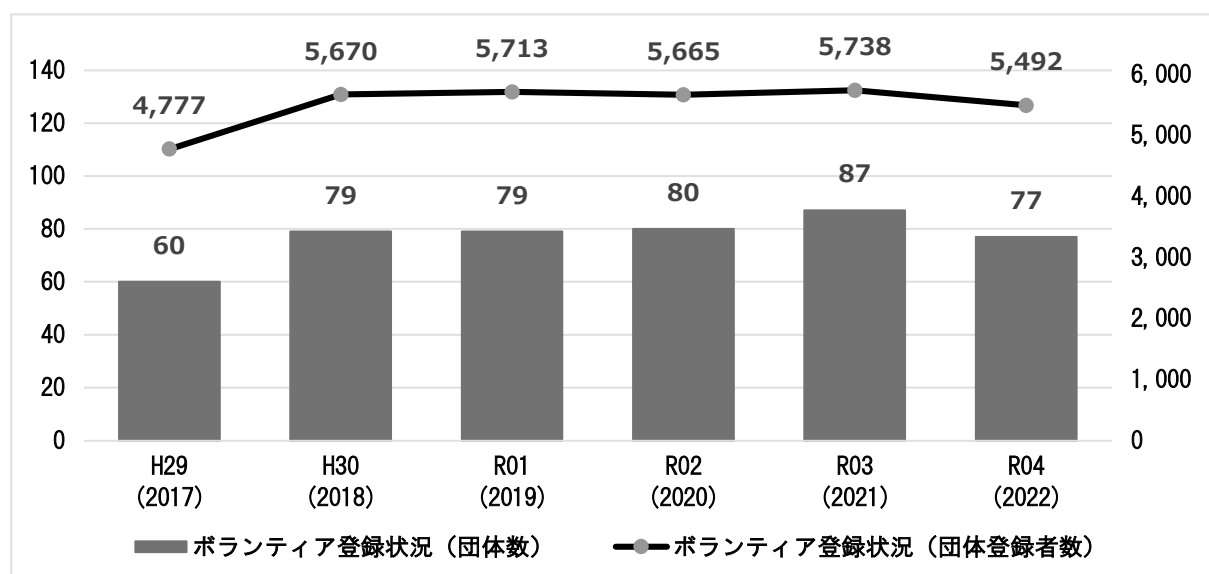
出典：苫小牧市社会福祉協議会 各年度末

■ 地域／ボランティア登録

苫小牧市社会福祉協議会が設置するボランティアセンターへのボランティア登録団体数及び団体登録者数は、近年、横ばい傾向にあります。

平成 24 (2012) 年度より開始した、介護支援いきいきポイント事業によるボランティア活動実人数も同様であり、高齢者自身の社会参加を通じた介護予防を進めていく必要があります。

ボランティア登録（団体数及び団体登録者数）

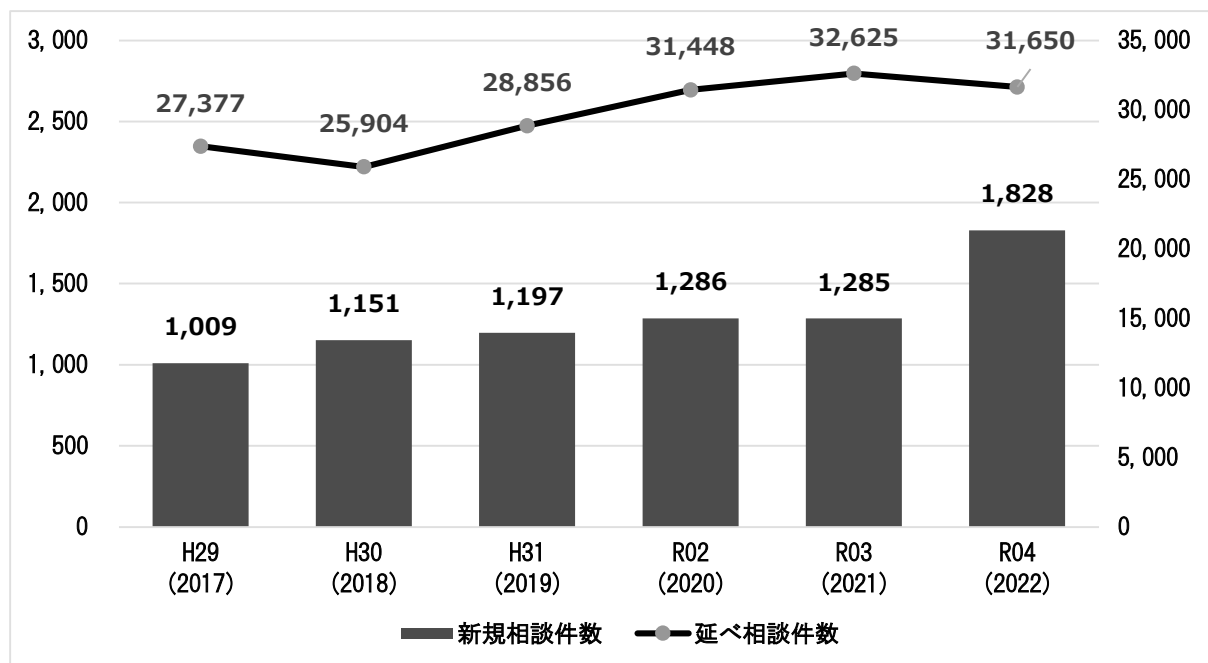


出典：苫小牧市社会福祉協議会 各年度末

■相談の状況

地域包括支援センターへの延べ相談件数は、年々増加傾向にあります。要支援、要介護といった、高齢化の状況を勘案した相談支援体制の充実が求められます。

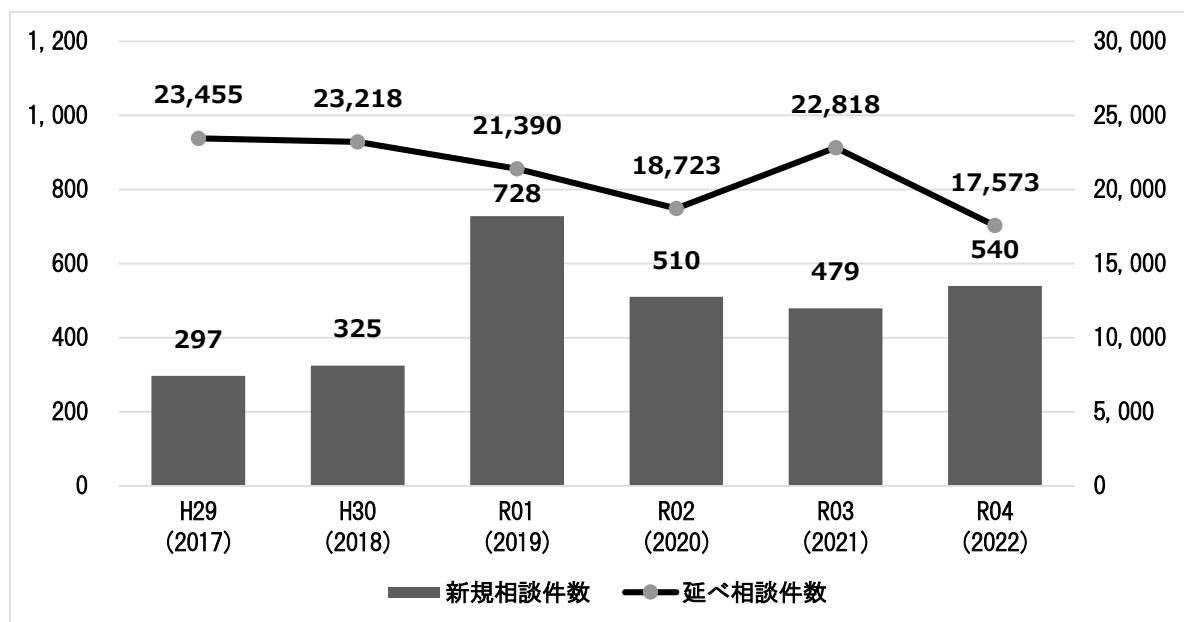
地域包括支援センターの相談件数



出典：市介護福祉課 各年度末

基幹相談支援センターへの延べ相談件数及び新規相談件数は、横ばい傾向にありますが、地域で生活する障がい者の自立した生活への支援が求められています。

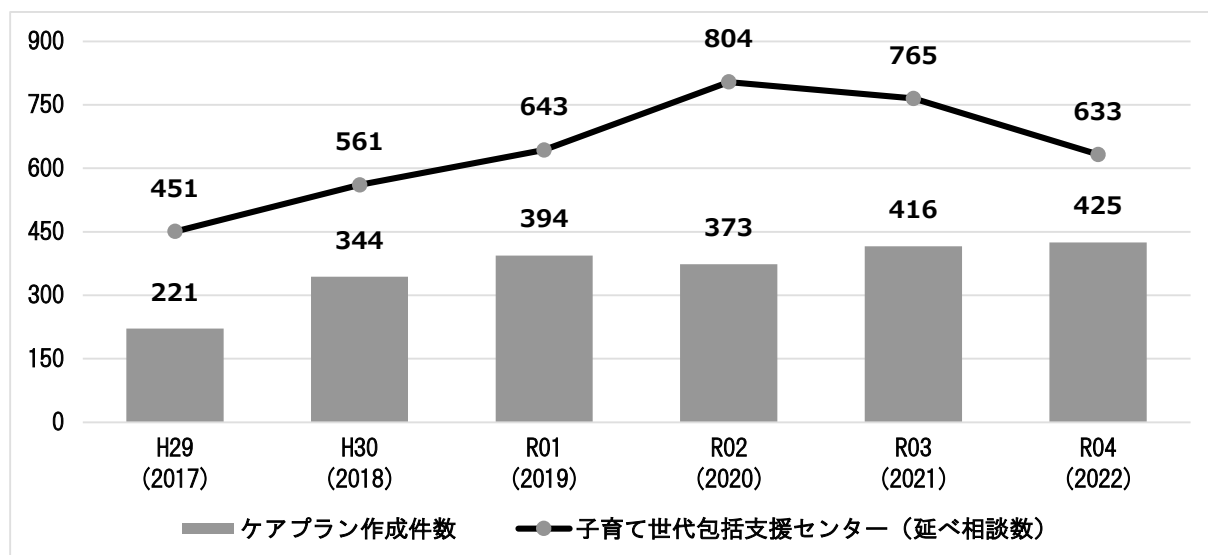
基幹相談支援センターの相談件数



出典：市障がい福祉課 各年度末

子育て世代包括支援センターへの延べ相談件数は年々増加傾向にありましたが、令和2年度をピークに減少に転じています。妊娠期から子育て期に不安や悩みがあり、保健師や助産師からの支援が求められています。

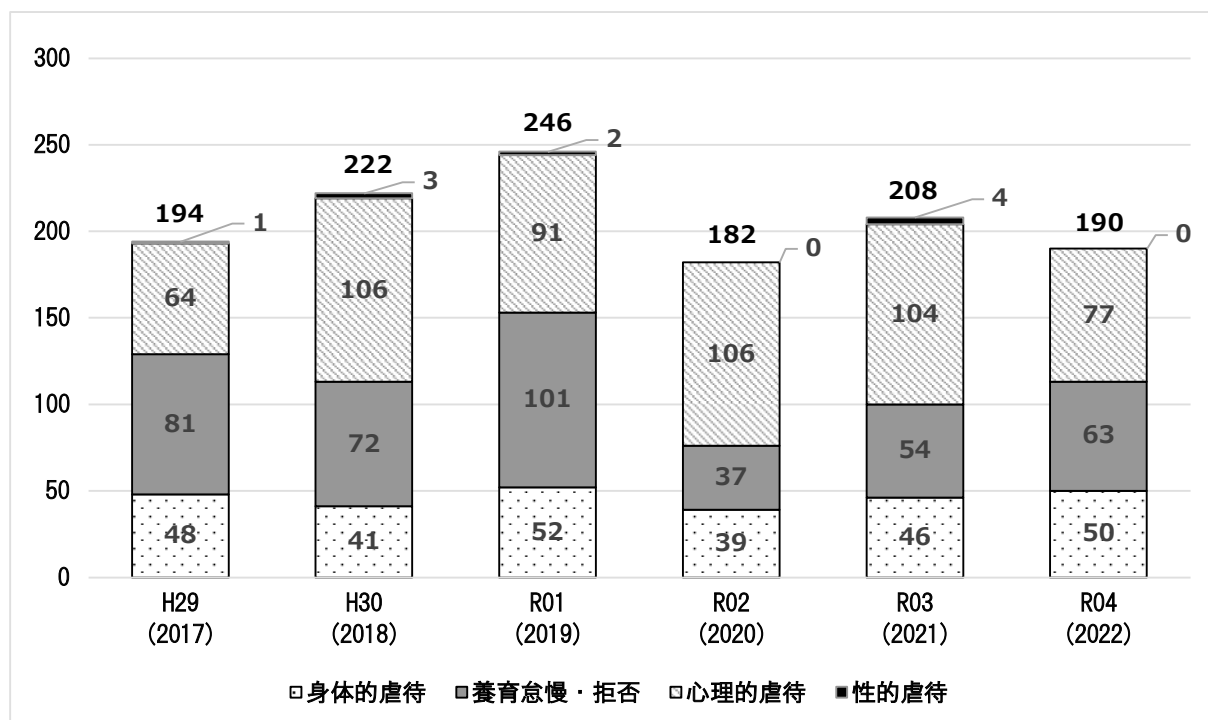
子育て世代包括支援センター相談件数



出典：市健康支援課 各年度末

児童虐待の対応について、身体的虐待や養育怠慢・拒否（ネグレクト）が増加しています。児童虐待の未然防止の観点からも、関係機関との連携が求められています。

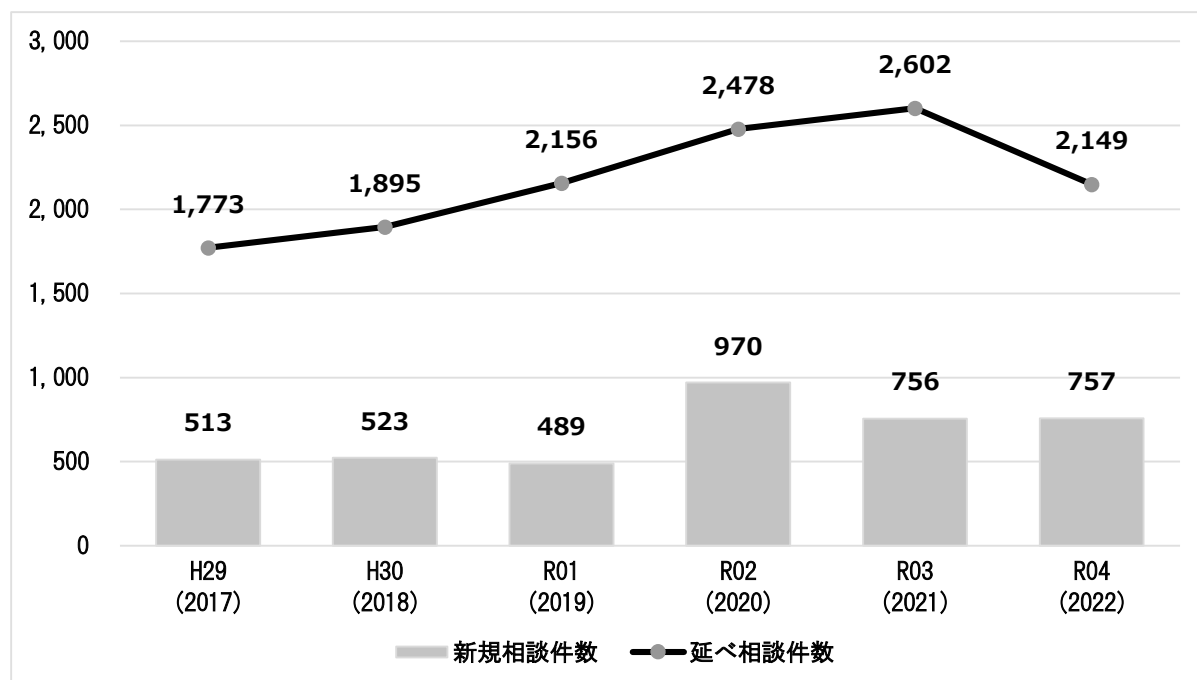
児童虐待対応件数



出典：市こども相談課 各年度末

生活困窮者自立支援事業の延べ相談件数は増加傾向にあります。相談者へ寄り添う伴走型の支援が求められています。

生活困窮者相談件数



出典：市総合福祉課 各年度末

3 ニーズの把握

本市では、第3期地域福祉計画の策定に向けた市民ニーズを把握するため、令和元年度に市民意識調査、地域福祉セミナー、共生社会を考えるシンポジウム、地域懇談会を行いました。

【1】市民意識調査結果

1 実施結果

- 実施期間 令和元年7月1日（月）から7月31日（水）まで
- 対象 本市に住民登録のある18歳以上の市民2,000名を無作為抽出
- 回収数 799件（回収率 40.0%）
前回：778件（回収率 38.9%）平成26年度実施

圏域別内訳

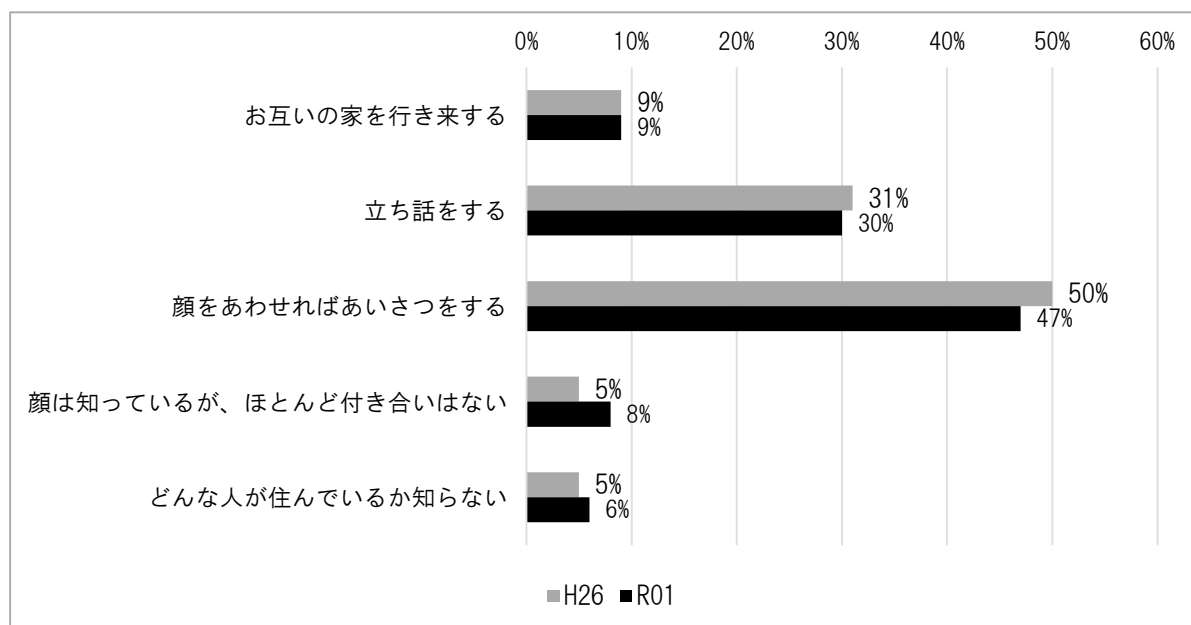
	日常圏域	人口 2019.4.1	抽出件数	回答数	回答率
①	東	36,005	300	113	37.7%
②	明野	28,388	300	114	38.0%
③	中央	21,165	280	114	40.7%
④	南	18,144	280	105	37.5%
⑤	山手	22,224	280	115	41.1%
⑥	しらかば	20,946	280	124	44.3%
⑦	西	24,941	280	114	40.7%
合計		171,813	2,000	799	40.0%

小数点2位四捨五入

(1) 地域への関わりと地域活動に対する考え方

ア 近所付き合いの状況

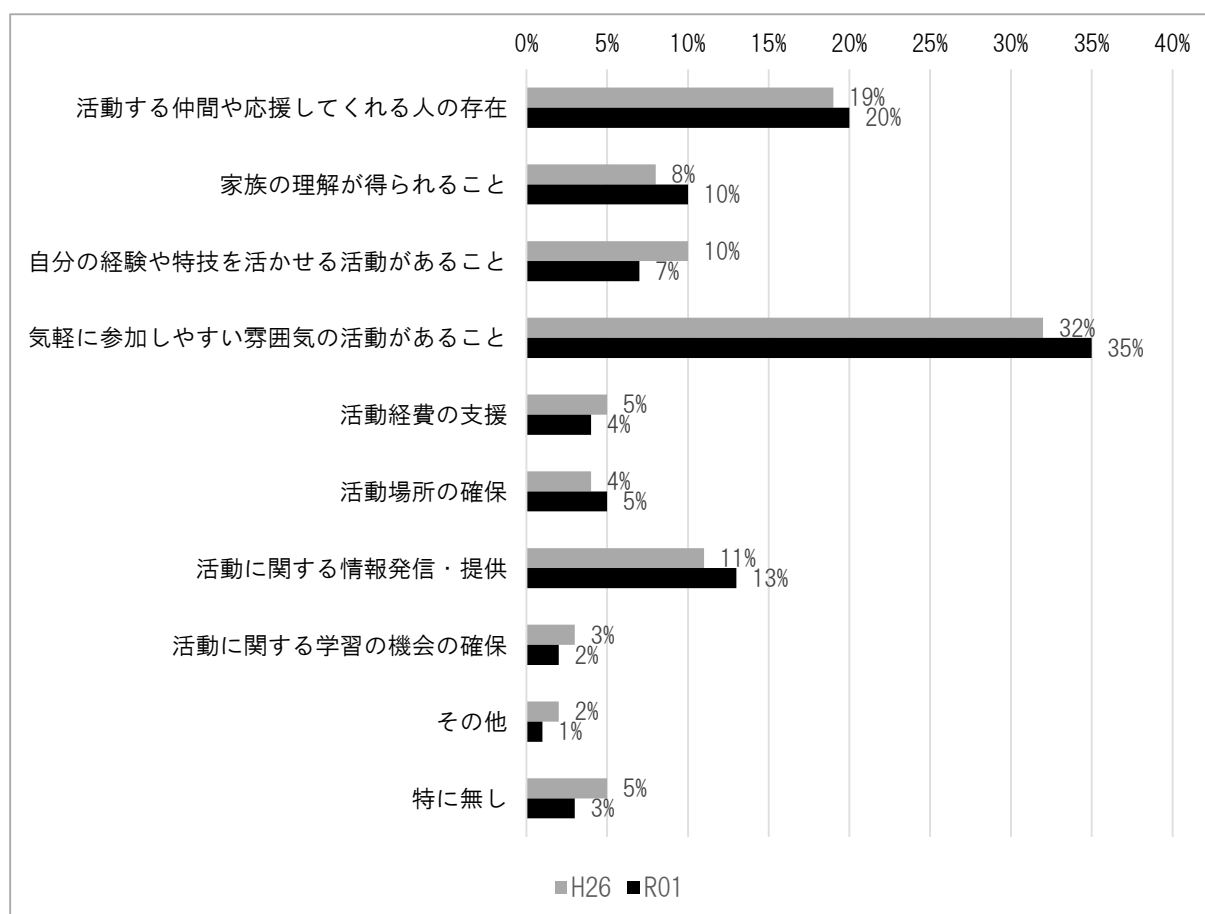
第2期計画策定時のアンケート結果と比較すると、近所付き合いは「立ち話をする」「顔を合わせればあいさつをする」の割合が減少し、「顔は知っているが、ほとんど付き合いはない」が3ポイント増えていることから、近所付き合いの希薄化が進んでいることが伺えます。



イ 地域活動を活発にするために重要と考えること

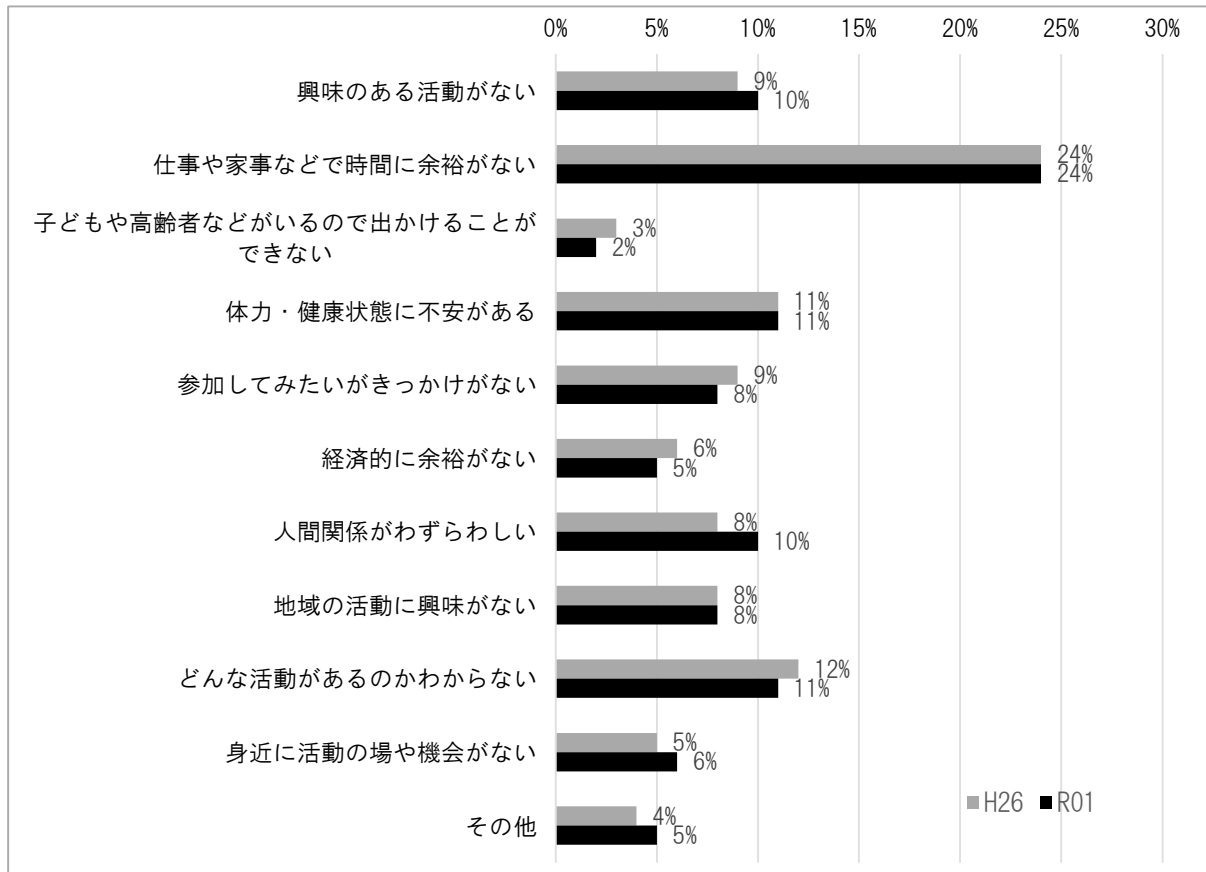
地域活動への参加は、仲間や応援してくれる人の存在、参加しやすい雰囲気など、人のつながりに関する要素が参加動機となる傾向が大きくなっています。

また、「気軽に参加しやすい雰囲気の活動」が地域活動を活発にするための要素であるとの認識が大きい傾向にあります。



ウ 地域活動に参加していない理由

地域活動に参加していない主な理由としては、仕事・家事による時間の面で余裕がない（時間）、興味のある活動がない（活動内容）、体力・健康に不安がある（健康）、人間関係がわずらわしい（つながり）、活動に興味がないと、大きく分けて4つの傾向を示しています。

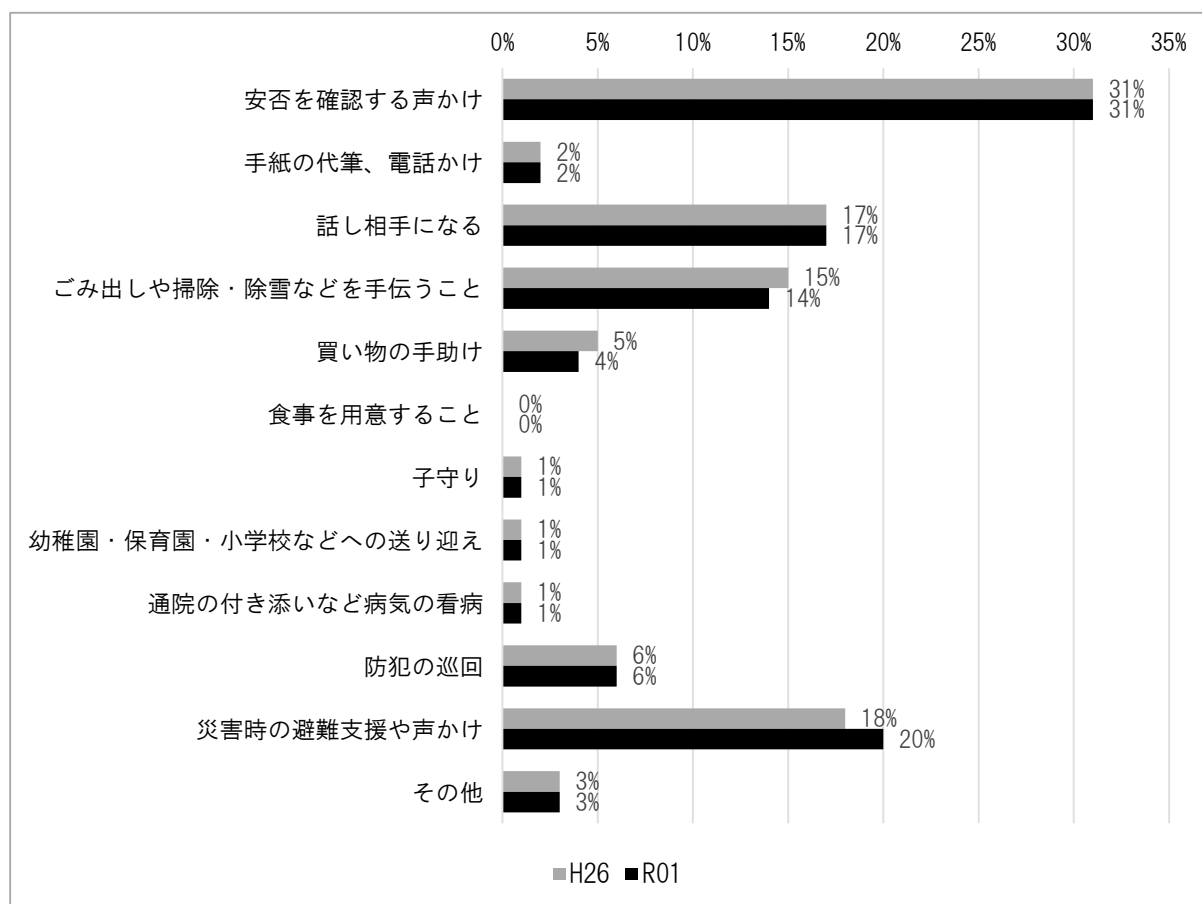


(2) 地域活動の情報提供に対する考え方と参加意向

ア 地域での支えあいへの参加

地域での奉仕活動や地域住民の支えあいは、どの圏域、どの年代においても多くの市民が必要であると感じています。

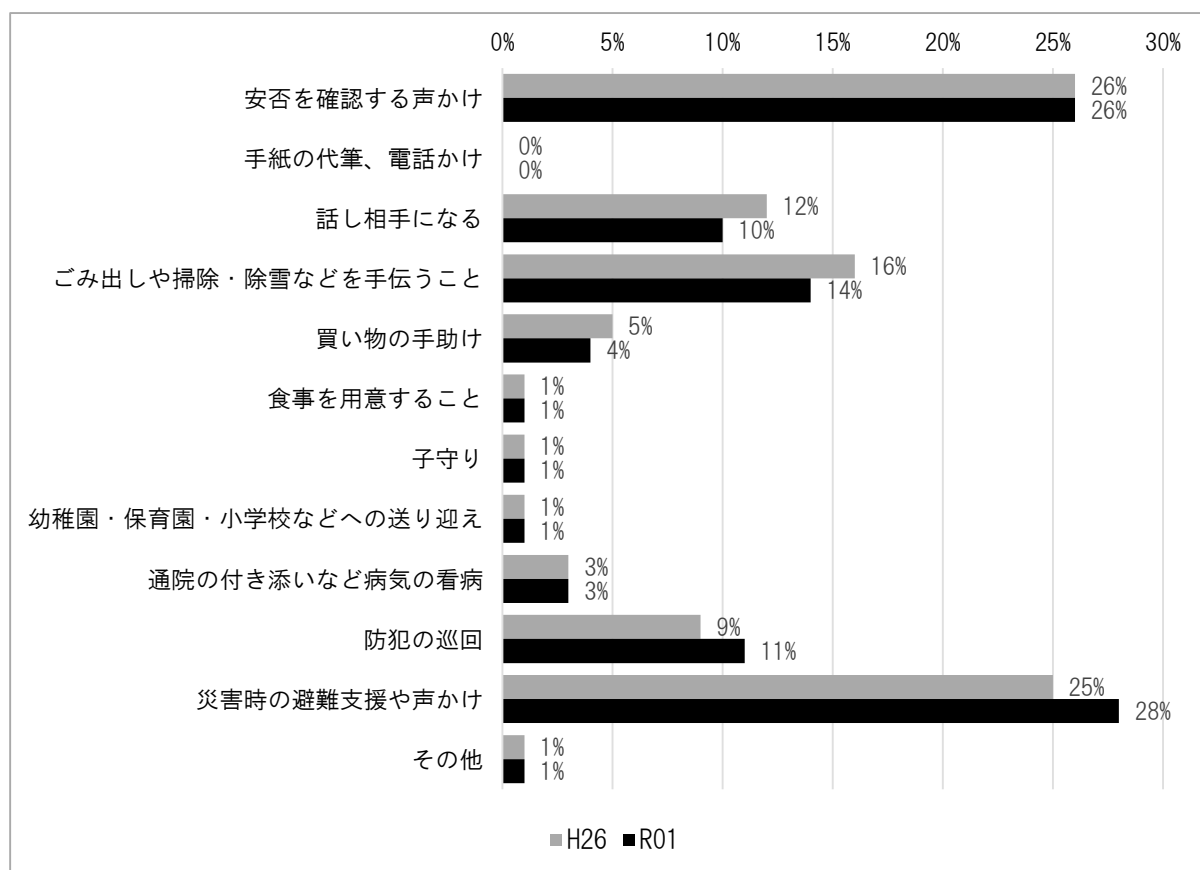
支援の必要な方がいる近所の世帯に対しては、安否を確認する声かけや話し相手など、手軽にできることや災害時における避難支援、ごみ出しや掃除、除雪などで支えたいとの回答が多くなっています。



イ 地域住民からの支援

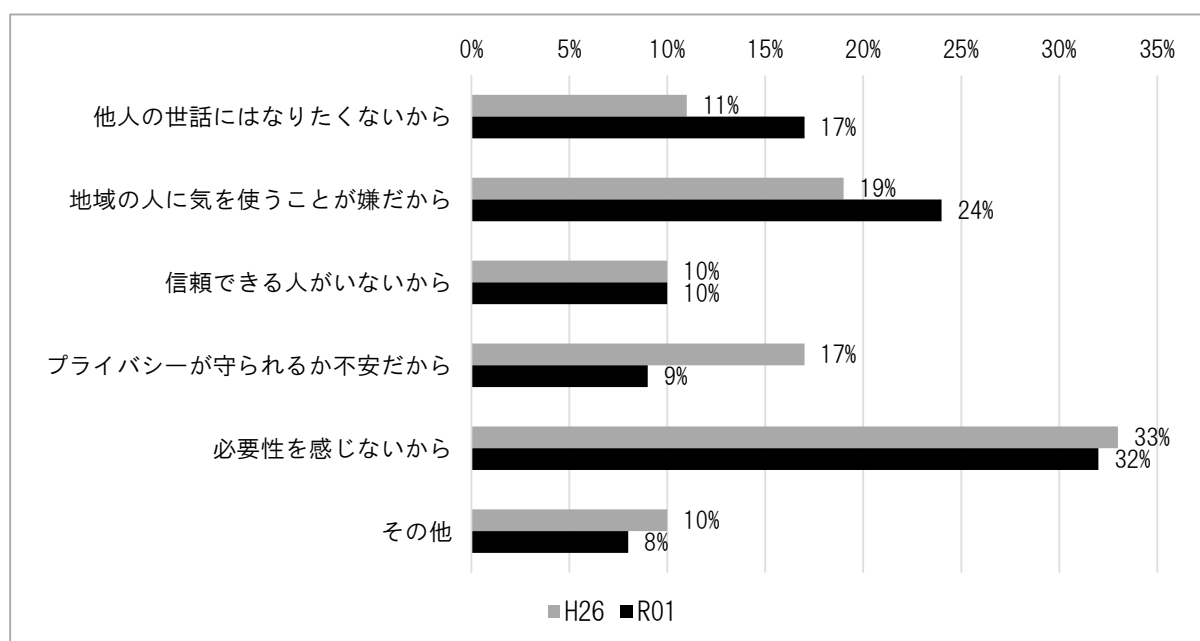
地域住民からの支援の希望については、手軽にできることや災害時の支援を身近な人から受けることを望む傾向にあります。

このことから、支援したい内容と支援を受けたい内容がほぼ同じであることがわかります。



支援を受けたくないと回答した方の理由については、「必要性を感じない」という回答が多くなっています。

また、「他人の世話になりたくない」という回答は、前回調査より6ポイント増加していました。

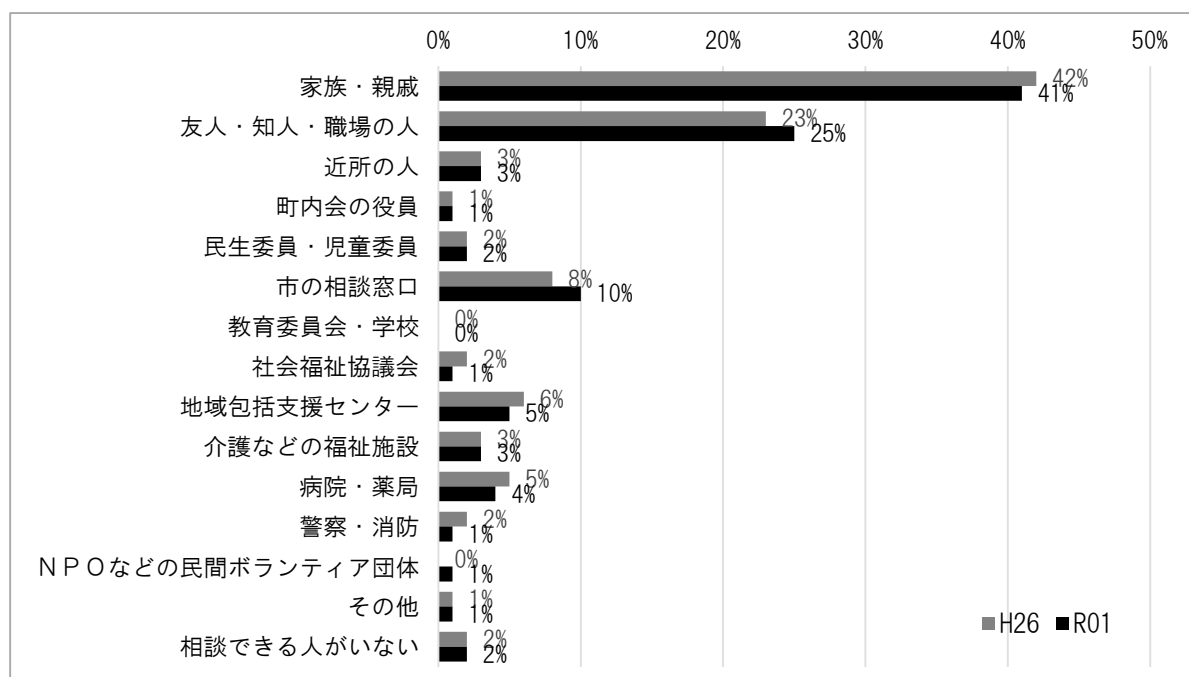
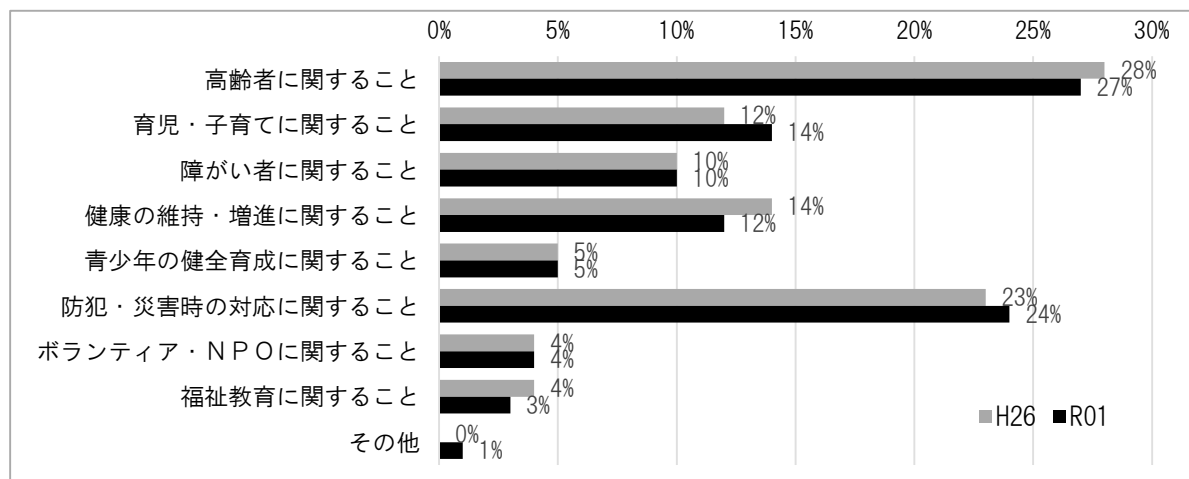


(3) 生活課題とその解決方法など

ア 福祉分野での不安や悩み

福祉の分野については、高齢者に関することや防犯・災害時の対応についての関心が高くなっています。

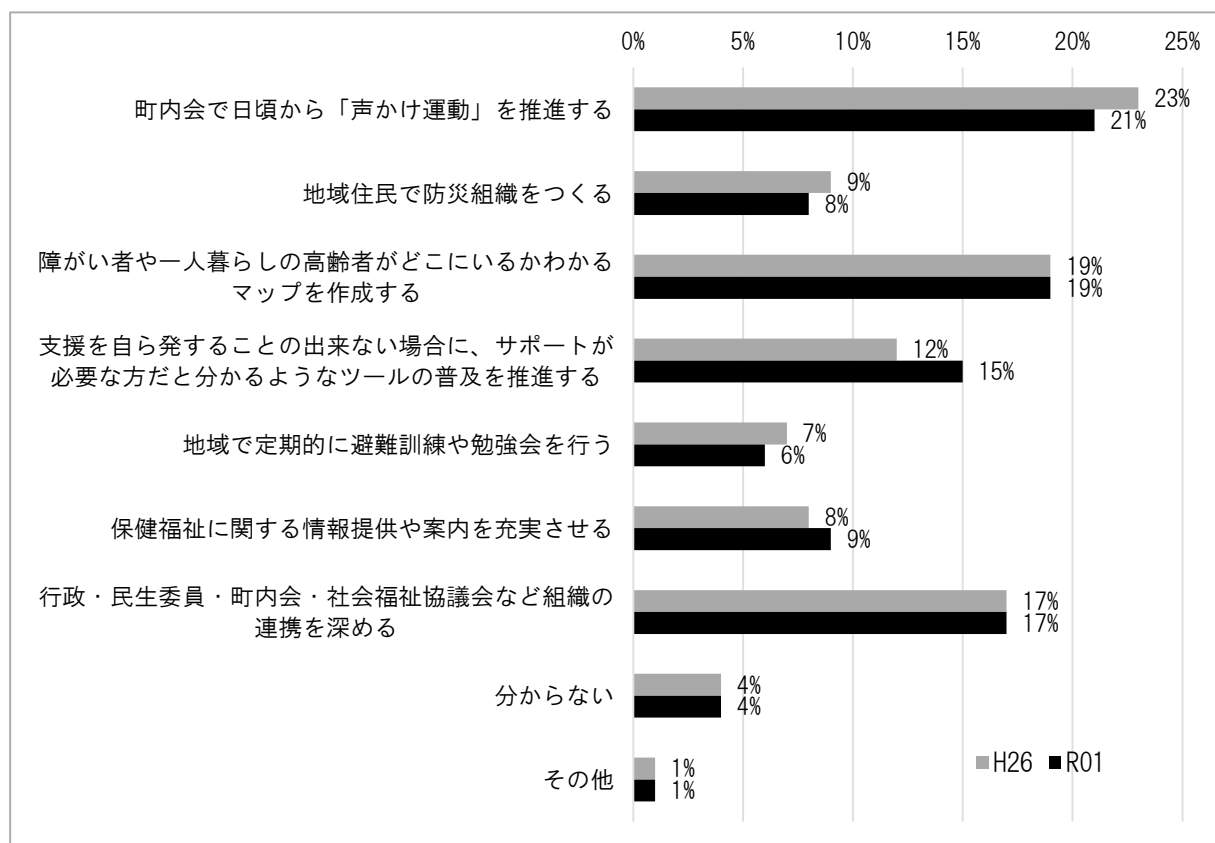
また、家族・親戚や友人・知人・職場などの身近な人に、悩みや不安を相談したいと考えている人が多いという結果になりました。



イ 福祉問題の解決方法

災害時や緊急時における、障がい者や一人暮らしの高齢者に対する支援については、「声かけ運動の推進」、「マップの作成」、「行政・民生委員・町内会・社会福祉協議会など組織の連携を深める」の回答が多くなっていました。

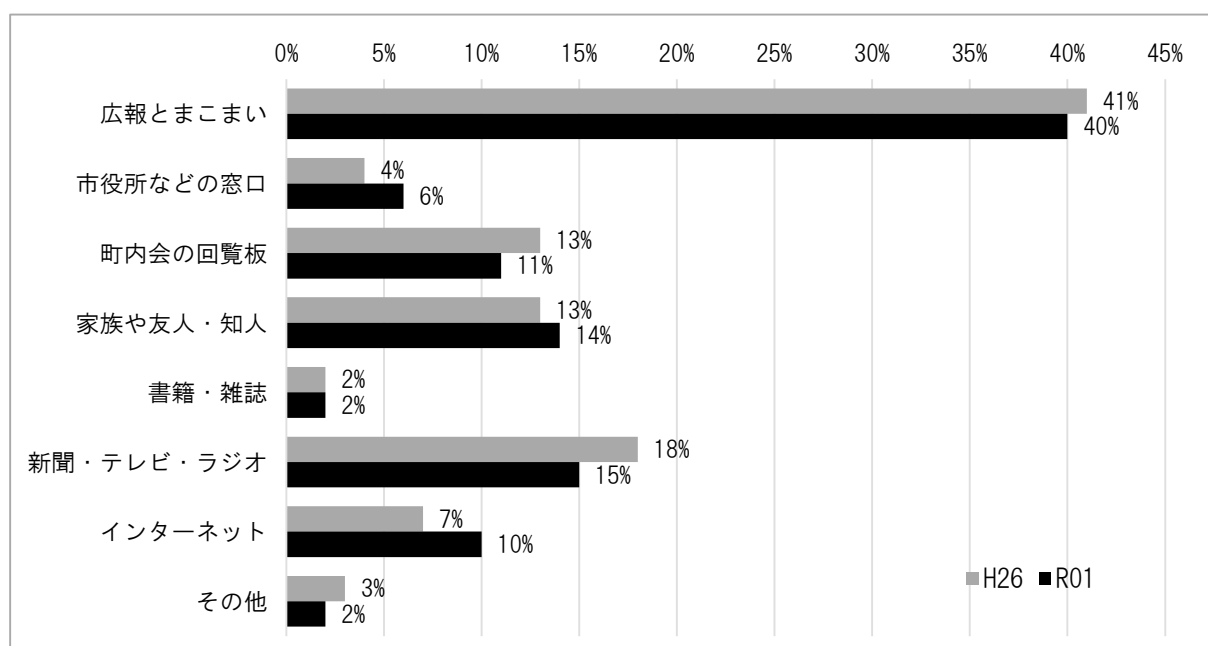
支援を必要とする方の「サポートが必要な方だと分かるツールの普及（要支援者名簿）を推進」の回答が、前回調査から3ポイント増えていました。



ウ 福祉に関する情報収集の方法

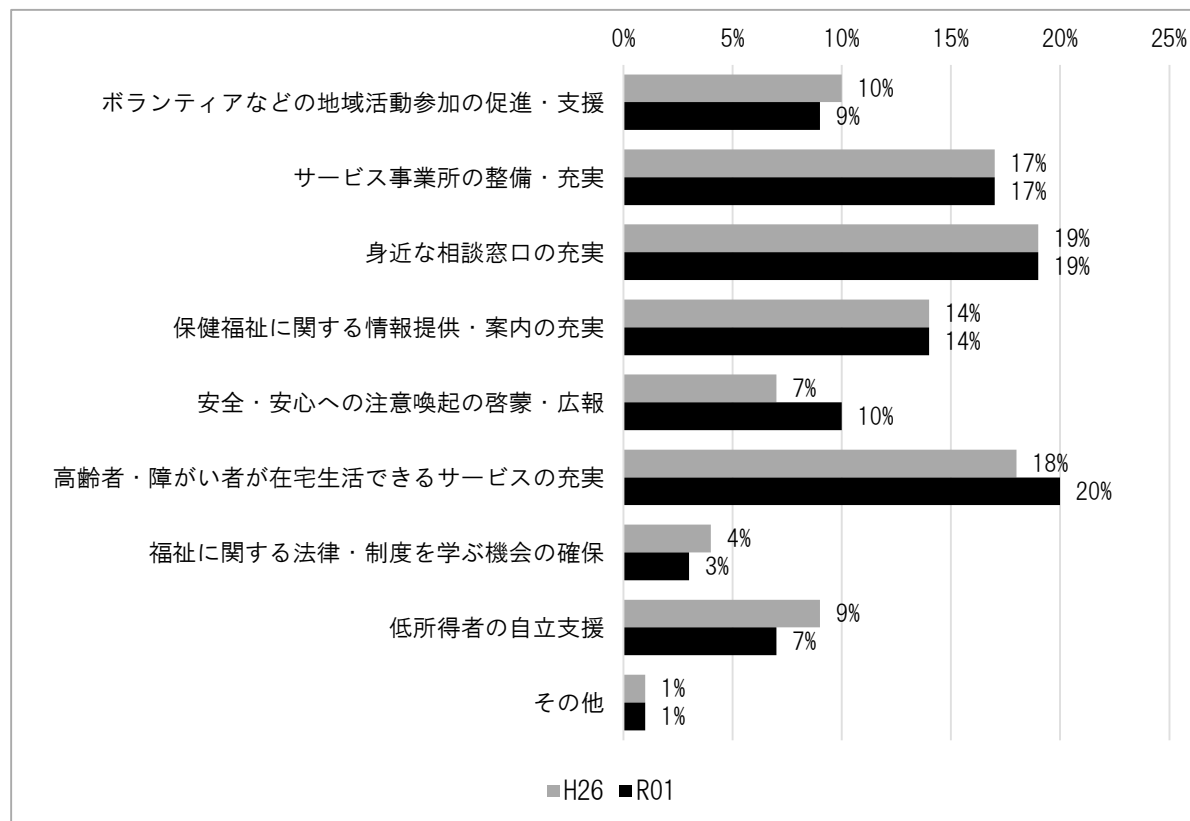
福祉に関する情報については、「広報とまこまい」が大きな情報源との回答が多くなっていますが、必要な情報の不足を感じているとの回答も見られました。

また、前回調査と比較すると、新聞・テレビ・ラジオが3ポイント減少し、インターネットの割合が3ポイント増加しています。



(4) 福祉サービスについて

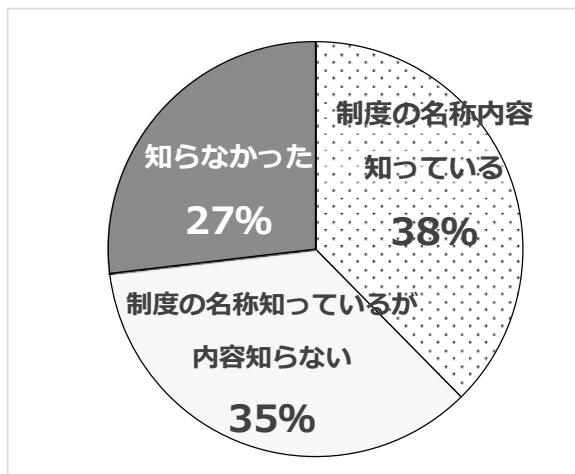
市が優先すべき施策については、高齢者や障がい者が在宅生活できるサービスや、身近な相談窓口の充実及びサービスを提供する事業所の充実などを望む声が多くなっています。



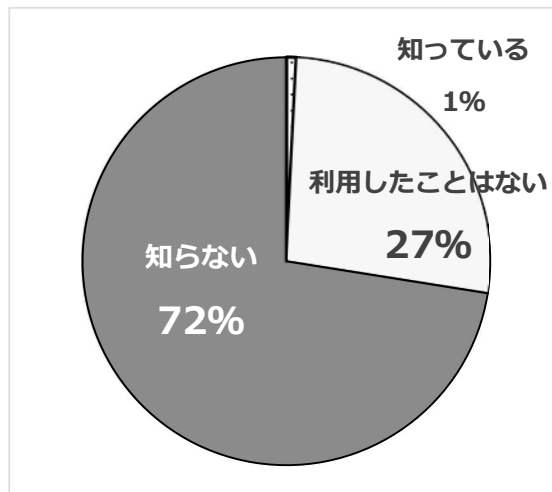
(5) 成年後見制度について

成年後見制度について、名称だけ知っている割合は7割を超えています、名称も内容も知っている人は4割程度となっています。成年後見支援センター及び市民後見人の認知について、約7割が「知らない」との回答であり、今後周知を行っていく必要性があります。

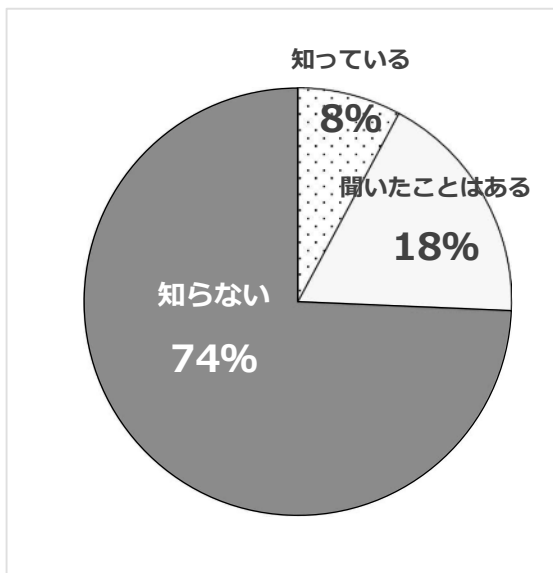
成年後見制度について



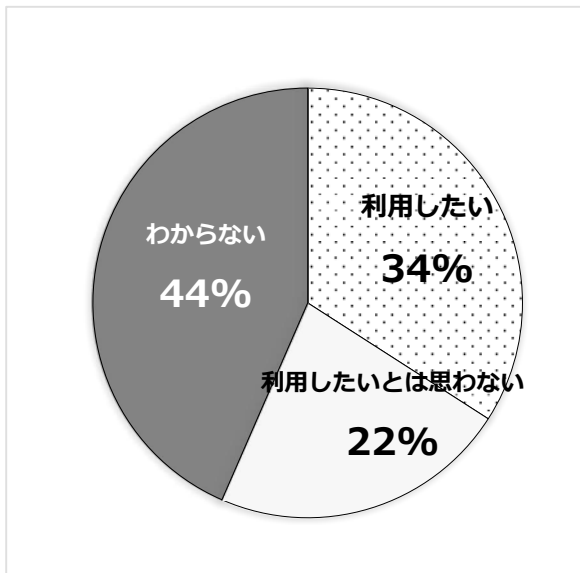
支援センターを知っているか？



市民後見人を知っているか？



成年後見制度を利用したいか？



(6)福祉に関する意見について

その他福祉に関する意見について、第2期地域福祉計画における施策体系別に分類したところ、「住民相互のネットワークの推進」、「情報提供の推進・充実」及び「地域拠点」に関する意見がありました。

○住民相互のネットワークの推進

「隣近所で付き合いがないので、あいさつ程度で声をかけにくい」「高齢者や障がいを持った人への支援も大切だと思うが全ての市民に対する地域のつながりに対しての支援も必要だと思う」という御意見があり、地域のつながりが希薄になったが、地域で交流し支えあう必要があるという意識が感じられます。

○情報提供の推進・充実

「誰でも情報がわかるように広報にもっとたくさん福祉サービスの内容などを載せてほしい」、「福祉関係の内容は、わかりづらい事が多く、手続き等も大変なので、誰でもわかりやすくサービスを使えるような情報を発信できる事が大切」などの意見があり、福祉に関する情報をきめ細やかに発信する必要があります。

○拠点の整備

「小中学校を改修して交流できる所にすべきだと思う。子どもは老人からいろいろ学べる機会が増えるし、老人は子どもと触れ合うことでお互いに活気が沸くと思います」、「市内のひきこもりの方々の就労支援を兼ねて、高齢者など違う立場の方々と交流できるコミュニティスペースが必要なのではと思います」など、拠点に関する意見があり、課題を抱えた方に限らず、誰もがいつでも気軽に立ち寄ることができる居場所や地域活動を生み出す拠点整備が求められています。

○相談体制の充実

「本当に困っている人は自ら発信できず、行政等に出向くことが出来ない」、「市の窓口は相談に行くのに抵抗がある」、「小さい子どもが家族から受ける行為により亡くなる事件、そうなる前に悩みのある親が利用できるサービスがあれば知らせて欲しい」など、行政・関係機関が地域に出向くことが求められています。

2 調査結果から見た地域の現状と課題

(1)地域の現状

- ア 地域住民は地域における支えあい活動の必要性を感じている。
- イ 地域で気軽にできる支援を受けることと同時に、担い手になることができると考えている。
- ウ 災害に対する日頃からの取組の必要性を感じている。

(2)地域の課題

- ア 若い世代の地域福祉への関心が低い。
- イ 地域のつながりの希薄化が進行している。
- ウ 地域におけるつながりの場及び参加の機会が少ない。
- エ 情報の発信とニーズとのミスマッチが生じている。
- オ 身近な地域における相談窓口とサービスの充実が求められている。

(3)成年後見制度関連についての課題

- ア 制度の内容について市民認知度が低い。
- イ 成年後見支援センター及び市民後見人についても市民認知度が低い。

以上の点から、次の3つの視点が重要と考えられます。

①子どもから若い世代も含めた全世代を対象とした施策

- ・ 世代を越えたつながりの場の整備
- ・ 地域における活動機会の提供
- ・ 地域における災害対応の推進
- ・ 生活支援コーディネーター等の機能強化
- ・ ニーズに応じた方法での福祉関連情報の発信

②相談支援機能の強化

- ・ 地域における身近な相談機能の整備
- ・ 分野を越えた包括的な相談支援体制の整備

③成年後見制度関連事業の周知

- ・ 成年後見制度に対する理解の促進
- ・ 成年後見支援センター及び市民後見人についてのさらなる周知

【2】共生社会を考える地域福祉セミナーの実施結果

1 開催内容

○開催日時 令和元年9月20日（金） 13時00分～16時30分

開催場所 苫小牧市民会館 小ホール

参加者数 74名

○基調講演「地域共生社会について～他分野との連携～」

講師 社会福法人ゆうゆう 理事長 大原 裕介 氏

○グループワーク 「地域住民が主体のまちづくり」

Q1 隣近所、地域のつながりの現状の課題と対応

Q2 あなたの地域の良いところ

Q3 新たな支えあいの仕組みづくり



2 地域包括支援センター7圏域におけるディスカッションから見た課題

- ・ 町内会や地域との関係性の希薄化に関する意見が多い。
- ・ 町内会への関心が薄い。（加入数減、加入率低下、行事への参加者数の減）
- ・ 町内会役員の高齢化（なり手不足、地域をまとめる人がいない）
- ・ 町内会でやっていることの情報がなかなか届かない。
- ・ 地域の新しい層と古い層をどのように繋げていくか。
- ・ 除雪、災害時対応など、出来ている地区と出来ていない地区の違いを分析し、成功している地区の仕組みを検証し、成功例を共有すべき。
- ・ 地域で人が集まるアイディア（ビジネスチャンス、出会い等）を出すようなことがあると良い。
- ・ 道徳の時間など、学校と連携して子どもたちに町内会のことを伝えていく
- ・ 地域人材バンク（地域の様々な知見を持つ方々に教育にも加わってもらう）

- ・ 企業と地域を一緒につくる文化の醸成
- ・ 子どもがいながらに仕事ができ、その間子どもを看てくれる仕組みづくり
などへの支援

以上の点から、次の3つの視点が重要と考えられます。

① 子どもに視点を置いた施策

- ・ 町内会に関する子どもたちへの教育
- ・ 子どもとその親が集まる地域における事業の創出とその支援
- ・ 働く母親世代への仕事と保育の両面からのマッチング支援等

② 地域福祉活動に関する情報発信と共有

- ・ 各地域における支えあいの成功事例の周知・啓発の強化

③ 地域における人的資源の掘り起こしと地域における企業との関わり方

【3】共生社会を考えるシンポジウムの実施結果

1 開催内容

○開催日時 令和元年11月30日（土）13時～15時

開催場所 苫小牧市民活動センター多目的ホール

参加者数 80名

○基調講演「治さない医者～非援助の援助～」

講師 医療法人薪水浦河ひがし町診療所 院長 川村 敏明 氏
当事者・スタッフ14名

○シンポジウム

・コーディネーター

一般社団法人釧路社会的企業創造協議会 副代表 櫛部 武俊 氏

・アドバイザー 川村 敏明 氏

・シンポジスト

高田法律事務所 弁護士 高田 耕平 氏

苫小牧地域生活支援センター センター長 園田 亜矢 氏

山手地域包括支援センター 社会福祉士 加藤 侑大 氏



2 支援者の支援における「連携」についての課題

① 支援者を孤立させない

- ・ 支援者が一人で抱え込まない。
- ・ 社会的孤立を助けるには支援者が応援されるシステムが必要。

② 他機関と連携する支援の必要性

- ・ 他の機関に相談し、外の視点も考えていく。
- ・ 支援側の役割分担を考える必要がある。

③ 相談者を孤立させない

- ・ 相談者は一人で抱え込まず相談する。
- ・ 相談者のいる地域も一緒に考える。

④ 相談者に合わせて地域へつなげていく必要性

- ・ 支援者が相談者のお世話をし過ぎてしまい地域につなげない。

以上の点から見える重要な視点として

支援者を孤立させず支援する仕組みや関係機関での役割分担など、多機関とのネットワークの構築が求められています。

また、相談者を孤立させず、地域につなげていくため、積極的なアウトリーチによる早期支援の体制を整備する必要があります。

【４】地域懇談会の実施結果

1 開催結果

No	開催日時	サロン名（圏域）	参加者	対象者
1	令和元年 12月18日（水）	桜坂ふれあいサロン（しらかば）	17人	桜坂町に住む方
2	12月19日（木）	苫社協ふれあいサロン	23人	苫小牧市民
3	12月21日（土）	サロンふれあいひろば（東）	23人	ウトナイ町内会に住む65歳以上の方
4	12月24日（火）	おしゃべりサロン（明野）	23人	住吉泉町内会に住む65歳以上の方
5	令和2年 1月22日（水）	ふれ愛サロンほっとタイム（西）	55人	ときわ町内会に住む方
6	1月23日（木）	ふれあいみやま（山手）	20人	見山西町内会に住む方
7	1月25日（土）	ふれあいサロン（中央）	22人	新中野町に住む方
8	1月26日（日）	ふれあいサロン青葉（南）	25人	青葉町に住む方

2 地域懇談会で出された意見から見た課題

(1) サロンの現状

現状については、「楽しい」という意見が多数あったが、他に「参加者の減少」、「サロンでの安否確認だけでは足りない」等の意見もありました。

(2) サロンの今後のあり方

ア 若者、子どもなどの参加が必要

- ・若者、子どもに参加して欲しい（7件）
- ・一人暮らしの方（高齢者）に参加して欲しい（2件）

イ 開催頻度、参加人数が少ない

- ・参加者を増やしたい（6件）
- ・開催回数を増やしたい（3件）
- ・口コミで広がって欲しい（1件）

ウ 歩いて行ける身近な場所に欲しい

- ・近所に欲しい（2件）

エ 送迎バスが欲しい

- ・コミュニティバスなど送迎があると良い（4件）

以上の点から見える重要な視点として

若者や子どもなど多世代の参加の必要性や、近所にサロンが欲しいなどの意見があり、誰もがいつでも気軽に立ち寄ることができ、地域活動を生み出す拠点整備を進めていく必要があります。

4 課題及び施策検討

市民意識調査、地域福祉セミナー、共生社会を考えるシンポジウム、地域懇談会から次のような課題及び施策検討のポイントが挙げられます。

【市民意識】：市民意識調査（7月）

【セミナー】：共生社会を考える地域福祉セミナー（9月）

【シンポジウム】：共生社会を考えるシンポジウム（11月）

【懇談会】：地域懇談会（12～1月）

課題 1 相談支援体制の不足

市民意識調査の結果では、「本当に困っている人は自ら発信できず、行政等に出向くことが出来ない」、「市の窓口は相談に行くのに抵抗がある」など、行政・関係機関が地域にもっと出向くことが求められています。

共生社会を考えるシンポジウムの実施結果では、支援者を孤立させずに支援する仕組みや関係機関での役割分担など、多機関とのネットワークの構築が求められています。また、相談者を孤立させず、地域につなげていくため、積極的なアウトリーチによる早期支援の体制を整備する必要があります。

【第3期計画における施策検討のポイント】

○相談支援機能の強化【市民意識／シンポジウム】

- ・地域における身近な相談機能の整備 【市民意識】
- ・分野を越えた包括的な相談支援体制の整備 【市民意識】
- ・ふくし総合相談窓口機能の充実
- ・支援者を支援する仕組みづくり 【シンポジウム】
- ・積極的なアウトリーチによる早期支援 【シンポジウム】
- ・ケアし支えあう地域づくりをコーディネートする機能【シンポジウム】

課題2 成年後見制度の利用促進

市民意識調査の結果では、「制度の内容について周知が不足している」、「成年後見支援センター及び市民後見人について周知が不足している」という意見が多く、広報紙及びインターネット等を積極的に活用した情報発信が求められています。

【第3期計画における施策検討のポイント】

○成年後見制度関連事業の周知 【市民意識】

- ・成年後見制度に対する理解の促進を図る。
- ・成年後見支援センター及び市民後見人についてさらなる周知を図る。

○地域連携のネットワークの構築と中核機関の体制整備

- ・「権利擁護の必要な人の早期発見・支援」、「身近な相談体制」、「意思決定支援・身上保護を重視した制度運用」を念頭に地域や関係機関と連携を図り、権利擁護支援のネットワークを構築する。
- ・中核機関の設置と周辺各町との広域化の協議・検討を行う。

課題3 地域とのつながりの希薄化

市民意識調査の結果では、「若い世代の地域福祉への関心が低い」、「地域のつながりの希薄化が進行している」、「地域におけるつながりの場及び参加の機会が少ない」などの回答が多い状況でした。

地域福祉セミナーでは、町内会について「町内会でやっていることの情報がなかなか届かない」、「町内会の加入数・加入率の低下」、「行事への参加者数が減少」など町内会への関心が弱まっているという意見もありました。また、町内会役員が高齢化のため「なり手不足」、「地域をまとめる人がいない」などの意見もあり、各地域において新しい層と古い層を繋げていく環境づくりが求められます。

【第3期計画における施策検討のポイント】

○子どもから若い世代も含めた全世代を対象とした施策【市民意識／懇談会】

- ・世代を越えたつながりの場の整備 【市民意識】
- ・地域における活動機会の提供 【市民意識】
- ・地域における災害対応の推進 【市民意識】
- ・生活支援コーディネーター等の機能強化 【市民意識】
- ・若者、子ども、一人暮らしの高齢者などの多世代の参加・交流【懇談会】

○子どもに視点をおいた施策 【セミナー】

- ・町内会に関する子どもたちへの教育
- ・子どもとその親が集まる地域における事業の創出とその支援
- ・働く母親世代への仕事と保育の両面からのマッチング支援

○地域福祉活動に関する情報発信と共有 【セミナー】

- ・各地域における支えあいの成功事例の周知・啓発の強化
- ・除雪、災害時対応など、地域での支えあい等が成功している事例の共有

○地域における人的資源の掘り起こしと企業との関わり方【セミナー】

- ・地域の様々な知見を持つ方々を登録する機能（地域人材バンク）

課題4 地域福祉拠点の整備

市民意識調査の実施結果では、「小中学校を改修して交流できる所にすべきだと思う。子供は高齢者からいろいろ学べる機会が増えるし、高齢者は子どもと触れ合うことでお互いに活気がわくと思う」、「市内のひきこもりの方々の就労支援を兼ねて、高齢者など違う立場の方々と交流できるコミュニティスペースが必要なのではと思う」など、拠点に関する意見がありました。

また、地域懇談会の実施結果からも若者や子どもなど多世代の参加の必要性や、近所にサロンが欲しいなどの意見があり、誰もがいつでも気軽に立ち寄ることができ、地域活動を生み出す拠点整備を進めていく必要があります。

【第3期計画における施策検討のポイント】

○地域福祉拠点の整備 【市民意識】

- ・誰もがいつでも気軽に立ち寄ることができる居場所や、地域住民や支援者の話し合いを通じて、新たな活動が生まれることが期待できる地域福祉拠点の整備

○多世代が交流する場の拡大 【懇談会】

- ・既存施設を活用した多世代交流の拠点づくりの促進

課題5 情報発信のミスマッチ

市民意識調査の結果では、「広報にもっとたくさん福祉サービスを載せてほしい」など、情報量が少なく、必要な情報が届いていないという意見がありました。また、「広報等を各家庭に配布しても、文字が小さくて見えない、文字が多くて読むのが面倒な高齢者が多い」、「ケアマネが高齢者への情報提供をする場面を増やすことも大事」など、高齢者への情報の伝え方に配慮が必要という意見もあり、情報の発信とニーズとのミスマッチが生じています。

このようなことから、高齢者や障がいの有無に関わらず、全ての人が容易に情報を得ることができるアクセシビリティの向上が求められています。

また、動画での字幕挿入や文字サイズなどへの配慮、コロナ禍におけるオンライン・ツールの活用なども踏まえながら、伝わりやすい福祉の情報発信を行う必要があります。

【第3期計画における施策検討のポイント】

○ニーズや状況に応じた方法で福祉関連情報を発信 【市民意識】

- ・広報による福祉サービスの効率的な周知
- ・情報アクセシビリティの向上

5 地域福祉計画推進委員会からの意見

●成年後見制度の連携体制（第6回推進委員会）

成年後見制度については、センターの中核機能化と広域化が大きな命題となるが、広域化については、一次相談窓口の相談員の体制、スキルなど、相談支援体制の平準化と機能維持について、各自治体との共有化は重要である。

各自治体の一次相談窓口の相談員研修や調整会議等の連携体制整備について、計画に位置付けることはできないか。

●担い手育成（第6回推進委員会）

新たな担い手を発掘するのに大変苦労している。高齢化が進む中、なり手がいない状況が続いている。どのようにすれば若い世代を取り込めるかが最大の悩みである。

●多世代交流（第6回推進委員会）

サロンの参加者減少やつながりの確保という課題がある。「新しい生活スタイル」の中で、例えば地域の大学サークル等との連携を模索してみるなど、利用者をつなぎとめる努力が必要となってくると思う。

●防災意識を高める取組（第5回推進委員会）

住民相互のネットワークは大切。地域の中で防災の知識や訓練をするなどして、日常から防災意識を高める必要がある。

●コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置（第6回推進委員会）

地域支援と考えた場合、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置は、取組の柱として考えてもよいのではないか。包括圏域に1名のCSWの配置は、市町村の取組の中でも、先進的であると思う。

●コロナ禍による新たなつながり方（第6回推進委員会）

新型コロナウイルス感染症の影響により、いかに福祉を結びつけられるかが検討課題と考える。

●移動手段の確保（第6回推進委員会）

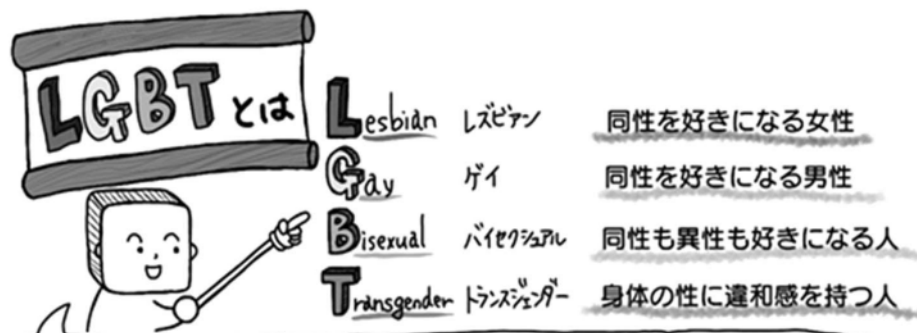
高齢者ドライバーの免許返納など市民の「足」の問題は、まちづくりにおいて大きな課題となってくると思う。気軽に外出できるハードとソフトをバランスよく作っていかねばならない。

福祉部だけではなく、市関係部局との連携、協議を行い、苫小牧市のまちづくりとして総合的に考えた方が良いのではないかと考える。

コラム①

「性はグラデーション 一人ひとりが持っている性」

人には様々な性のあり方が存在します。異性を好きになる人、同性を好きになる人、性別に関係なく好きになる人など様々です。また、身体の性に関係なく、自分の性別をどう認識しているかも人それぞれです。性のあり方に「当たり前」は存在しません。様々な性のあり方を知り、お互いを尊重し、認め合うことが大切です。



この4つの頭文字をとった性的マイノリティの総称のことです

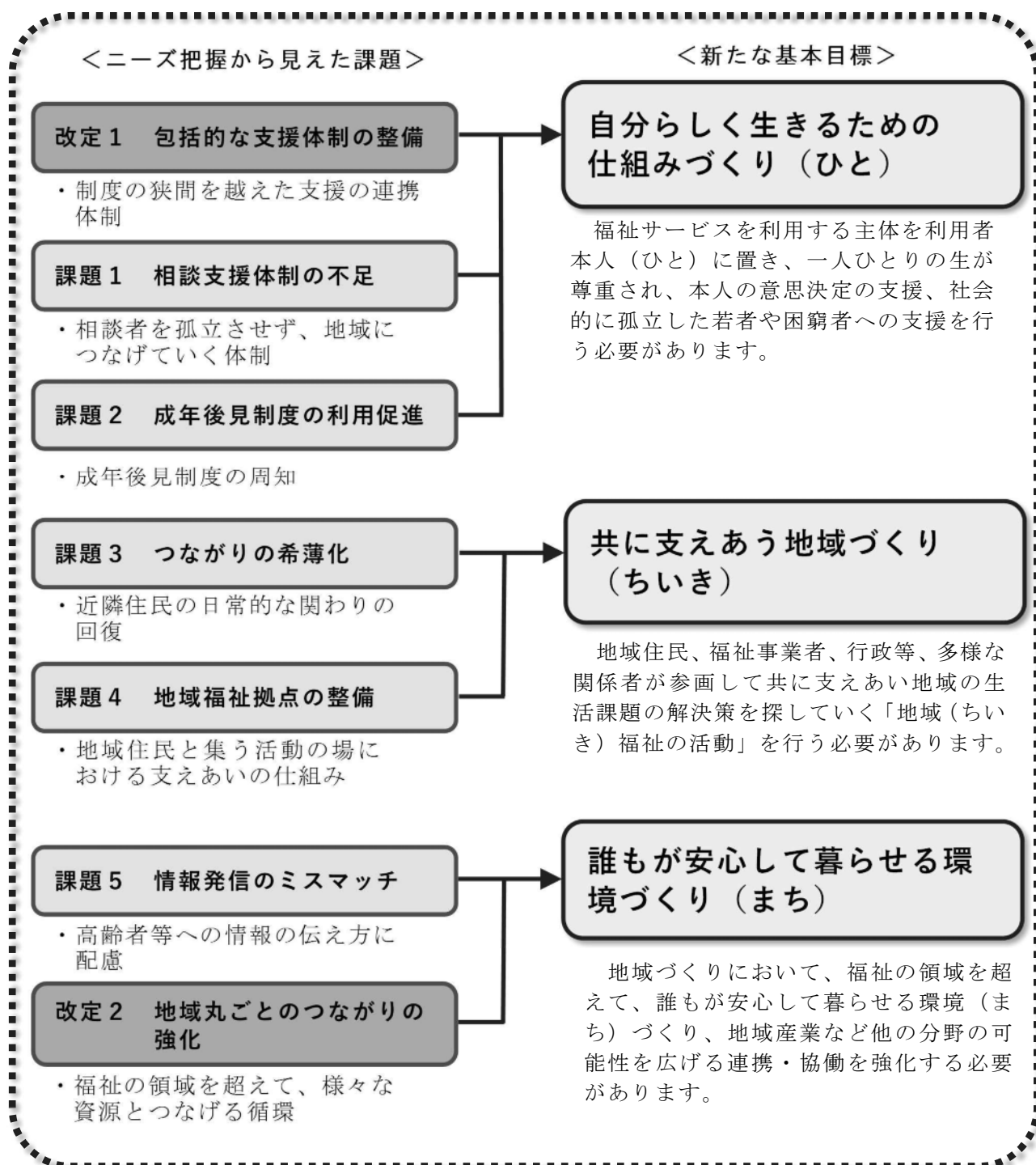
ほかにも Xgender(エックスジェンダー)
心の性が中性である、または性別を決めたくないと感じている人

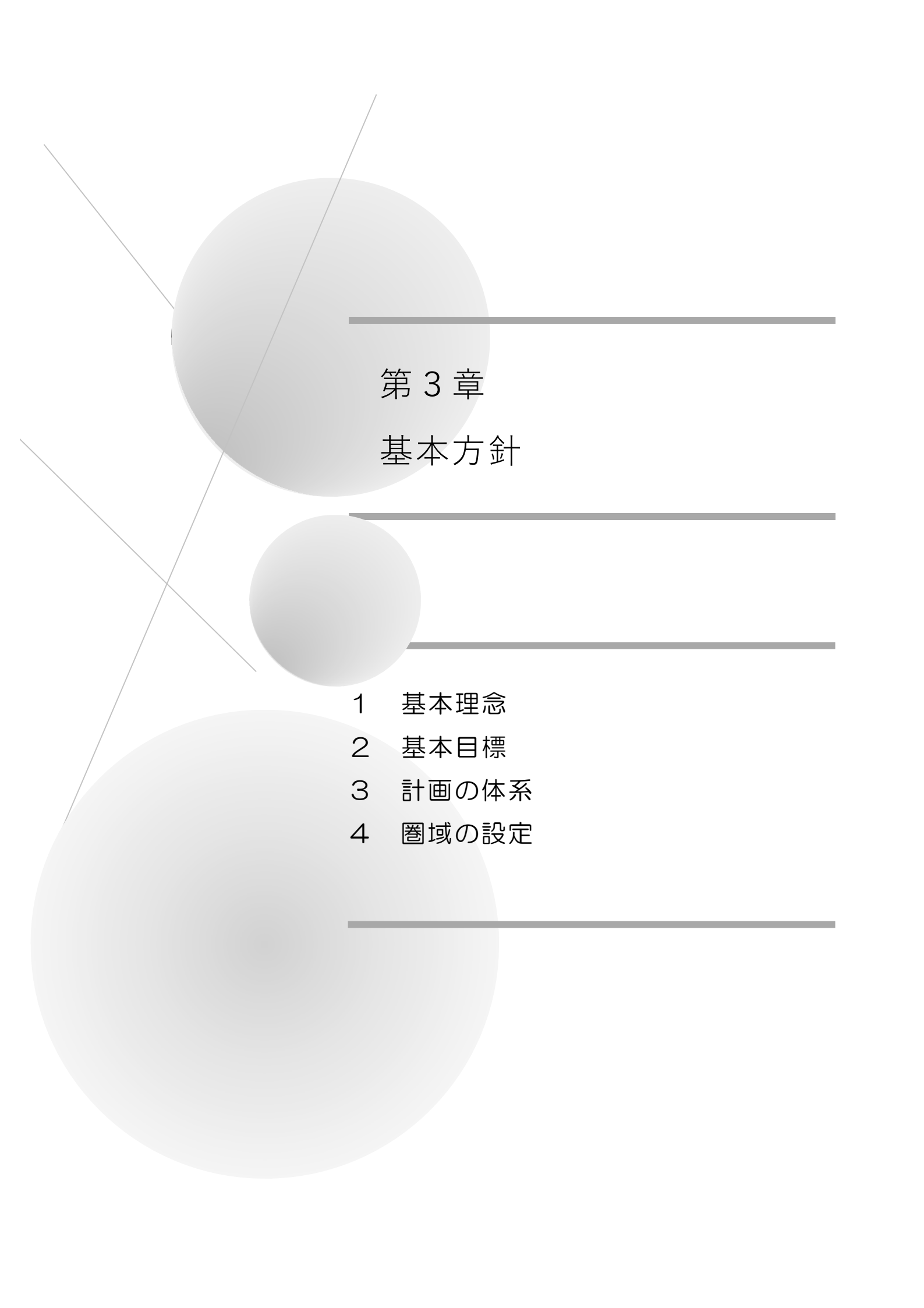
Questioning (クエスチョニング)
自分の心の性や好きになる性がわからない、迷っている人

など様々な性のあり方が存在します

6 新たな基本目標

計画策定における基本的な考え方と課題を整理し、3つの新たな目標を設定します。





第3章

基本方針

- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 計画の体系
- 4 圏域の設定

第3章 基本方針

1 基本理念

私たちの地域の中には、年齢・性別・障がいの有無や国籍など様々な違いを問わず多様性を持った人々が暮らしています。

また、社会環境は、急速な少子高齢化や核家族化、雇用形態の変化等により家族だけでは解決が難しい課題も増えています。

こうした中、誰もが住み慣れた地域の中で、心豊かに安心して暮らしていくためには、支えあい、助けあう心を醸成し、地域福祉を推進する必要があります。

地域住民一人ひとりが、さりげない思いやりの気持ち、あたたかい「ふくしのころ」でまちをつつむことができるよう、本計画においてもこれまでの基本理念を踏襲します。

また、地域における関係の希薄化が進む中、誰もが孤立することのないよう、人と人、人と地域とが「つながる」ことで、地域の中の支えあい、緩やかな見守り、住民同士の絆が「生まれる」ことを願い、計画のサブテーマを「つながる・生まれる」とします。

基本理念：

支えあい、助けあいながら
共に暮らせるまちづくり
～みんなのあたたかい心でまちをつつみましよう～

サブテーマ：

～つながる・生まれる～

2 基本目標

本計画の基本理念の実現を目指すために、次の3つの基本目標を設定します。

基本目標1 自分らしく生きるための仕組みづくり（ひと）

支援を必要とする人が適切かつ切れ目のない福祉サービスの提供が受けられるなど、誰もが安心して生活できる地域とするため、福祉等に関する相談体制の充実や、様々な関係機関が連携した包括的な支援を行う体制づくりを進めます。さらに、本人の意思決定を支援するための成年後見制度等の権利擁護の推進に取り組みます。

基本目標2 共に支えあう地域づくり（ちいき）

全ての地域住民が地域福祉を我が事として捉え、また、福祉事業者、行政等、多様な関係者が参画して地域の生活課題や活動に主体的に関わり、共に支えあう地域とするため、地域の活動拠点づくりへの支援や、地域福祉を担う人材の育成、地域福祉活動の推進に取り組みます。

基本目標3 誰もが安心して暮らせる環境づくり（まち）

市民一人ひとりが、住み慣れた地域でいきいきと健康で暮らすことのできる地域とするため、自殺防止・再犯防止に向けて関係の支援者・団体との連携した取組や、道路・建築物等における物理的なバリア、情報障がい者といわれる視覚障がい者・聴覚障がい者等における情報面でのバリア、障がいのある方が社会参加する時における意識上のバリアを取り除くなど、バリアフリーに向けた福祉のまちづくりを推進します。

3 計画の体系

【基本理念】

支えあい、助けあいながら共に暮らせるまちづくり

【基本目標】

基本目標 1

自分らしく
生きるため
の仕組みづ
くり
(ひと)

基本目標 2

共に支えあ
う地域づく
り
(ちいき)

基本目標 3

誰もが安心
して暮らせ
る環境づく
り
(まち)

【基本施策・取組方針】

施策 1 包括的な相談支援体制の構築

- ① 包括的な支援を行う体制づくり
- ② 福祉サービスの質の向上
- ③ 福祉専門職の支援体制づくり
- ④ 居住に課題を抱える方への横断的な支援

施策 2 権利擁護の推進

- ⑤ 成年後見制度等の利用促進
- ⑥ 虐待防止に向けた対応

施策 3 地域を担う人づくり

- ⑦ 福祉教育の推進
- ⑧ 新たな担い手の発掘・育成
- ⑨ ボランティア活動の推進と支援

施策 4 地域福祉活動の推進

- ⑩ 福祉コミュニティの拠点や多様な居場所づくり
- ⑪ 地域の防災活動の推進
- ⑫ 地域支えあいの機能の充実

施策 5 安心して暮らせる地域づくり

- ⑬ 自殺防止に向けた取組
- ⑭ 再犯防止に向けた取組の推進
- ⑮ 交通安全対策、移動手段の確保

施策 6 福祉のまちづくりの推進

- ⑯ バリアフリーの推進
- ⑰ 情報アクセシビリティの確保

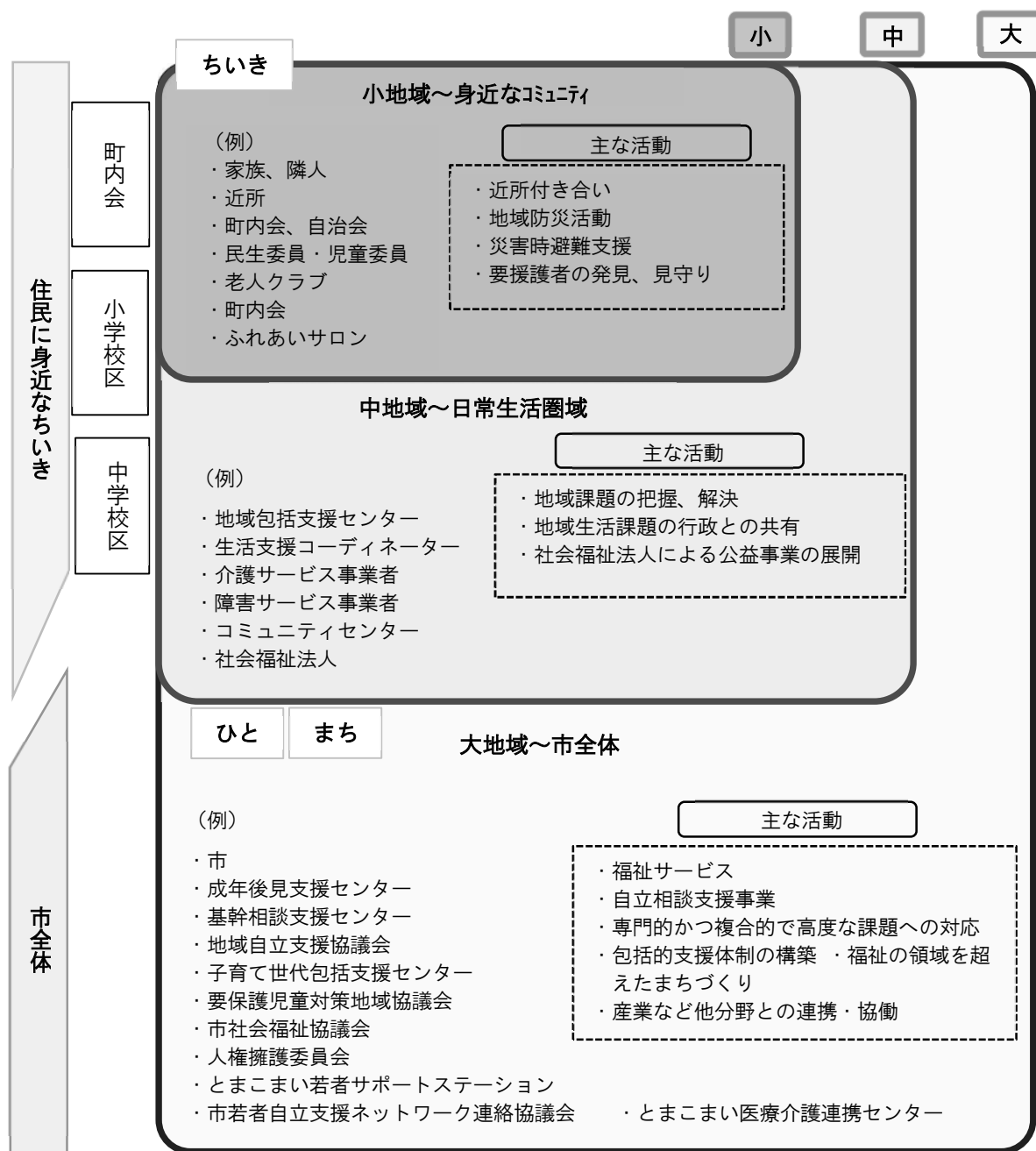
施策 7 地域丸ごとのつながり

- ⑱ 雇用の安定・拡大と人材確保・育成
- ⑲ 地域における人と資源の循環

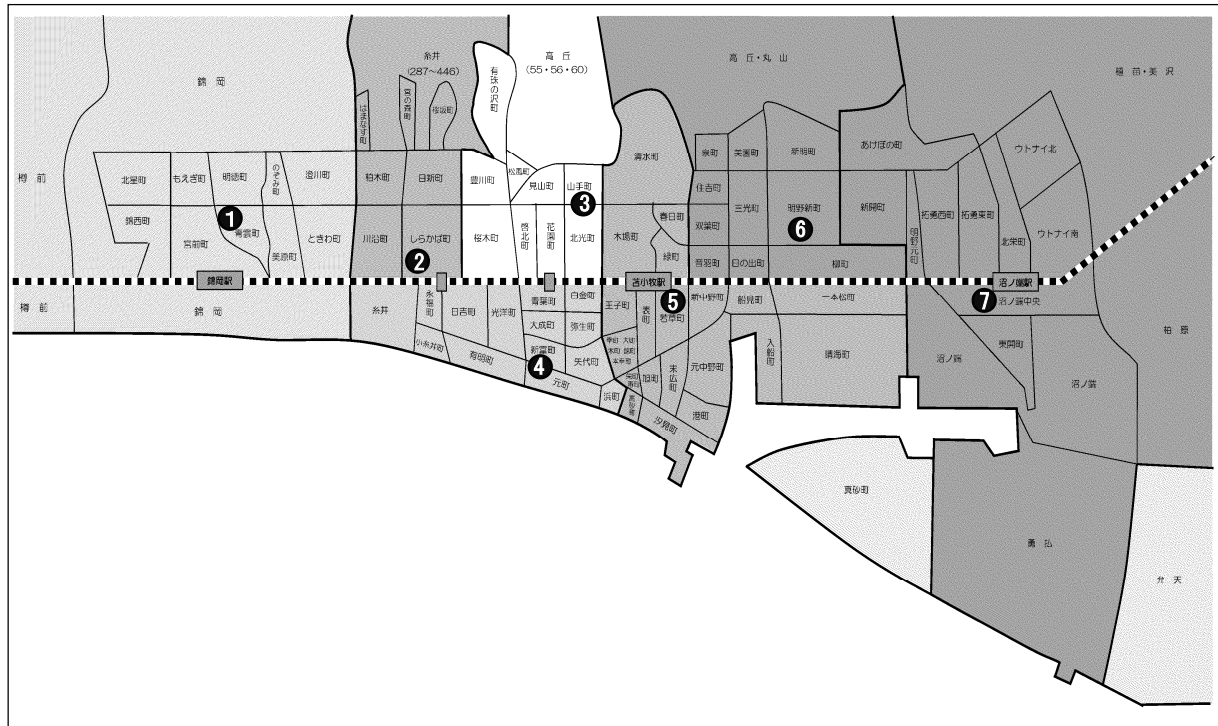
～つながる・生まれる～

4 圏域の設定

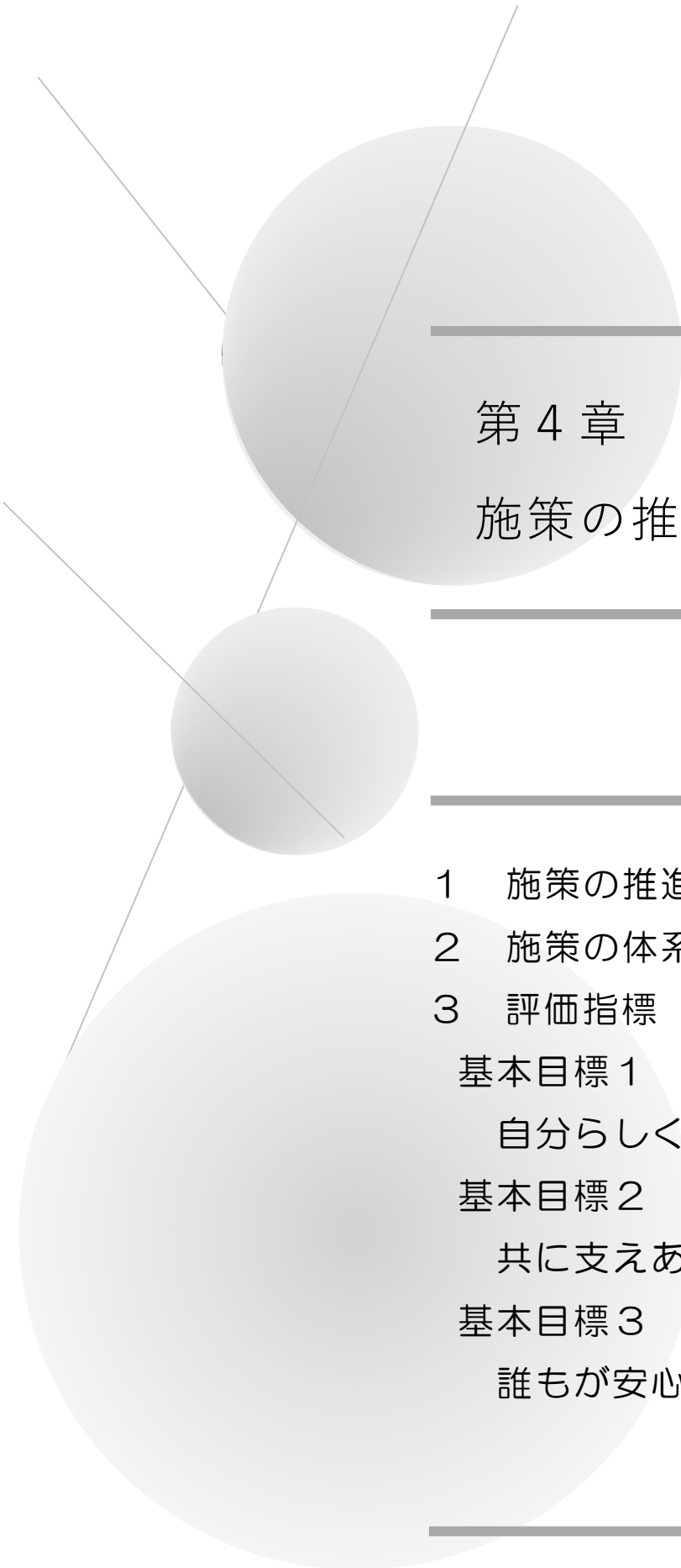
地域福祉の活動は、家族、近所、町内会などの身近なコミュニティから市全体を俯瞰する大きな圏域までいくつかの圏域に分かれ、それぞれの圏域に応じた機能や役割が発揮されるとともに、圏域を超えた連携が行われることにより、市全体としての地域福祉の推進が図られます。本計画では、小地域、中地域、大地域の圏域を概念として示します。



日常生活圏域



①	西包括圏域	澄川町、青雲町、字樽前、ときわ町、字錦岡、のぞみ町、美原町、宮前町、明德町、もえぎ町、錦西町、北星町
②	しらかば包括圏域	字糸井（287～446）、柏木町、川沿町、桜坂町、しらかば町、日新町、はまなす町、宮の森町
③	山手包括圏域	有珠の沢町、啓北町、桜木町、字高丘（55・56・60）、豊川町、花園町、北光町、松風町、見山町、山手町
④	南包括圏域	青葉町、有明町、字糸井（287～446除く）、永福町、小糸井町、光洋町、白金町、新富町、大成町、浜町、日吉町、元町、矢代町、弥生町
⑤	中央包括圏域	旭町、一本松町、入船町、王子町、大町、表町、春日町、木場町、寿町、幸町、栄町、汐見町、清水町、新中野町、末広町、高砂町、錦町、晴海町、船見町、本幸町、本町、緑町、港町、元中野町、若草町
⑥	明野包括圏域	明野新町、泉町、音羽町、三光町、新明町、住吉町、字高丘（55・56・60除く）、日の出町、双葉町、字丸山、美園町、柳町
⑦	東包括圏域	明野元町、あけぼの町、字植苗、字柏原、ウトナイ北、ウトナイ南、新開町、拓勇西町、拓勇東町、東開町、字沼ノ端、北栄町、字美沢、字勇払、沼ノ端中央



第4章

施策の推進

- 1 施策の推進に対する考え方
- 2 施策の体系
- 3 評価指標

基本目標1

自分らしく生きるための仕組みづくり

基本目標2

共に支えあう地域づくり

基本目標3

誰もが安心して暮らせる環境づくり

第4章 施策の推進

1 施策の推進に対する考え方

国は「地域共生社会」の実現に向けて、地域住民や多様な主体が地域生活の課題に自分のこととして取り組み、行政は相談支援の窓口拠点を集約し、その拠点で何でも丸ごと受け止め、対応できる体制の構築を掲げています。

本市においては、多機関と包括的支援体制による連携を推進し、制度の挟間の課題や複合的な課題に対応する体制を整えつつあります。その体制を基盤としつつ、苫小牧市社会福祉協議会でコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を各圏域に配置し、地域活動をさらに促進していきます。

本計画では、支援の対象を高齢者、障がい者、子どもといった属性にとらわれず、支援を必要とする人として包括的にとらえ、施策の体系を個人のみならず世帯が抱える生活課題に向き合い各施策を進めていきます。

なお、各施策を進めるにあたっては、社会情勢を十分見極め、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響、その収束後における情報発信の在り方や支援方法などについて各関係機関とも連携を図りながら適切な対応をとることとします。

コラム②

☐ 「コミュニティソーシャルワーカー」

- ☐ 地域で課題を抱えている人を支援するために、制度、サービス、地域
- ☐ 住民の援助などを組み合わせ、新しい仕組みづくりのための調整、支援
- ☐ を必要とする人への多角的な見守りやニーズの早期発見に向けて取り組
- ☐ むとともに、専門相談支援機関へのつなぎ役を果たします。

- ☐ 課題を抱えている個人や家族に対する包括的な相談支援などの「個別
- ☐ 支援」や地域の様々な団体が行う日常活動への関わりなどを通じて地域
- ☐ の実態把握に努めるとともに、生活環境の改善や地域住民の組織化等の
- ☐ 「地域支援」を統合的に展開することにより、地域づくりや必要な資源
- ☐ 開発を行っていきます。

2 施策の体系

施策	取組方針
1 包括的な相談支援体制の構築     	1 包括的な支援を行う体制づくり 2 福祉サービスの質の向上 3 福祉専門職の支援体制づくり 4 居住に課題を抱える方への横断的な支援
2 権利擁護の推進    	5 成年後見制度等の利用促進 6 虐待防止に向けた対応
3 地域を担う人づくり   	7 福祉教育の推進 8 新たな担い手の発掘・育成 9 ボランティア活動の推進と支援
4 地域福祉活動の推進   	10 福祉コミュニティの拠点や多様な居場所づくり 11 地域の防災活動の推進 12 地域支えあいの機能の充実
5 安心して暮らせる地域づくり    	13 自殺防止に向けた取組 14 再犯防止に向けた取組の推進 15 交通安全対策、移動手段の確保
6 福祉のまちづくりの推進    	16 バリアフリーの推進 17 情報アクセシビリティの確保
7 地域丸ごとのつながり    	18 雇用の安定・拡大と人材確保・育成 19 地域における人と資源の循環

3 評価指標

基本目標1 自分らしく生きるための仕組みづくり

施策1 包括的な相談支援体制の構築

取組方針	指標	基準値 (R1)	目標値 (R8)
①包括的な支援を行う体制づくり	生活困窮者自立支援事業での他機関へのつなぎ件数	160 件	180 件
	ふくし総合相談窓口機能の充実	—	R4 開設
②福祉サービスの質の向上	ケアマネジャーの質の向上 ① 研修開催回数 ② ケアプラン点検数	① 1 回 ② 40 件	① 2 回 ② 40 件
	法人間連携における公益的取組に関する情報交換会開催	—	年1 回
③福祉専門職の支援体制づくり	福祉人材育成研修等の実施	10 回	12 回
④居住に課題を抱える方への横断的な支援	東胆振圏域地域生活支援拠点センターラポルトの活用	30 件	40 件

施策2 権利擁護の推進

取組方針	指標	基準値 (R1)	目標値 (R8)
⑤成年後見制度等の利用促進	<u>市民後見人受任件数</u>	<u>22 件</u>	<u>98 件</u>

下線部分は令和5年度に中間見直しを行っています。

基本目標２ 共に支えあう地域づくり

施策３ 地域を担う人づくり

取組方針	指標	基準値（R1）	目標値（R8）
⑦福祉教育の推進	リーダー養成事業登録者数	200 人	200 人
	福祉学習開催数	21 校、150 学級	24 校、150 学級
⑧新たな担い手の 発掘・育成	認知症サポーター数（累計）	24,355 人	42,000 人
	福祉人材バンク事業における求職数・ 求人数・マッチング成功数	求職 118 人 求人 241 人 マッチング成功 13 件	求職 130 人 求人 250 人 マッチング成功 20 件
⑨ボランティア活 動の推進と支援	介護支援いきいきポイント事業活動 延人数	2,300 人	3,250 人
	雪かきボランティア登録者数	519 人	<u>570 人</u>
	市民ボランティア講座参加者数	81 人	100 人

下線部分は令和５年度に中間見直しを行っています。

施策４ 地域福祉活動の推進

取組方針	指標	基準値（R1）	目標値（R8）
⑩福祉コミュニテ ィの拠点や多様な 居場所づくり	異年齢児・世代間交流事業における実 施園数	27 園	39 園
	ふれあいサロン数	68 か所	83 か所
⑪地域の防災活動 の推進	避難行動要支援者協定 締結町内会数	43 町内会	<u>60 町内会</u>
	自主防災組織世帯カバー率	90.08%	<u>96.00%</u>
	防災出前講座 開催数	45 回	50 回
	災害ボランティア登録者研修会におけ る講習会参加者数	登録者研修 78 名 初心者研修 40 名	登録者研修 80 名 初心者研修 40 名
⑫地域支えあいの 機能の充実	高齢者等見守り活動登録事業者数	135 事業所	153 事業所
	コミュニティソーシャルワーカー相談 件数	14 件	<u>100 件</u>

下線部分は令和５年度に中間見直しを行っています。

基本目標3 誰もが安心して暮らせる環境づくり

施策5 安心して暮らせる地域づくり

取組方針	指標	基準値 (R1)	目標値 (R8)
⑬自殺防止に向けた取組	実務者ネットワーク会議開催回数	1 回	年 1 回以上
	ゲートキーパー養成講座総登録者数	1, 620 人	2, 420 人
	こころの健康相談の開催	相談日：年 1 回	相談日：年 12 回
⑭再犯防止に向けた取組の推進	巡回体制	街頭巡回 年間 680 回	巡回体制を維持 します。
⑮交通安全対策、 移動手段の確保	交通安全教室開催数	321 回	320 回
	デマンド型コミュニティバス利用者数	樽前ハッピー号 17, 665 人 とこバス 2, 771 人	樽前ハッピー号 18, 000 人 とこバス 2, 800 人

施策6 福祉のまちづくりの推進

取組方針	指標	基準値 (R1)	目標値 (R8)
⑯バリアフリーの 推進	福祉トイレカー出動回数	37 回	45 回
	手話通訳者派遣件数	54 件	60 件
	バリアフリー化事業における合理的配慮の提供を支援する助成件数	3 件	6 件
	あいサポーター数（累計）	1, 425 人	6, 000 人
	市営住宅バリアフリー化住戸数（累計）	192 戸	480 戸
	バリアフリー化公園数（累計）	142 か所	157 か所

施策7 地域丸ごとのつながり

取組方針	指標	基準値 (R1)	目標値 (R8)
⑰雇用の安定・拡大と人材確保・育成	農福連携農家数	—	1 戸

基本目標 1 自分らしく生きるための仕組みづくり

支援を必要とする人が適切かつ切れ目のない福祉サービスの提供を受けられるなど、誰もが安心して生活できる地域とするため、福祉等に関する相談体制の充実や、様々な関係機関が連携した包括的な支援を行う体制づくりを進めます。さらに、本人の意思決定を支援するための成年後見制度等の権利擁護の推進に取り組みます。

施策 1 包括的な相談支援体制の構築



複合的で複雑化した課題を抱えた人に対して、包括的に受け止め、多機関と連携し、分野を横断して総合的に支援することができる体制を構築します。

また、令和7年度からの重層的支援体制整備事業の実施に向け、関係機関と議論を重ねながら実施体制等を整理します。

取組方針①

包括的な支援を行う体制づくり

8050問題や育児と介護のダブルケアなど、一つの世帯において複合的な課題を抱え、一つの支援機関だけでは解決が困難な事例や、既存の制度では対応が困難な「制度の狭間の課題」が顕在化しています。こうした地域住民の様々な支援ニーズに対応するため、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和2年（2020年）6月12日に公布され、地域生活課題の解決に資する支援を包括的に行う、「重層的支援体制整備事業」が令和3年（2021年）4月に施行されたことから、本市においても実施に向けた取組を進めます。

また、相談者の複合化・複雑化した課題を受け止めるため、障がい福祉、介護福祉、生活困窮、児童福祉、生活保護、ひきこもり、成年後見等の福祉に関する総合的な相談支援体制を整備し、ふくし総合相談窓口の機能強化を図ります。

◆重層的支援体制整備事業実施に向けた取組

重層的支援体制整備事業（以下、「本事業」といいます。）は、地域住民の様々な支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する事業です。

この3つの支援は、個別支援の観点から、相談支援によって本人や世帯の属性を問わず包括的に相談を受け止め、支援関係機関全体で支援を進めるとともに、参加支援を通じて、本人や世帯の状態に寄り添い、社会とのつながりを段階的に回復する支援を実施しつつ、地域を面で捉えた地域づくりに向けた支援によって、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する環境整備を実施することで、個別支援と地域に対する支援の両面から、地域において人と人のつながりを基盤としたセーフティネットを構築し強化するものです。

専門職による支援だけではなく、地域の居場所などにおける様々な活動等を通じて日常の暮らしの中で行われる、地域住民同士の支え合いや緩やかな見守りなどによる重層的なセーフティネットを構築することにより、地域生活課題の早期発見に努めます。

なお、包括的な支援体制の整備に向けた取組は、これまでも様々な主体で、様々な形態で行われてきたことから、本事業の構築に際しては、関係者と議論を重ね既存の取組を生かしながら進めます。

【各事業の概要】

1 包括的支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第1号)	・属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ・支援機関のネットワークで対応する ・複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ
2 参加支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第2号)	・社会とのつながりをつくるための支援を行う ・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる ・本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
3 地域づくり事業 (社会福祉法第106条の4第2項第3号)	・世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する ・交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする ・地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る
4 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	・支援が届いていない人に支援を届ける ・会議や関係機関とのネットワークの中から潜

(社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項 第 4 号)	在的な相談者を見つける ・ 本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
5 多機関協働事業 (社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項 第 5 号)	・ 市全体で包括的な相談支援体制を構築する ・ 本事業の中核を担う役割を果たす ・ 支援関係機関の役割分担を図る

本市は、本事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業実施計画を令和 6 年度中に策定予定です。

本事業を活用し、さらなる包括的支援体制の整備を推進していきます。

担当課	介護福祉課/障がい福祉課/こども相談課/総合福祉課/青少年課
-----	--------------------------------

No	取組項目	取組内容	担当課
1	各支援機関との連携強化	(地域ケア圏域会議) 日頃の活動で把握した地域課題を各圏域の地域課題と捉え、それらの課題を解決するための、圏域でのインフォーマルサービスや地域の見守りネットワーク等の資源開発や、圏域全体を通じての関係団体とのネットワーク構築を目的とします。 (地域自立支援協議会) 地域における相談支援事業の適切な実施を図り、関係機関による障害福祉施策に関する協議の場を設け、地域のサービス基盤の整備を進めていきます。 (要保護児童対策地域協議会) 児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応に向け、児童に関係する機関と連携して取り組みます。	介護福祉課 障がい福祉課 こども相談課 総合福祉課 青少年課

		(生活困窮者自立支援ネットワーク会議、重層的支援体制整備及び生活困窮者支援に係る庁内関係部署連携会議) 地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備すること及び就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、身体的・精神的・経済的理由等から、最低限度の生活を維持することが出来なくなる恐れのある者の早期把握のため、直接市民等と接し、生活上の相談や近隣住民の生活状況を心配する相談等、様々な相談を受ける機会のある各部署との連携を図ります。 (子ども・若者支援地域協議会) 地域の関係機関と連携し、困難を有する子ども・若者に対する横断的、重層的な支援体制の整備に取り組みます。	
2	ふくし総合相談窓口機能の充実	相談者の複合化・複雑化した課題を受け止めるため、障がい福祉、介護福祉、生活困窮、児童福祉、生活保護、ひきこもり、成年後見等の福祉に関する総合的な相談支援体制を整備するとともに、相談窓口の機能強化を図ります。	総合福祉課

評価指標

指標	基準値（R1）	目標値（R8）
生活困窮者自立支援事業での他機関へのつなぎ件数	160 件	180 件
ふくし総合相談窓口機能の充実	—	R 4

取組方針②

福祉サービスの質の向上

利用者に適正なサービスを提供するため、また、利用者が適切にサービスを選択できるように、専門職の資質向上に努めるとともに、福祉サービスの質の向上を図ります。

また、必要な情報はもとより、高齢者、障がい者、子どもなどの分野において、支援を必要とする人が、適切なサービスを受けられるよう、それぞれの福祉サービスの周知や、サービスの提供体制の充実を図ります。

さらには社会福祉法人で、地域の課題などに対して法人の強みを生かした「地域における公益的な取組」が連携して対応できるよう法人間での連携づくりを図ります。

担当課	介護福祉課/総合福祉課/社会福祉協議会
-----	---------------------

No	取組項目	取組内容	担当課
3	ケアマネジャーの質の向上	ケアマネジャー連絡会の研修や自主活動の支援により相互の能力向上を図り、適切な介護サービス計画（ケアプラン）の作成を目指します。また、地域包括支援センターでは、ケアマネジャーが抱える困難ケースへの支援を行います。	介護福祉課
4	介護サービス事業所の育成・支援	サービス事業者連絡会を支援し、事業所間の連携及びサービスの総合的な向上を図るとともに、適正なサービス提供について周知します。	介護福祉課

5	社会福祉法人及び民間事業者に対する公益的取組への支援	社会福祉法人及び民間事業者の経営やサービス提供の適正化を図るため、公益的取組に関する情報交換会を開催します。	総合福祉課
6	社協だよりなど周知方法の強化	社会福祉協議会の取組や地域福祉活動等において情報発信し、より多くの住民に地域福祉への関心を持っていただける紙面づくりを目指します。	社会福祉協議会

評価指標

指標	基準値 (R1)	目標値 (R8)
ケアマネジャーの質の向上 ① 研修開催回数 ② ケアプラン点検数	① 1回 ② 40件	① 2回 ② 40件
法人間連携における公益的取組に関する情報交換会開催	—	年1回

取組方針③

福祉専門職の支援体制づくり

支援は担当者の個の力に頼ることが多いことから、支援に行き詰まり孤立することがあります。支援者を孤立させず、支援のための見立て、手立てについて共に考え、他職種の領域を学び、相談者支援を中心課題とする支援者のケア会議に取り組みます。

支援者が、相談者とお互いの「弱さ」「苦勞」を語り合い、学び合い、相談者の生きづらさを理解し情報共有していくことにより、地域に暮らす大切な人材として可能性を見出していく「対話を通じた人づくり」の活動に取り組みます。

地域包括支援センター、相談支援事業所の支援を担う基幹相談支援センターを充実させることにより、地域の専門相談支援機関のサポートを強化し、サービスの質の向上を図ります。

担当課	総合福祉課/介護福祉課/障がい福祉課/発達支援課/生活支援室/社会福祉協議会
-----	--

No	取組項目	取組内容	担当課
7	対話を重視した支援の取組	社会的に孤立している方(ひきこもり等)が集まる「茶話会ばればれ」や普段の相談支援の中で、支援者からの一方的な支援にならないように、相談者や支援者の垣根を越えてお互いの弱さを語り合える関係性の構築や、対話の力を最大限に活用し、支援者も回復できる学びの場づくりに取り組みます。	総合福祉課
8	多職種連携の取組	地域包括支援センター、基幹相談支援センター及び生活困窮者支援調整会議・ネットワーク会議において事例検討会を開催し、多職種の領域を学び、相談者支援を中心課題とする支援者のケア会議に取り組みます。	介護福祉課 障がい福祉課 総合福祉課
9	福祉専門職向けの研修	福祉サービスを安定的に供給できるよう、地域自立支援協議会など地域の関係団体と連携し、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士など福祉専門職の人材育成研修を強化していきます。	介護福祉課 障がい福祉課 発達支援課 生活支援室 総合福祉課
10	包括的支援体制に伴う研修事業	属性や世代を問わない相談は、単独の支援事業者だけでは解決が難しく課題が複雑化・複合化しており、支援関係機関の役割分担の整理が必要となる事例が多くなってきています。このような相談を多機関と協働して支援するため、他機関と連携していくことを目的に事例検討や研修会を行います。	社会福祉協議会

評価指標

指標	基準値（R1）	目標値（R8）
福祉人材育成研修等の実施	10 回	12 回

取組方針④

居住に課題を抱える方への横断的な支援

低所得者、高齢者、障がい者などのうち、生活や住まいに不安を抱える方に対して、訪問による見守り支援や日常生活を営むのに必要な支援を強化します。

また、関係部署と連携しながら入居を拒まない低家賃の住まいの確保などの仕組みづくりに向けて検討します。

担当課	総合福祉課/障がい福祉課/建築指導課/住宅課
-----	------------------------

No	取組項目	取組内容	担当課
11	生活困窮者一時生活支援事業	住居を持たない方に、一定期間、宿泊場所や衣食を提供します。退所後の生活に向けて、就労支援などの自立支援も行います。	総合福祉課
12	東胆振圏域地域生活支援拠点事業（居住支援、緊急時の受入対応）	誰もが公平に利用できる社会資源の整備と情報の共有化のため、居住支援施設等の空き情報の一元化のほか、緊急レスパイト時の受け入れ先の情報提供や調整を行い、地域において自分らしく生活できるよう支援します。	障がい福祉課
13	新たな住宅セーフティネット	高齢者、障がい者、低所得者、子育て世帯などの住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進し、豊かで住みやすい地域づくりを進める新たな住宅セーフティネットを検討します。	総合福祉課 建築指導課 住宅課

評価指標

指標	基準値 (R1)	目標値 (R8)
東胆振圏域地域生活支援拠点センター ラポルトの活用	30 件	40 件

コラム③

□ 「生活困窮者自立支援制度」

□ 2015 年 4 月、生活困窮者自立支援法が施行されました。苫小牧市では、
□ 法施行に合わせて総合福祉課を立ち上げ、自立相談支援機関を直営で行っ
□ ています。また、全道に先駆けて家計改善支援事業、子どもの学習支援事
□ 業、就労準備支援事業、一時生活支援事業の 4 つの任意事業も実施しまし
□ た。2015 年から 2019 年までの 5 年間に自立相談支援機関の窓口を訪れた
□ 市民の方の数は何と 2,531 人！

□ 振り返ってみると、たくさんの素敵な出会いに恵まれました。その道の
□ りの中で、私たちが一貫して大切にしてきたことは、お一人お一人との出
□ 会いです。相談者の方々が悩まれていることは、お金のことだけではあり
□ ません。家族との関係や病気のこと、不安定な雇用を続けていること、人
□ 間関係が苦手なこと、それぞれの方にそれぞれの悩みがあります。その悩
□ み、どの制度の対象にならないことも多く、その度に微力ながら相談者
□ の方と一緒に考えてきました。

□ そのような中から生まれたことの 하나가「茶話会ばればれ」です。社会
□ の中で孤立し、悩みを抱えた方々を対象に、月に 1 度、皆で集まって悩み
□ を語り合っています。毎年行っているクリスマス会の中で、ある方が言い
□ ました。「人間関係は苦手なんです、だからといって人が嫌いなわけ
□ ではないんです」。

□ 私たち相談員は、相談者の方々の言葉
□ からたくさんのことを勉強させていただ
□ いています。今後も相談者や地域の方々
□ から学びながら、よい窓口になるように
□ 努めてまいりたいと思います。

～生活困窮者自立相談支援事業～

**生活・仕事の不安や心配
ひとりで悩まずご相談ください**

苫小牧市福祉部 総合福祉課
苫小牧市役所 1 階 13 番窓口
(8:45～17:15)
☎(0144)32-6189
✉sogofukusi@city.tomakomai.hokkaido.jp



施策2 権利擁護の推進



全ての市民の人間性が尊重され、自分らしく生きることができるよう、積極的に意識啓発を行います。また、判断能力が十分ではない高齢者や障がいのある人について、基本的な人権が守られ、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、成年後見制度の利用促進や虐待防止の取組を推進します。

取組方針⑤

成年後見制度等の利用促進（苫小牧市成年後見制度利用促進基本計画）

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号。以下「法」といいます。）が施行されてから、6 年が経過しました。本市においては、平成 28 年 5 月に成年後見支援センター（以下「センター」といいます。）を開設し、令和 4 年 4 月には支援対象範囲に厚真町、安平町及びむかわ町を加えてセンターを広域設置するとともに中核機関へ移行する等、成年後見制度の利用にかかる体制整備を進めてきました。

国の動きとしては、第一期成年後見制度利用促進基本計画（計画期間：平成 29～令和 3 年度）における取組を踏まえて、令和 4 年 3 月に第二期成年後見制度利用促進基本計画（以下「第二期計画」といいます。）が閣議決定され、成年後見制度の利用促進は、単に利用者の増加を目的とするだけでなく、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制の整備を目指す、新たな段階へと移行しています。

第二期計画においては、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤として「権利擁護支援」を位置付けた上で、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実など、成年後見制度利用促進の取組を更に進めていくこととされています。

本編は、法第 14 条に基づき、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」と位置付け、第二期計画の趣旨を踏まえながら、以下のとおり各種施策を推進します。

担当課

総合福祉課/とまこまい成年後見支援センター

取組項目① 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

地域連携ネットワークは、包括的・重層的な支援体制と地域における様々な支援・活動のネットワークを通し、尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を目標として整備されるものです。

本市では、重層的支援体制整備と連携を図りながら、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを目指します。

No	取組項目	取組内容
14	包括的・重層的な支援体制の構築	中核機関のコーディネート機能の強化等を通じた連携・協力による地域づくりにより、権利擁護支援の包括的・重層的な支援体制の構築を目指します。
	権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり	本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置づけ、地域連携ネットワークづくりを通じて、権利擁護支援策の一層の充実を図ります。

取組項目② 中核機関の体制整備

これまで培ってきた相談、申立支援、受任調整、後見人へのバックアップ等の各種機能やノウハウを十分に生かしながら、地域連携ネットワークにおける調整役として、相談機能の充実、相談業務に携わる人材育成など、中核機関の更なる体制及び機能の強化を図ります。

No	取組項目	取組内容
15	中核機関の設置・運営	市とセンターが中核機関を設置し、連携を図りながら運営を行います。
	相談機能の強化及び人材の育成	市のふくし総合相談窓口等を一次相談窓口、センターを二次相談窓口と位置付け、相談員のスキルアップと育成に取り組みます。
	受任調整機能の充実	受任調整会議を定期的に行い、本人にとって適切な後見人等が選任されるよう、マッチング機能の更なる充実に努めます。

	3町との連携体制の維持・強化	苫小牧市、厚真町、安平町及びむかわ町によるセンターの広域設置体制の維持・強化のため、市が事務局となって3町及びセンターとの調整役を担います。
--	----------------	--

取組項目③ 成年後見制度の普及・啓発

権利擁護の必要な人を早期に発見し、相談や支援へつなげることの重要性や、判断能力の程度に応じた保佐・補助の各類型による利用についても周知を行うなど、制度の理解や認知度の向上に取り組めます。

No	取組項目	取組内容
16	成年後見制度の広報・周知	成年後見制度の概要や相談窓口の周知等、パンフレットやホームページの内容について充実を図ります。
	講演会等の開催	認知度の向上のため、市民を対象とした成年後見制度についての講演会等を開催します。
	出前講座の実施	市民認知度の向上や地域での支援の必要性についての理解を深めてもらうため、市民・団体等を対象に出前講座を実施します。

取組項目④ 市民後見人の育成及び法人後見実施団体への支援

成年後見制度の需要増加に対応するため、市民後見人養成講座の開催を継続し、受講者数の増加に取り組むとともに、市民後見人の担い手確保について検討を行います。

また、法人後見実施団体へ補助金を交付することにより、地域における担い手の活動を支援します。

No	取組項目	取組内容
17	養成講座の実施方法等の検討	養成講座のカリキュラム・開催回数・時期などの見直しや受講しやすい環境や周知方法等について検討し、受講者数の増加に取り組めます。

17	市民後見人の周知啓発	認知度の向上のため、市民後見人の活動や事例を紹介する等、周知方法の検討を行います。
	担い手確保の検討	市民後見人の担い手確保の方法について検討を行います。
	法人後見実施団体への支援	市内で活動する法人後見実施団体へ補助金を交付し、その活動を支援します。

取組項目⑤ 後見人の相談体制等の整備

市民後見人や親族後見人等が孤立することを防ぎ、適切かつ安定的な活動を行うために相談等を受けられるサポート体制づくりを推進します。また、市民後見人向けの研修や活動マニュアルの改訂を行いながら、後見人としての適正な対応力の向上と不正防止に取り組めます。

No	取組項目	取組内容
18	相談窓口の設置	裁判所への提出書類作成支援を含めた相談窓口を設置し、市民後見人や親族後見人等の活動が円滑に行われるよう支援します。
	フォローアップ研修の開催	市民後見人のスキル・対応力の向上や、不正防止に関する研修を行います。
	活動マニュアルの改訂	必要に応じ、市民後見人の活動マニュアルを改訂します。

取組項目⑥ 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用者への支援

身寄りのいない人や虐待事案等について、市町村長申立てを適切に実施し、権利擁護支援へ繋がります。また、成年後見制度の利用にかかる費用負担が困難な方に対し、報酬等の助成を行います。

さらに、日常生活自立支援事業利用者のうち成年後見制度への転換が望ましいケースについて、移行支援に取り組めます。

No	取組項目	取組内容
19	市町村長申立ての適切な実施	身寄りのいない人等への支援や虐待事案等において、市町村長申立ての活用を図り、権利擁護支援につなげます。
	報酬等助成の実施	成年後見制度の利用にかかる費用負担の困難な方に対し、後見報酬等の助成を実施します。
	日常生活自立支援事業利用者の成年後見制度への移行支援	日常生活自立支援事業利用者のうち、成年後見制度への転換が望ましいケースについて、スムーズな移行の支援を行います。

評価指標

区分	指標	基準値 (R1)	目標値 (R8)
中間見直し後	市民後見人受任件数	22 件	98 件
当初計画	市民後見人数	18 人	40 人

取組方針⑥

虐待防止に向けた対応

高齢者虐待、障がい者虐待、児童虐待、配偶者等からの暴力など、様々な虐待や暴力が社会問題となる中、これらを防止する取組が必要です。

高齢者虐待防止ネットワーク委員会や要保護児童対策地域協議会等を開催し、相談窓口の周知、啓発及び早期発見等の対応や支援を進めます。

児童虐待防止に向け、子ども家庭総合支援拠点において、必要な実情把握、家庭等からの相談に応じ、調査、指導など必要な支援を行います。

担当課	介護福祉課/障がい福祉課/協働・男女平等参画室/こども相談課/指導室
-----	------------------------------------

No	取組項目	取組内容	担当課
20	高齢者虐待防止ネットワークの構築	高齢者虐待防止ネットワーク運営事業に基づき、高齢者や養護者に対して支援	介護福祉課

		を行います。また、高齢者虐待防止への幅広い周知に努めます。	
21	自立支援協議会におけるケース会議の開催	実際のケースや地域の課題を情報共有し、地域の実態や課題等の把握を行うことにより、障がい者の地域生活を支援するため、ケース会議を開催します。	障がい福祉課
22	児童虐待防止及びDV被害者保護活動事業	児童虐待の早期発見・早期対応として、要保護児童対策地域協議会の構成機関と連携し、ネットワーク体制の充実に図るとともに、育児不安や虐待の問題に早期に対応するための相談・支援体制の充実に図ります。 また、配偶者等からの暴力により心身の安全が脅かされ、緊急に保護を要する方及びその子どもの相談を受けるとともに、警察や民間シェルターなど関係機関と連携しながら、被害者の保護支援を図ります。	協働・男女平等参画室 こども相談課
23	DV及びデートDV防止啓発事業	DVを防止するため、男女平等参画週間、女性に対する暴力をなくす運動期間における啓発を行うとともに、交際相手からの暴力をなくすために、公共施設へのリーフレットの設置や出前講座を関係機関等と連携して実施します。	協働・男女平等参画室
24	民間シェルターへの支援	DV等の被害女性及びその子どもの保護や自立支援を行う民間シェルターを運営する団体に対し支援を行い、連携しながら被害者支援の充実に図ります。	協働・男女平等参画室
25	いじめ・不登校対策	いじめ・不登校の問題解決のため、スクールソーシャルワーカー（SSW）を学校に派遣し、担任と連携した児童生徒や保護者への相談体制の充実に図ります。	指導室

		す。また、いじめの問題の解決や、学校 復帰などに向けた児童生徒の支援も行い ます。	
--	--	---	--

基本目標2 共に支えあう地域づくり

全ての地域住民が地域福祉を我が事として捉え、また、福祉事業者、行政等、多様な関係者が参画して地域の生活課題や活動に主体的に関わり、共に支えあう地域とするため、地域の活動拠点づくりへの支援や、地域福祉を担う人材の育成、地域福祉活動の推進に取り組みます。

施策3 地域を担う人づくり



地域住民一人ひとりが、地域福祉に関心を持ち、実際に地域の活動に参加してもらえるよう、各種講座の開催を通じて、地域を担う人づくりに取り組みます。

地域福祉拠点やサロン活動の中から、地域福祉のリーダーやキーパーソンとなる人材を発掘・育成していきます。

取組方針⑦

福祉教育の推進

町内会への関心が薄く、町内会活動が地域住民に届かない現状がある一方で、「誰かのために何かをしたい」と考える若者も増えています。子どもたちへ町内会に関する教育をするなど、若者が福祉に触れることは、地域社会の未来を考えることであり、多様な人の生き方に触れ、自分にはどのような生き方の可能性があるのかを考えるきっかけづくりとなることから、社会で求められる視点を持った若者を育成していきます。

担当課	青少年課/社会福祉協議会
-----	--------------

No	取組項目	取組内容	担当課
26	リーダー養成事業	地域の子どもリーダーを養成するため、各種研修事業を推進します。	青少年課
27	福祉学習推進事業	小・中・高で行う「総合的な学習の時間」への協力や地域活動における住民参加型行事において、青少年や市民の福祉学習の推進を図ります。	社会福祉協議会

評価指標

指標	基準値 (R1)	目標値 (R8)
リーダー養成事業登録者数	200 人	200 人
福祉学習開催数	21 校 150 学級	24 校 150 学級

取組方針⑧

新たな担い手の発掘・育成

福祉に関する講習会や講座等を通じて、地域に暮らす全ての人が、地域から支えられる存在であると同時に、地域を支える重要な一員であるという意識を持てるように、若者世代にも焦点を当て、地域活動の担い手となる人材を育成します。

地域を担うことのできる人づくりのため、人材の掘り起こしを図るほか、認知症サポーターやボランティア体験を通じて、主体的に活動する人材の育成を推進します。

担当課	介護福祉課/市民生活課/社会福祉協議会
-----	---------------------

No	取組項目	取組内容	担当課
28	認知症サポーター養成関連事業	認知症に対する家族や地域の理解が得られるよう、引き続き認知症サポーター及びKIDSサポーターの養成を充実・強化します。	介護福祉課
29	現役世代の町内会加入推進	町内会との関係性が希薄になりがちな企業や共同住宅の入居者に対し、町内会への理解を深めることで、若年世帯の加入を促します。	市民生活課
30	福祉人材バンク事業	福祉施設や介護事業所に就職を希望する求職者と福祉職を求める事業所からの相談に応じ、登録を行い、紹介・斡旋をします。また、福祉職場説明会やマンパワーの養成事業を行います。	社会福祉協議会

評価指標

指標	基準値 (R1)	目標値 (R8)
認知症サポーター数 (累計)	24,355 人	42,000 人
福祉人材バンク事業における求職数・求人数・マッチング成功数	求職 118 人 求人 241 人 マッチング成功 13 件	求職 130 人 求人 250 人 マッチング成功 20 件

取組方針⑨

ボランティア活動の推進と支援

多様化する福祉ニーズを把握し、個々に合わせたボランティア活動の情報提供・需要調整機能の充実などを行うとともに、ボランティア養成のための様々な講習会などを開催し、自主性を尊重した発掘・養成に努めます。

地域貢献や社会貢献活動への機運の高まりにあわせ、大学や民間企業等へ働きかけ、協働事業の実施や協定等を活用して、高度な専門的知見の地域への還元、学生や社員の地域福祉活動への参加を促進していきます。

担当課	介護福祉課/総合福祉課/社会福祉協議会/生涯学習課
-----	---------------------------

No	取組項目	取組内容	担当課
31	介護支援いきいきポイント事業	高齢世代の方々がいきいきと地域の中で活躍の場を広げるため、介護支援ボランティア活動を通じて介護予防を推進するとともに、要介護・要支援高齢者に対する主体的な地域支え合い活動を育成・支援するため事業を実施します。	介護福祉課
32	雪かきボランティア事業	ボランティア精神の育成と互助の推進の観点から、高齢等の理由により自ら除雪を行うことが困難で、他の支援も見込めない世帯及び地域での除雪が困難な通学路等を対象に、ボランティアの協力を得て、除雪の支援を行います。	総合福祉課

33	ボランティアセンター機能の充実	ボランティア活動を推進していくため、地域で潜在化しているニーズの把握とボランティアの需給調整を行い、各研修会を開催し地域資源（マンパワー）の発掘と養成を行います。また、ボランティアセンター運営委員会を開催し、各関係機関との連携やボランティアセンターの体制・機能の充実強化を図ります。	社会福祉協議会
34	障がい者のためのパソコンボランティア体験講習会	障がい者のＩＣＴ機器の利用を広げるため、パソコン等の操作を支援するボランティアの育成を支援します。	生涯学習課
35	市民ボランティア講座	市民の「福祉のまちづくり」への参加を促進するため、地域で潜在化しているマンパワーの発掘やボランティア活動へのきっかけづくりとして講座を開催します。また、講座等が終了した後のフォローアップ体制を作っていきます。	社会福祉協議会

評価指標

指標		基準値（R1）	目標値（R8）
介護支援いきいきポイント事業活動延人数		2,300人	3,250人
雪かきボランティア登録者数	中間見直し後	519人	570人
	当初計画	519人	555人
市民ボランティア講座参加者数		81人	100人

施策 4 地域福祉活動の推進



民生委員・児童委員などの地域における見守り活動、町内会活動、地域の防災活動等、支えあい活動を通じて、地域のつながりの大切さを認識し、地域課題の解決に向けて地域住民が主体的に地域福祉活動を生み出す拠点づくりを進めます。

サロン等の活動場所で開催する介護予防や健康プログラムなどの高齢者の健康支援、多世代が参加できる各種イベントを充実させ、子どもから高齢者まで世代間の交流を促進します。

取組方針⑩

福祉コミュニティの拠点や多様な居場所づくり

住民同士のつながりの希薄化が進み、社会的孤立が広がることは、閉じこもりや生活困窮、虐待などにつながるため、身近な場所で気軽に過ごせる居場所づくりを進めていきます。

身近な地域の居場所やサロン等の活動場所で開催する介護予防や健康プログラムなどの高齢者の健康支援、多世代が参加できる各種イベントを充実させ、子どもから高齢者まで世代間の交流を促進していく、共生型地域福祉拠点を設置します。

担当課	未来創造戦略室/こども育成課/空港政策課/総合福祉課/社会福祉協議会
-----	------------------------------------

No	取組項目	取組内容	担当課
36	苫小牧駅周辺ビジョン	少子高齢社会に対応可能な持続可能なまちづくりのため、未来のまちづくりの担い手である、若者、子育て世代とともに日常的なにぎわいの創出に努め、ココトマやまちなか交流館といった集いの拠点施設や商店街との連携、ネットワークによる人の流れづくりに取り組みます。	未来創造戦略室

37	異年齢児・世代間交流事業	園児と地域の児童や高齢者が地域行事などを通じて共同活動を行ったり、伝承遊びを行ったりするなどの交流活動を促進することにより、町内会や未就園児との関りを深め、地域の子育て支援活動の充実を図ります。	こども育成課
38	共生型地域福祉拠点	高齢者や障がいのある方、子どもなどが集い交流して、互いに支えあいながら安心して生活することができる地域福祉拠点を整備します。	空港政策課 総合福祉課
39	ふれあいサロンの推進	地域における憩いの場である従来のふれあいサロンを推進しながら高齢者・障がい者・子どもなど、世代や制度分野を超えて、地域住民が相互に交流を図ることができる様々なかたちの居場所づくりを支援します。	社会福祉協議会

評価指標

指標	基準値（R1）	目標値（R8）
異年齢児・世代間交流事業における実施園数	27 園	39 園
ふれあいサロン数	68 か所	83 か所

地域の防災活動の推進

災害時に配慮が必要な「要配慮者」のうち、自力での避難が難しく第三者の手助けが必要な要介護者や障がい者などの避難行動要支援者を支援するため、名簿を作成するなど、町内会や自主防災組織、民生委員などが地域ぐるみで支えあう体制を構築します。

災害時の地域における自助と共助を強化する自主防災組織の役割は大きく、組織育成のための防災講座等を開催し、地域防災力の向上を図ります。

担当課	危機管理室/社会福祉協議会
-----	---------------

No	取組項目	取組内容	担当課
40	要支援者名簿協力町内会の拡大に向けた説明会	自主防災組織を育成するとともに、一人暮らしの高齢者や障がい者などに対する避難行動要支援者支援対策を推進します。	危機管理室
41	自主防災組織への活動支援	地域における「自助」と「共助」を強化する自主防災組織の役割は大きく、組織育成のための防災講座等の開催や自主防災組織が行う防災活動に対して助成金を交付するなど、地域防災力の向上を図ります。	危機管理室
42	苫小牧市民防災講座実施	防災関係機関相互の情報の共有化と、地域住民への防災情報の提供及び防災に関する出前講座を実施します。	危機管理室
43	災害ボランティア登録者研修会	災害時に災害ボランティアセンターを円滑に立ち上げ、運営できるよう設置・運営マニュアルを随時見直します。 また、平常時より災害に対する防災・減災の意識を高揚するため、苫小牧市と連携・協議しながら職員や地域住民向けの講習会等を開催します。	社会福祉協議会

評価指標

指標		基準値（R1）	目標値（R8）
避難行動要支援者協定 締結町内会数	中間見直し後	43 町内会	<u>60 町内会</u>
	当初計画	43 町内会	<u>50 町内会</u>
自主防災組織世帯カバー率	中間見直し後	90.08%	<u>96.00%</u>
	当初計画	90.08%	<u>91.00%</u>
防災出前講座 開催数		45 回	50 回
災害ボランティア登録者研修会における講習会参加者数		登録者研修 78 名 初心者研修 40 名	登録者研修 80 名 初心者研修 40 名

コラム④

「民生委員・児童委員」

民生委員児童委員は、地域住民の立場にたって地域の福祉を担うボランティアです。民生委員法及び児童福祉法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の公務員で、全国で約 23 万人の民生委員が活動しております。本市では定数 360 名の民生委員が、20 地区の協議会を組織して活動しています。

担当する区域において高齢者等の安否確認や見守り、子どもたちへの声かけなどを行っており、介護の悩みや子育ての不安、生活上の心配ごとなど、多岐に渡って様々な相談に応じています。民生委員児童委員には法に基づく守秘義務があり、相談内容の秘密は守られるため、安心して相談できます。

また、相談内容に応じて、行政や地域の専門機関へと繋げる「つなぎ役」としての役割を果たしており、地域福祉推進の重要な担い手となっています。

民生委員・児童委員のマーク



昭和 35 年に公募で選ばれたもので、幸せのめばえを示す四つ葉のクローバーをバックに、民生委員の「み」の文字と児童委員を示す双葉を組み合わせ、平和のシンボルの鳩をかたどって、愛情と奉仕を表しています。

地域支えあいの機能の充実

「見守り・声掛け・身近な相談・集い語らう」を地域づくりの基本として、高齢者・障がい者・子どもなど様々な福祉ニーズについて早期発見・早期対応につなげます。

地域住民の個別ニーズについて、コミュニティソーシャルワーカー（ＣＳＷ）による実践活動で解決するだけでなく、近隣住民を巻き込んだコーディネートや隙間のニーズにも対応する地域づくりに向けた地域支援の強化を図ります。

地域を支える企業や事業者、関係機関等の協力を得て、重層的で漏れのない見守りを行うネットワークを築き、安心して暮らすことのできる地域づくりを推進します。

担当課	総合福祉課/社会福祉協議会
-----	---------------

No	取組項目	取組内容	担当課
44	高齢者等見守り活動事業	登録した協力事業所が、日常業務の中で高齢者等の異変を感じたり相談を受けたりした場合、その情報をもとに市が関係機関と連携することにより、必要な支援や継続的な見守りにつなげます。	総合福祉課
45	コミュニティソーシャルワーカー（ＣＳＷ）の増員	制度の狭間にある方や、複合的に課題を抱える方、また課題を抱えながらも支援を拒否する方などが地域で自立した生活を送ることができるよう総合的に相談を受けて支援を行うため、コミュニティソーシャルワーカー（ＣＳＷ）の設置を進めます。	社会福祉協議会
46	各地域における支えあいの成功事例の周知・啓発	各地域における支援の参考として活用していただくため、地域住民による支えあいや、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等における取組事例などについても周知を行います。	社会福祉協議会

評価指標

指標		基準値 (R1)	目標値 (R8)
高齢者等見守り活動登録事業者数		135 事業所	153 事業所
コミュニティソーシャルワーカー(CSW)相談件数	中間見直し後	14 件	100 件
	当初計画	14 件	30 件

コラム⑤



「基幹相談支援センター」



苫小牧市基幹相談支援センターは、地域における障がい者相談支援施設や団体の中核的な役割を担う拠点機関として、平成 25 年度に設置されました。

障がい者の福祉ニーズは、年々多様化・増大化しております。住み慣れた地域で、自分らしくいきいきと生活を送るためには、「どこで」「誰と」「どんなふうに」暮らしていきたいかという「生き方」を自分自身が選び、それを実現できるように、地域社会全体で応援していくことが大切です。

本市では、事業の一部を委託している法人と一体となり、社会福祉士や精神保健福祉士などの専門相談員が、日々本人や家族等からのお話をお聞きし、地域の相談支援事業所や病院、学校などの各機関と連携し、ニーズに合った情報提供のほか、総合的・専門的な相談支援に取り組んでいます。

このほか、地域連携のためのネットワークづくりや、長期的な入院・入所からの地域移行・地域定着の支援、権利擁護や障害者虐待の防止に関する取組などが、総合相談・専門相談とともに、基幹相談支援センターが担う 4 本柱となっております。

どうぞお気軽にご相談ください。

基本目標3 誰もが安心して暮らせる環境づくり

市民一人ひとりが、住み慣れた地域でいきいきと健康で暮らすことのできる地域とするため、自殺防止・再犯防止に向けて関係の支援者・団体との連携した取組や、道路・建築物等における物理的なバリア、情報障害者といわれる視覚障害者・聴覚障害者等における情報面でのバリア、障がいのある方が社会参加する時における意識上のバリアなどを取り除き、バリアフリーに向けた福祉のまちづくりを推進します。

施策5 安心して暮らせる地域づくり



近年、高齢者、障がい者が詐欺被害や悪質商法にあう事例も増えており、犯罪を未然に防ぐ取組や関係機関と連携・協働した取組により、安心して暮らすことのできる地域づくりを目指します。

また、自殺防止に向けて、身近な市民一人ひとりが、早期に気づき、傾聴し、適切な対応をとるほか、医療・福祉・教育等の関係機関が、より強力で連携して「生きることの包括的な支援」を行います。

取組方針⑬

自殺防止に向けた取組

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、背景には、精神保健上の問題だけではなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめなど様々な要因があることが知られています。このため、身近な市民一人ひとりが、早期に気づき、話を聴き、適切な対応をとるほか、保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関が、より強力で連携して「生きることの包括的な支援」を行います。

担当課	健康支援課
-----	-------

No	取組項目	取組内容	担当課
47	実務者ネットワーク会議	医療、保健、生活、教育、労働等に関する相談等、関係機関の実務者ネットワ	健康支援課

		ークを形成し、苫小牧市の現状や課題を共有します。	
48	ゲートキーパー養成講座	市民や企業等を対象に、悩んでいる人に気づき、声をかけ、傾聴し、必要な支援につなげて見守るゲートキーパーを育成します。	健康支援課
49	こころの健康相談	保健師がこころに悩みを抱える市民やその家族からの相談に応じます。	健康支援課

評価指標

指標	基準値（R1）	目標値（R8）
実務者ネットワーク会議開催回数	1 回	年 1 回以上
ゲートキーパー養成講座総登録者数	1, 620 人	2, 420 人
こころの健康相談の開催	相談日：年 1 回 随時相談件数	相談日：年 12 回

取組方針⑭

再犯防止に向けた取組の推進

誰もが安心して暮らせるまちづくりのため、関係機関・団体と連携し防犯啓発事業を推進するとともに、子どもを犯罪などの被害から守るための活動を推進します。

また、罪を犯した人が、自らの罪を悔い改め、犯罪や非行を繰り返すことなく、再び社会を構成する一員になれるよう、再犯防止に向けて更生保護関係の支援者・団体と民生委員児童委員や社会福祉協議会等との連携を図ります。

担当課	青少年課/市民生活課/総合福祉課
-----	------------------

No	取組項目	取組内容	担当課
50	巡回活動事業	巡回活動を通して非行の実態を把握し、非行の未然防止・早期発見・早期指導のための活動を推進します。	青少年課

51	防犯・再犯防止啓発事業の推進	関係機関・団体と連携し、地域ぐるみで被害の未然防止に向けた啓発活動を実施します。	市民生活課
52	社会を明るくする運動の実施	更生保護に携わる団体、民生委員・児童委員、青少年に携わる団体、警察、教育委員会等と緊密に連携しつつ、毎年7月の強化月間を中心に、犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない地域社会を築くため「社会を明るくする運動」を各関係機関とともに進めてまいります。	青少年課
53	再犯防止に向けた福祉的支援	犯罪者等について、状況に応じて生活困窮者自立支援制度による福祉的支援を実施します。 また、保護司会などの更生保護関係団体との連携に取り組みます。	総合福祉課

評価指標

指標	基準値（R1）	目標値（R8）
巡回体制	街頭巡回 年間 680 回	巡回体制を維持します。

取組方針⑮

交通安全対策、移動手段の確保

高齢化の進展に伴い、自家用車に依存しない環境整備はますます重要な課題となっています。

高齢者の移動手段としては、バス、タクシーなどの公共交通機関が基本的に重要な役割を担っており、本市においても、公共交通機関の維持のために一定の支援を行っております。今後も、きめ細かなサービスの充実等に向けた努力が必要となりますが、他方で、歩行距離の制約などの高齢者の生活実態や、公共交通機関の現状

を考えると、公共交通を補完するボランティア団体の活動や地域の助けあいの中で高齢者のための移動手段を確保していくことも、今後重要性が増すものと考えられます。

公共交通を補完するボランティア団体の活動や地域共助の考え方に基づく輸送等の移動手段の確保にあたり検討を行っていきます。

担当課	市民生活課/まちづくり推進課
-----	----------------

No	取組項目	取組内容	担当課
54	交通安全教室	子どもから高齢者までの幅広い年齢層を対象に、参加型の交通安全教室を実施し、交通ルールとマナーの向上を図り、安全で安心な環境づくりに努めます。	市民生活課
55	交通手段の確保	利用者ニーズに対応した公共交通サービスを提供するため、デマンド型コミュニティバスを引き続き運行します。	まちづくり推進課
56	移動手段の確保	「苫小牧市地域公共交通計画」を策定し、将来に向けて持続可能な公共交通ネットワークの形成を図り、地域の移動手段の確保に努めます。	まちづくり推進課

評価指標

指標	基準値（R1）	目標値（R8）
交通安全教室開催数	321 回	320 回
デマンド型コミュニティバス利用者数	樽前ハッピー号 17,665 人 とこバス 2,771 人	樽前ハッピー号 18,000 人 とこバス 2,800 人



障がいのある人もない人も、全ての人が安全に生活できるよう、住まいから公共施設の構造上のバリア、偏見などの意識上のバリア、その他日常生活又は社会生活における様々なバリアを取り除き、暮らしやすいまちづくりを進めます。

また、必要とする情報に簡単にたどりつけ、手軽に利用できるよう、情報アクセシビリティの強化を図ります。

取組方針⑩

バリアフリーの推進

公共施設などでは、エレベーターの設置や段差解消のためにスロープをつけるなどバリアフリー化を進めるとともに、車椅子利用者に対応した住宅や、ユニバーサルデザインを採用した誰でも住みやすい住宅の供給に努めます。段差解消などのバリアフリー化を促進します。

担当課	障がい福祉課/住宅課/道路建設課/緑地公園課/建築指導課
-----	------------------------------

No	取組項目	取組内容	担当課
57	福祉トイレカー事業	障がいのある人や高齢者などの車椅子利用者が外出時のトイレ確保に大きな悩みを抱えていることを背景に製作した、車椅子利用者でも利用できる装備を有した公用車両（福祉トイレカー）の管理運営を行います。	障がい福祉課
58	手話通訳者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者とその他の者の意思疎通を円滑にするため、手話通訳者を派遣します。	障がい福祉課

59	バリアフリー化事業	障がいの有無に関わらず、全ての人が安全で安心して生活できるよう、バリアフリー環境の整備を推進します。	障がい福祉課
60	あいサポート運動	様々な障がい特性を理解し、サポートのノウハウを学ぶことで、障がいのある人が困っている時に手助けや配慮を実践するあいサポーターを育成します。	障がい福祉課
61	公共施設バリアフリー化	・市営住宅の建設にあたっては、エレベーターの設置などバリアフリー化を進めるとともに、車椅子利用者に対応した住宅や、ユニバーサルデザインを採用した誰でも住みやすい住宅の供給に努めます。 ・幹線道路や苫小牧市バリアフリー基本構想に基づく特定道路において、点字ブロックの設置や通行に支障となる段差、急勾配の解消など、安全・安心に配慮した道路整備を推進します。 ・苫小牧市バリアフリー基本構想に基づく特定公園や利用頻度が多い近隣公園などの出入口・トイレ等の改修を行い、安全・安心に配慮した公園整備を推進します。 ・公共的施設基準の審査、適合証を交付します。	住宅課 道路建設課 緑地公園課 建築指導課

評価指標

指標	基準値 (R1)	目標値 (R8)
福祉トイレカー出動回数	37 回	45 回
手話通訳者派遣件数	54 件	60 件
バリアフリー化事業における合理的配慮の提供を支援する助成件数	3 件	6 件

あいサポーター数（累計）	1,425 人	6,000 人
市営住宅バリアフリー化住戸数（累計）	192 戸	480 戸
バリアフリー化公園数（累計）	142 か所	157 か所

取組方針⑰

情報アクセシビリティの確保

ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した情報機器の普及など、情報提供の手法の幅が広がる中、障がいの有無にかかわらず、誰もがいつでも必要とする情報に簡単にたどりつけ、手軽に利用できるよう、情報アクセシビリティの強化を図ります。

市が発信する情報について、受け手の状況にかかわらず必要とする人に適切な情報が伝わるよう、情報発信の手段や方法等について検討していきます。

コロナ禍における研修会や講習会でのオンライン・ツールの活用が図られたように、様々な媒体の利用も含め、動画での字幕挿入や文字サイズなどに配慮して、伝わりやすい福祉の情報発信を目指します。

担当課	障がい福祉課/社会福祉協議会/総合福祉課
-----	----------------------

No	取組項目	取組内容	担当課
62	情報アクセシビリティの向上	ホームページをはじめ、公共施設における電光表示や音声放送の適切な整備、ひらがなや絵記号等によるわかりやすい表記など、ユニバーサルデザインの普及を進め、障がい特性に配慮した情報提供に努めます。	障がい福祉課
63	社協だよりなど周知方法の強化	社会福祉協議会の取組や地域福祉活動等において情報発信し、より多くの住民に地域福祉への関心を持っていただける紙面づくりを目指します。 (No6 再掲)	社会福祉協議会
64	アクセスしやすい情報配信	ふくし情報について、誰もがいつでも情報に簡単にたどりつけ手軽に利用	総合福祉課

		できるよう、動画共有サービス等により配信します。	
--	--	--------------------------	--

コラム⑥

「あいサポート運動」

同じ街に暮らす、たくさんの人々。

その中には、暮らしの中で誰かの助けを必要とする人も数多くいます。

たとえばお体や精神になんらかの障がいのある人・・・。

障がいをお持ちでも、日常の何気ない場面で、誰かのちょっとした思いやりや手助けがあれば、今よりもいきいきと暮らすことができます。

あいサポート運動は、様々な障がいの特性を理解し、障がいのある人に温かく接するとともに、障がいのある人が困っているときに「ちょっとした手助け」を行うことにより、誰もが暮らしやすい地域共生社会を実現させることを目的に、鳥取県がスタートさせた運動です。

本市では、平成30年10月に鳥取県と協定を結び、受講された方には、あいサポーターとなっていただけるよう、あいサポーター研修の実施に取り組んでいます。

市職員はもとより、地域住民や企業の皆様、学校の児童生徒の皆様など、すでに1,600人以上のあいサポーターが誕生しております。

あなたも「あいサポート運動」に参加してみませんか。



施策 7 地域丸ごとのつながり



若者、障がい者、生活困窮者が利用できる短時間就労、就労体験の場、退職高齢者にとっての新たな活躍の場など、福祉分野、雇用分野の既存事業にとらわれず、地域課題の解決に向けた社会的価値を生み出し、様々な機関・地域丸ごとのつながりを構築していきます。

取組方針⑩

雇用の安定・拡大と人材確保・育成

福祉政策と雇用政策の両面から、社会参加へ関わる人材の育成を促進していきます。

農水産業での高齢化による担い手も不足しており深刻な状況です。農福連携を通じて若者・高齢者・障がい者や生活困窮者に活躍の場をひろげるためにも、雇用を促進したい福祉施設とのマッチングなどを推進していきます。

担当課	介護福祉課/農業水産振興課/総合福祉課/工業・雇用振興課
-----	------------------------------

No	取組項目	取組内容	担当課
65	介護職員就業支援事業	介護就業希望者と事業所とのマッチング及び介護技能向上のための研修に対する助成を行うことにより、介護事業所への長期定着を促進し、介護人材不足の改善を図ります。 また、外国人材の活用に向けた調査・検討を行うなど、介護人材の不足を補うための多様な方策について検討を進めます。	介護福祉課
66	農福連携の取組	若者・高齢者・生活困窮者や障がい者が農業分野で活躍することを推進します。	農業水産振興課 総合福祉課

67	就業支援事業	安定した雇用確保のため、若者や女性の人材育成と雇用機会のサポートなどの取組を行います。 市が運営する無料就職マッチングサイトを通じ、求職者と市内企業の就職促進と人材確保を図ります。	工業・雇用振興課
----	--------	--	----------

評価指標

指標	基準値（R1）	目標値（R8）
農福連携農家数	—	1 戸

コラム⑦

「生活支援コーディネーター」

「生活支援コーディネーター」とは、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくことができるように、生活の困りごとの発見と、地域の支えあいづくりを支援し、解決に向けた働きかけを行う人のことで、別名を「地域支えあい推進員」といいます。

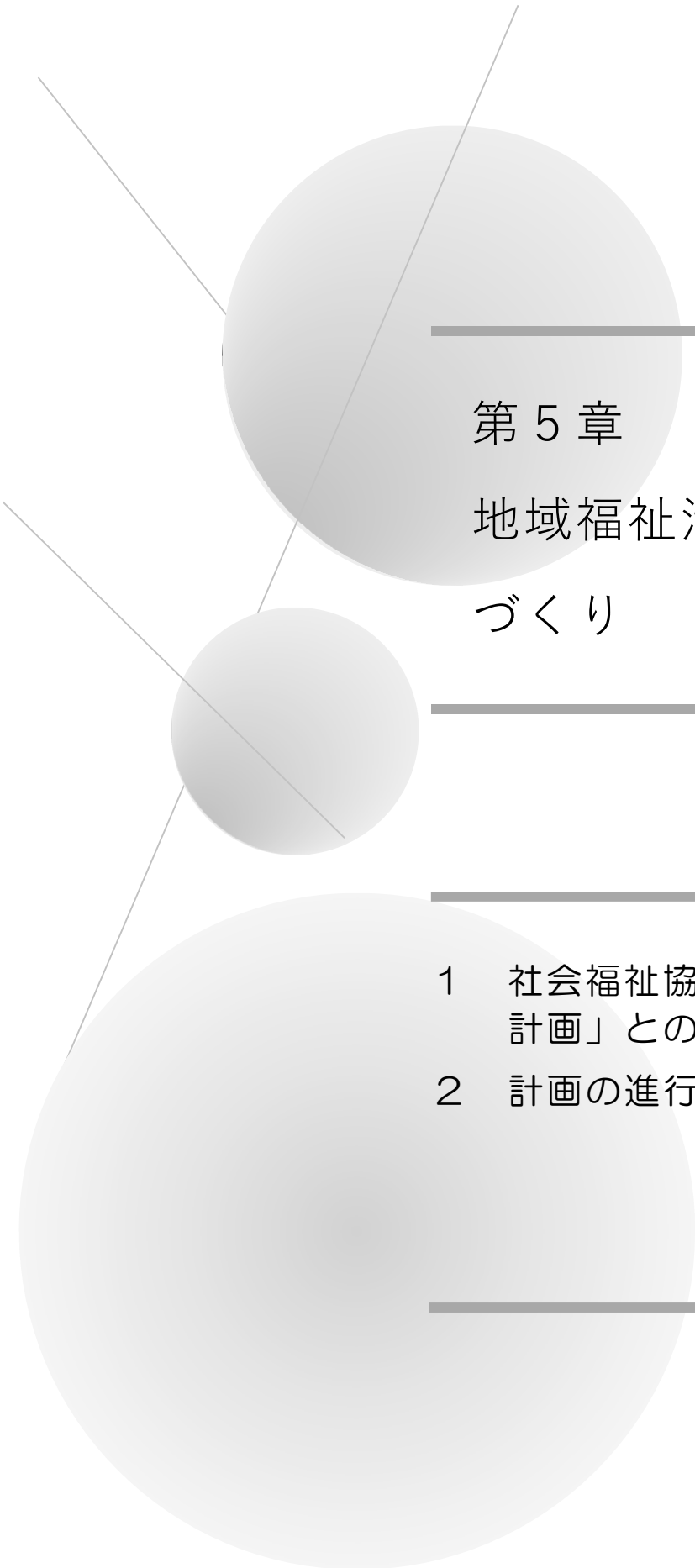
具体的には、社会資源（各地域で行われるサロンや見守り活動、生活支援に関するサービスなど）の把握と創出、サービスの担い手（元気な高齢者やボランティア活動をしたい方など）の発掘と養成、地域のネットワーク構築（地域組織、NPO、社会福祉法人、地域の企業などによる情報共有や連携の体制づくり）、地域の困りごととサービスのマッチングなどを行います。このような活動を通して、人と地域をつなぎ、地域の人たちと一緒に考えながら、日常生活上の支援体制が充実し、高齢者が社会参加できるまちづくりに取り組んでいきます。

地域における人と資源の循環

人口減少を背景に、事業者や社会貢献活動における人材や後継者が不足しており、地域での様々な課題が表出しております。しかしそれは同時に、高齢者、障がい者や生活困窮者などの就労・活躍の機会を提供する資源でもあります。地域の元気な高齢者等が担い手として主体的に活躍できる機会を確保し、福祉分野を超えて人と資源がつながり、地域に「循環」を生み出せるまちを推進します。

担当課	工業・雇用振興課/社会福祉協議会
-----	------------------

No	取組項目	取組内容	担当課
68	採用力・魅力創造支援事業	若者・女性・高齢者など働き方の多様化に合わせた、誰もが働きやすい職場づくりに取り組む市内企業を支援します。	工業・雇用振興課
69	シニア層の社会参加	シニア層（定年退職者含む）がいいきと暮らし、地域活動へ参加してもらえよう、シニア向けの社会参加のための講座を企画します。	社会福祉協議会



第5章

地域福祉活動を推進する基盤 づくり

- 1 社会福祉協議会「第6期地域福祉実践計画」との連携
- 2 計画の進行管理と検証体制

第5章 地域福祉活動を推進する基盤づくり

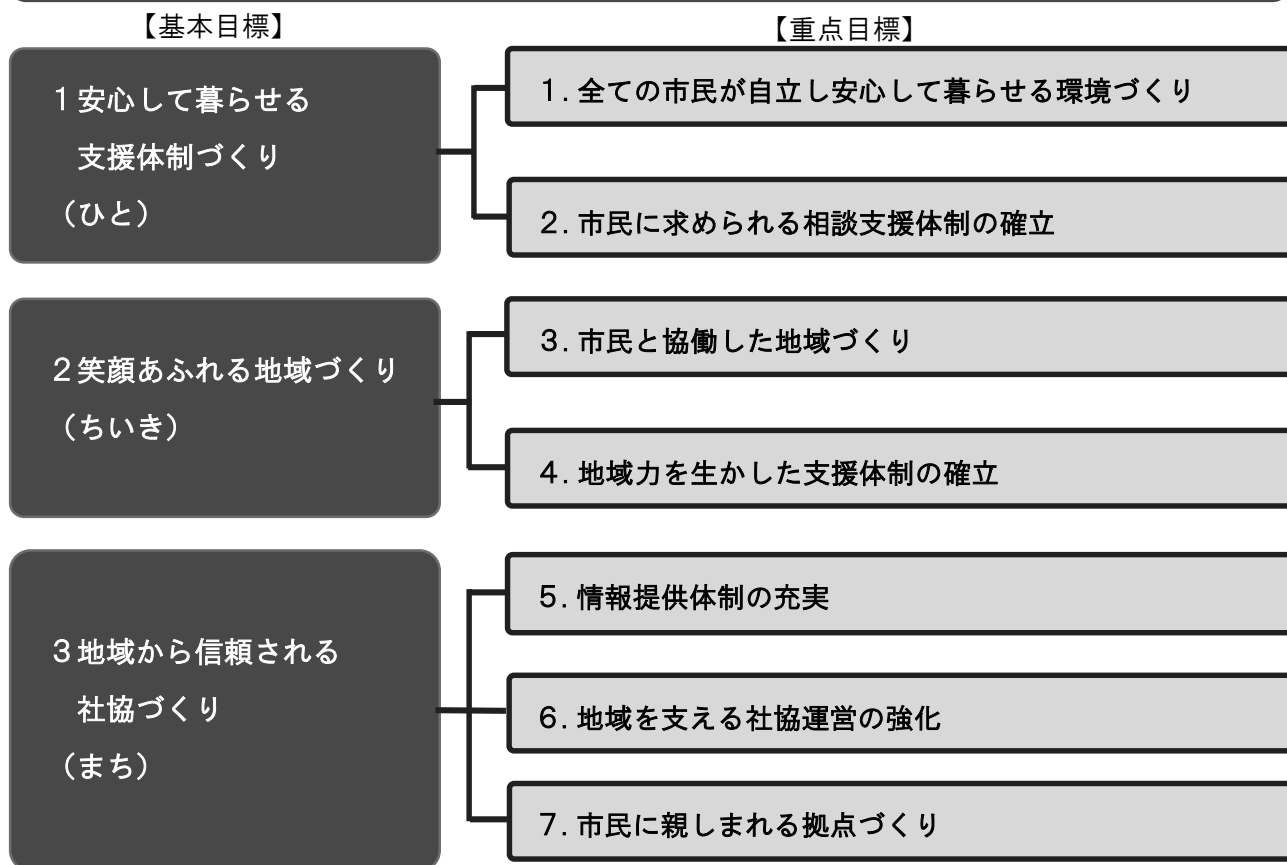
1 社会福祉協議会「第6期地域福祉実践計画」との連携

苫小牧市社会福祉協議会は、昭和27(1952)年に本市の社会福祉事業関係者と地域住民が協力して地域福祉の増進を図ることを目的に設立されました。昭和43(1968)年には、社会福祉法人の認可を受け、地域福祉の中核として各種福祉事業を実施しています。

本市の地域福祉計画は、地域福祉推進のための施策や地域住民の地域福祉活動への参加を促す理念と仕組みづくりを示した計画である一方、苫小牧市社会福祉協議会の地域福祉実践計画は、地域福祉の推進を実行するため、社会福祉協議会が町内会や民生委員・児童委員、老人クラブといった関係機関やボランティア、市民活動団体との活動を定める計画です。本市の地域福祉計画と一体的に策定することにより、それぞれの役割が明確になり、協働・実行性が高まります。

第6期地域福祉実践計画

ともに支えあい、みんなの笑顔が見えるまちづくり

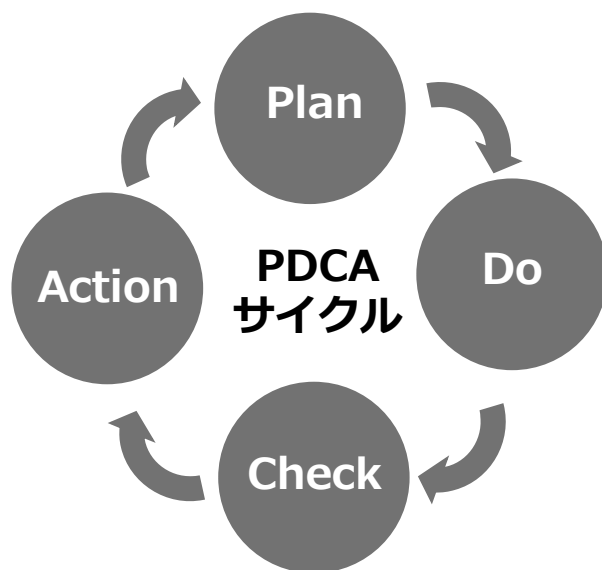
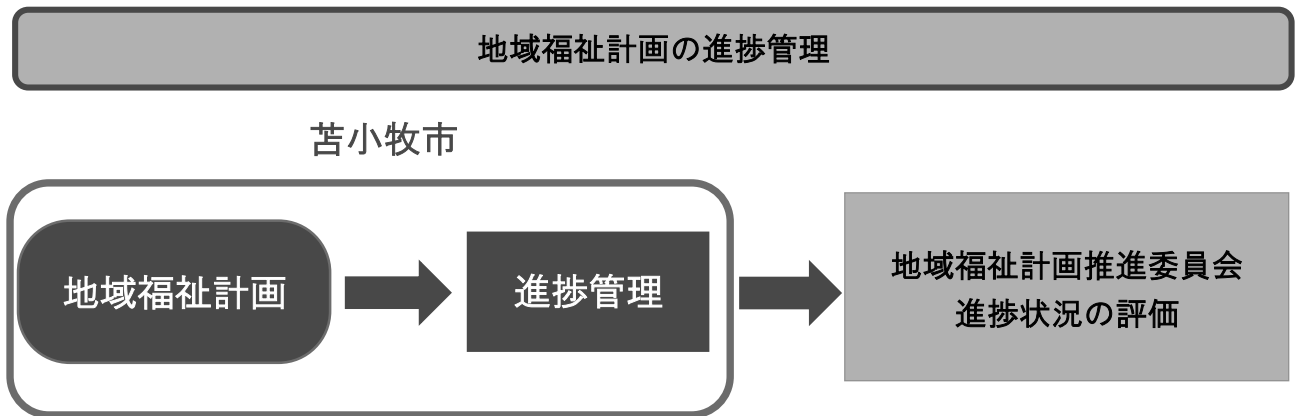


地域福祉計画と地域福祉実践計画の連携

第3期苫小牧市地域福祉計画 支えあい、助けあいながら 共に暮らせるまちづくり	第6期地域福祉実践計画 ともに支えあい、みんなの 笑顔が見えるまちづくり
基本目標1 自分らしく生きるための仕組みづくり 施策1 包括的な相談支援体制の構築 施策2 権利擁護の推進	基本目標1 安心して暮らせる支援体制づくり 重点目標1 全ての市民が自立し安心して暮らせる環境づくり 重点目標2 市民に求められる相談支援体制の確立
基本目標2 共に支えあう地域づくり 施策3 地域を担う人づくり 施策4 地域福祉活動の推進	基本目標2 笑顔あふれる地域づくり 重点目標3 市民と協働した地域づくり 重点目標4 地域力を生かした支援体制の確立
基本目標3 誰もが安心して暮らせる環境づくり 施策5 安心して暮らせる地域づくり 施策6 福祉のまちづくりの推進 施策7 地域まるごとのつながり	基本目標3 地域から信頼される社協づくり 重点目標5 情報提供体制の充実 重点目標6 地域を支える社協運営の強化 重点目標7 市民に親しまれる拠点づくり

2 計画の進行管理と検証体制

本計画を効果的かつ継続的に推進していくため「苫小牧市地域福祉計画推進委員会」を設置し、本計画の進捗状況の評価について、御意見をいただきながら進捗管理を行います。



計画（Plan）

市の現状を踏まえ、市民ニーズにあった施策を設定し、達成に向けて取り組みます。

実行（Do）

計画にもとづき活動を実施します。

評価（Check）

定期的に進捗状況を把握し、評価を行い御意見をいただきます。

見直し（Action）

必要があると認めるときは、計画期間の中間年（3年目）で一部見直しを行います。

資料編

- 1 計画作成過程
- 2 苫小牧市地域福祉計画推進委員会設置要綱
- 3 苫小牧市地域福祉計画推進委員会委員名簿
- 4 苫小牧市地域福祉計画庁内推進会議設置要綱
- 5 とまこまい成年後見支援センター運営協議会設置要綱
- 6 とまこまい成年後見支援センター運営協議会委員名簿
- 7 持続可能な開発目標（SDGs イス・デー・ジーズ）

1 計画作成過程

年月日	内容	
平成 29 年 12 月 20 日 (水)	第 1 回 苫小牧市地域福祉計画推進委員会	
平成 30 年 9 月 25 日 (火)	第 2 回 苫小牧市地域福祉計画推進委員会	
平成 31 年 2 月 18 日 (月)	第 3 回 苫小牧市地域福祉計画推進委員会	
令和元年 6 月 12 日 (水)	第 4 回 苫小牧市地域福祉計画推進委員会	
令和元年 6 月 12 日 (水)	○基調講演「今後の地域福祉のあり方～全国の先進地域から学ぶ～」 北星学園大学 社会福祉学部 福祉計画学科 教授 岡田 直人氏	
令和元年 7 月 1 日 (月) から 令和元年 7 月 31 日 (水) まで	市民意識調査	
令和元年 8 月 27 日 (火)	第 1 回 苫小牧市成年後見支援センター運営協議会	
令和元年 9 月 20 日 (金)	苫小牧市の共生社会を考える地域福祉セミナー ○基調講演「地域共生社会について～他分野との連携～」 社会福祉法人ゆうゆう 理事長 大原 裕介氏 ○グループワーク「地域住民が主体のまちづくり」	 

年月日	内容	
令和元年 10 月 31 日(木)	第 5 回 苦小牧市地域福祉計画推進委員会	
令和元年 11 月 21 日(木)	第 2 回 苦小牧市成年後見支援センター運営協議会	
令和元年 11 月 30 日(土)	苦小牧市の共生社会を考えるシンポジウム ○基調講演「治さない医者～非援助の援助～」 医療法人薪水浦河ひがし町診療所 院長 川村 敏明 氏 ○シンポジウム ～いま「社会的孤立」にヨコグシを～ コーディネーター 一般社団法人釧路社会的企業創造協議会 副代表 櫛部 武俊 氏 シンポジスト 高田法律事務所 弁護士 高田 耕平 氏 苦小牧地域生活支援センター センター長 園田 亜矢 氏 山手地域包括支援センター 社会福祉士 加藤 侑大 氏	 
令和元年 12 月 18 日(水) から 令和 2 年 1 月 26 日(日)ま で	地域懇談会（8 か所） 桜坂ふれあいサロン（しらかば）/ 苦社協ふれあいサロ ン/ サロンふれあいひろば（東）/ おしゃべりサロン（明 野）/ ふれ愛サロンほっとタイム（西）/ ふれあいみやま （山手）/ ふれあいサロン（中央）/ ふれあいサロン青葉 （南）	
令和 2 年 1 月 30 日(木)	第 3 回 苦小牧市成年後見支援センター運営協議会	
令和 2 年 4 月 24 日(金)	第 6 回 苦小牧市地域福祉計画推進委員会	計画骨子の検討
令和 2 年 7 月 27 日(月)	第 4 回 苦小牧市成年後見支援センター運営協議会	
令和 2 年 8 月 6 日(木)	第 1 回 苦小牧市地域福祉計画庁内推進会議	取組方針の説明
令和 2 年 11 月 12 日(木)	第 5 回 苦小牧市成年後見支援センター運営協議会	権利擁護について
令和 2 年 11 月 16 日(月)	第 7 回 苦小牧市地域福祉計画推進委員会	計画素案の検討
令和 3 年 2 月 19 日(金)	第 8 回 苦小牧市地域福祉計画推進委員会	パブリックコメント報 告
	第 6 回 苦小牧市成年後見支援センター運営協議会	
令和 3 年 7 月 14 日(水)	第 7 回 苦小牧市成年後見支援センター運営協議会	権利擁護について

年月日	内容	
令和4年2月14日（月）	第1回苫小牧市成年後見支援センター運営協議会	成年後見支援センター 広域設置について
令和4年7月21日（金）	第2回とまこまい成年後見支援センター運営協議会	権利擁護について
令和4年11月18日（金）	第1回苫小牧市地域福祉計画推進委員会	計画の進捗状況
令和5年2月10日（金）	第3回とまこまい成年後見支援センター運営協議会	権利擁護について
令和5年3月23日（木）	第2回苫小牧市地域福祉計画推進委員会	計画の中間見直しにつ いて
令和5年3月23日（木）	○基調講演「市民主導の地域共生社会を目指して」 北海道医療大学 名誉教授および特任教授 向谷地 生良 氏	
令和5年7月27日（木）	第4回とまこまい成年後見支援センター運営協議会	成年後見制度利用促進 基本計画の中間見直し について
令和5年8月29日（火）	第3回苫小牧市地域福祉計画推進委員会	計画の中間見直しにつ いて
令和5年11月28日（火）	第4回苫小牧市地域福祉計画推進委員会	中間見直しの概略につ いて
令和5年12月13日（水）	住民説明会	
令和6年2月13日（火） 通知	第5回苫小牧市地域福祉計画推進委員へ文書報告	パブリックコメント結 果について
令和6年2月29日（木）	第1回とまこまい成年後見支援センター運営協議会	パブリックコメント結 果について

2 苫小牧市地域福祉計画推進委員会設置要綱

（趣旨）

第1条 苫小牧市は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する市町村地域福祉計画として策定した苫小牧市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を推進するにあたり、広く市民から意見を求めるため、苫小牧市地域福祉計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 地域福祉計画の進捗状況の評価及び施策の推進に関する事項
- （2） 地域福祉計画の見直しに関する事項
- （3） その他地域福祉計画の推進に必要な事項

（構成）

第3条 推進委員会は、委員20名以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 学職経験者
- （2） 福祉関係団体、その他市民団体等の代表者の推薦を受けた者
- （3） 苫小牧市社会福祉協議会の代表者の推薦を受けた者
- （4） 公募により選考された者

（任期）

第4条 委員の任期は2年以内とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 推進委員会に委員長1名及び副委員長を1名置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総括し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

第6条 推進委員会の会議は、委員長が招集する。

2 推進委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 推進委員会の事務局は、福祉部総合福祉課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

3 苫小牧市地域福祉計画推進委員会委員名簿

委嘱期間：令和4年11月18日～令和6年3月31日 令和5年11月28日時点

No	氏 名	団体名等
1	山口 進	苫小牧地域精神障害者支援事業協議会
2	江尾 清	苫小牧身体障がい者福祉連合会
3	郡司 靖治	苫小牧市社会福祉施設連絡協議会
4	松本 和久	苫小牧市地域包括支援センター連絡協議会
5	八嶋 麻紀	苫小牧市法人保育園協議会
6	伴辺 久子	苫小牧市ボランティア連絡協議会
7	松島 茂夫	苫小牧市民生委員児童委員協議会
8	岡田 秀樹	札幌弁護士会
9	上林 義幸	札幌司法書士会
10	山崎 肇	北海道行政書士会 苫小牧支部
11	中野 満信	苫小牧市町内会連合会
12	井上 啓一	苫小牧市老人クラブ連合会
13	伊藤 康博	社会福祉法人 苫小牧市社会福祉協議会
14	奥村 訓代	北洋大学
15	田中 憲一	公募
16	川田 幸香	公募

(敬称略)

4 苫小牧市地域福祉計画庁内推進会議設置要綱

（設置）

第1条 本市における地域福祉計画の推進に際し、庁内に苫小牧市地域福祉計画庁内推進会議（以下「庁内推進会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 庁内推進会議の所掌事務は、次に掲げるとおりにする。

- （1）地域福祉計画の進捗状況把握及び点検並びに施策の推進に関する事項
- （2）地域福祉計画の見直しに関する事項
- （3）その他地域福祉計画の推進に必要な事項

（組織）

第3条 庁内推進会議は、議長、副議長、委員をもって組織する。

- 2 議長は福祉部長を、副議長は福祉部次長をもって充てる。
- 3 委員は、別紙1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 前項の委員のほか、必要に応じて関係課長を委員とすることができる。

（会議）

第4条 庁内推進会議は、議長が必要に応じて招集する。

- 2 議長は、必要があると認めるときには、委員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。

（庶務）

第5条 庁内推進会議の庶務は、福祉部総合福祉課において処理する。

（雑則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、庁内推進会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

No	部 署	課 名	役 職
1	総合政策部	協働・男女平等参画室	室 長
2		未来創造戦略室	主 幹
3		空港政策課	課 長
4	市民生活部	危機管理室	主 幹
5		市民生活課	課 長
6	福祉部	総合福祉課	課 長
7		障がい福祉課	課 長
8		発達支援課	課 長
9		介護福祉課	課 長
10		生活支援室	室 長
11	健康こども部	こども育成課	課 長
12		こども支援課	課 長
13		こども相談課	課 長
14		青少年課	課 長
15		健康支援課	課 長
16	産業経済部	工業・雇用振興課	課 長
17		農業水産振興課	課 長
18	都市建設部	道路建設課	課 長
19		緑地公園課	課 長
20		住宅課	課 長
21		建築指導課	課 長
22	教育部	生涯学習課	課 長
23		指導室	室 長
24	社会福祉協議会	社会福祉協議会	課 長

5 とまこまい成年後見支援センター運営協議会設置要綱

（設置）

第1条 とまこまい成年後見支援センター（以下「センター」という。）の適切な運営、その他センターの円滑な運営を図るため、とまこまい成年後見支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 運営協議会は、次に掲げる事項を審議する。

- （1）センターが実施する事業の監督に関する事項
- （2）センターが実施する事業の適正化及び企画調整に関する事項
- （3）権利擁護に係る計画及び事業等に関する事項
- （4）その他センターの運営に関する事項

（委員）

第3条 運営協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）成年後見制度に関し専門的知識を有する者
- （2）関係団体の代表者
- （3）その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第4条 運営協議会に会長及び副会長を1人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、運営協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 運営協議会は会長が招集し、その議長となる。

2 運営協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 運営協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第6条 運営協議会は、その審議事項について必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 運営協議会の庶務は、福祉部総合福祉課で処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

6 とまこまい成年後見支援センター運営協議会委員名簿

令和5年8月27日時点

No	区 分	団体名等	氏 名
1	法律専門家	札幌弁護士会	岡田 秀樹
2		札幌司法書士会	川村 卓司
3		北海道行政書士会 苫小牧支部	山崎 肇
4	地域福祉関係者	苫小牧市地域包括支援センター連絡協議会	浅野 豊
5		北海道精神保健福祉士協会	鈴木 浩子
6		北海道社会福祉士会日胆地区支部	曾我 真由美
7		北海道医療ソーシャルワーカー協会	島脇 崇泰
8	オブザーバー	札幌家庭裁判所苫小牧支部	石丸 勝也

(敬称略)

7 持続可能な開発目標（SDGs エス・ディー・ジーズ）

持続可能な開発目標（SDGs）は、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。本計画では、SDGsのゴール（目標）達成のために、各施策に紐づけを実施しました。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



目標1（貧困）	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
目標2（飢餓）	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
目標3（保健）	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
目標4（教育）	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
目標5（ジェンダー）	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。
目標6（水・衛生）	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
目標7（エネルギー）	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。
目標8（経済成長と雇用）	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。
目標9（インフラ、産業化、イノベーション）	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
目標10（不平等）	各国内及び各国間の不平等を是正する。
目標11（持続可能な都市）	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
目標12（持続可能な生産と消費）	持続可能な生産消費形態を確保する。
目標13（気候変動）	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
目標14（海洋資源）	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
目標15（陸上資源）	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
目標16（平和）	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
目標17（実施手段）	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。



とまこっポ
©2011 苫小牧市

第3期苫小牧市地域福祉計画

(令和3年度～令和8年度)

中間見直し版

発行：苫小牧市福祉部 総合福祉課

〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号

電話：(0144) 32-6354

FAX：(0144) 32-6098

<http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/>